

# 仙台市すこやか 子育てプラン 2020

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

仙台市



# 第1部

---



## 計画の基本

# 1 計画の位置づけ

## (1) 法律上の位置づけ

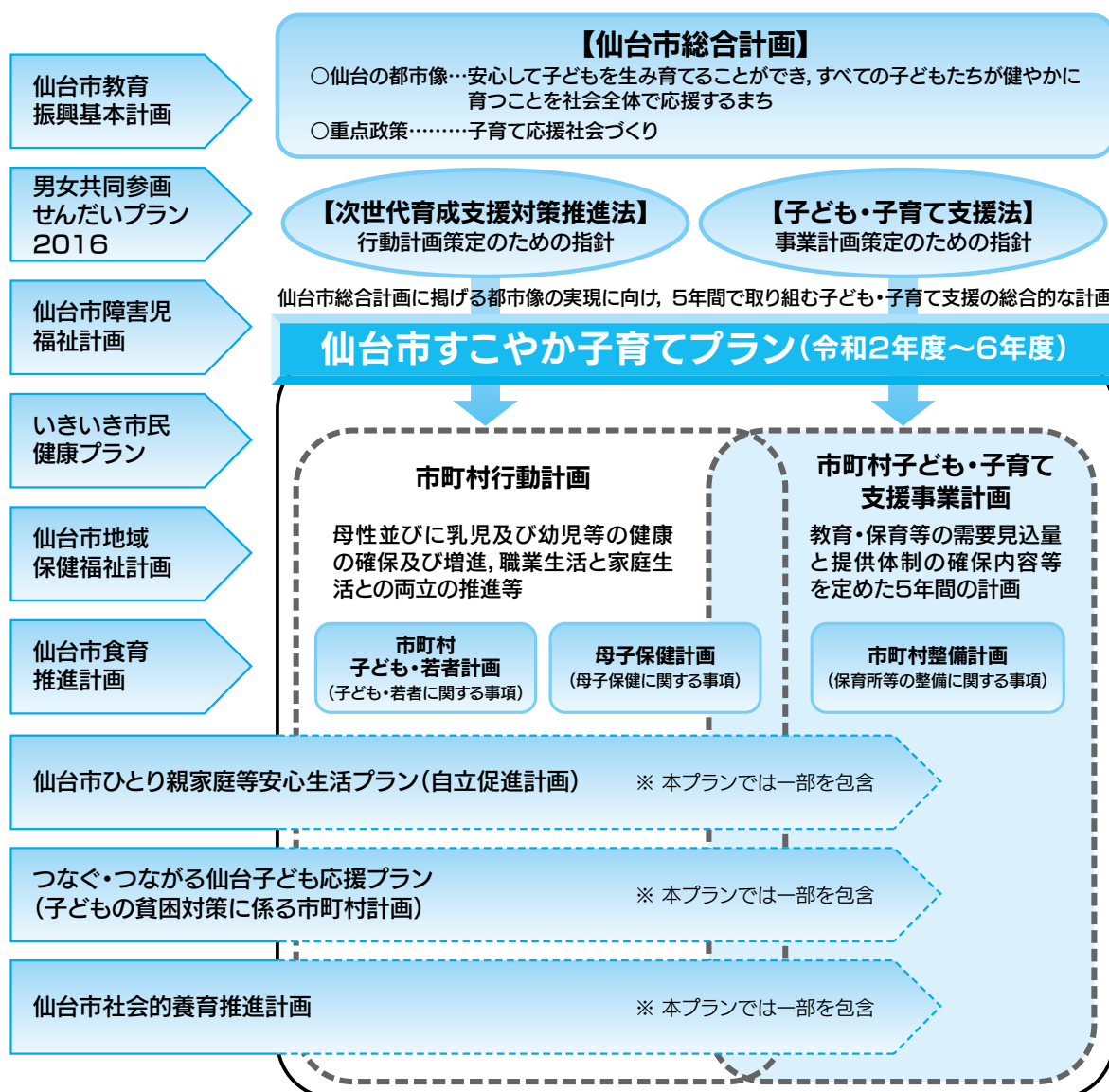
子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の双方の計画を一体のものとして策定します。

また、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子保健の主要な取り組みを提示する「健やか親子21（第2次）」で示された課題等を基本として策定する「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の一部を包含し、その推進を図ります。

## (2) 本市の他計画等との位置づけ

仙台市総合計画を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、子どもの育ちと子育て支援に関わる事業に体系的に取り組みます。

【イメージ図】 本市の他計画等との位置づけ



## 2 計画の範囲

計画の範囲は、子ども及び子育て家庭と、これらを取り巻く地域社会とします。

## 3 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」が、5年を一期として策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間の5年目にあたる令和6年度中に、次期計画を策定します。

## 4 計画の推進

子どもと子育て家庭に関する施策は、広汎な分野にわたることから、幼稚園や保育所、認定こども園などの子どもに関わる施設・事業者や庁内関係部局と連携を密にして施策を展開するとともに、多様化するニーズへの的確な対応のため、家庭や地域、企業などの相互の連携・協力を図りながら、計画を推進します。

実効性のある取り組みを進めるため、「仙台市子ども・子育て会議」\*において、計画の進捗状況の点検や評価を実施し、毎年、その結果を公表します。

また、社会・経済情勢や市民ニーズの変化、国における新たな施策などに的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを実施することとします。

\*子ども・子育て支援法の規定に基づき設置される合議制の機関で、本市における今後の子ども・子育て支援施策や同法に定める事項について意見を述べるとともに、当該施策の実施状況について評価等を行う。



## 第2部

---

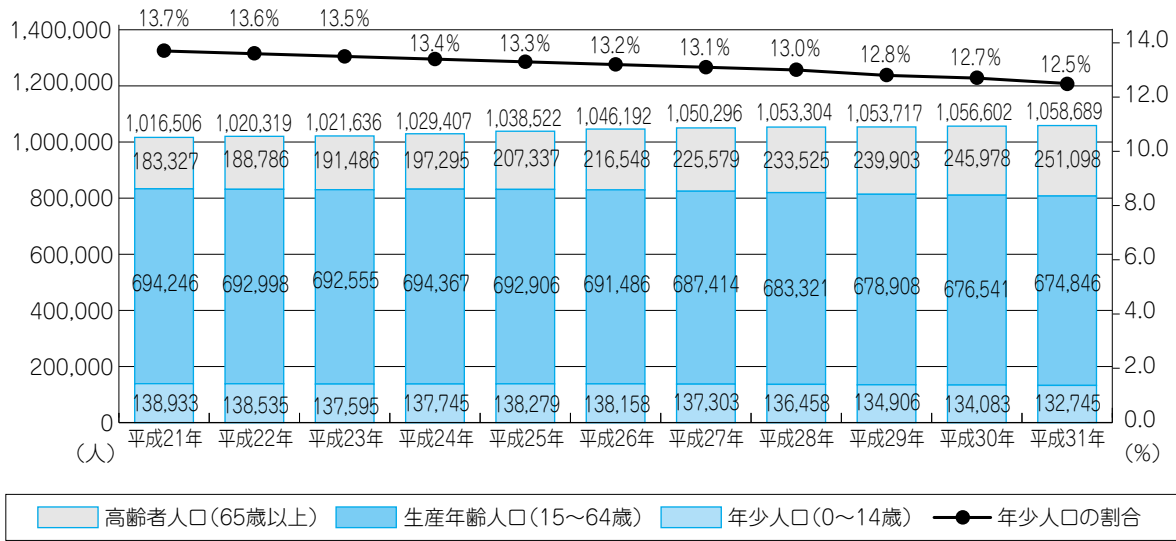
子どもと  
子育て家庭を取り巻く  
現状と課題

# 1 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

## (1) 少子化の進行

仙台市の平成31年4月1日現在の人口は約106万人\*となっており、平成21年の約102万人から増加を続けています。一方、年少人口(0~14歳)は平成21年の約13万9千人から、平成31年には約13万3千人に減少しており、総人口に占める年少人口の割合も13.7%から12.5%まで低下し、少子化が進行していることがわかります。(図表1)

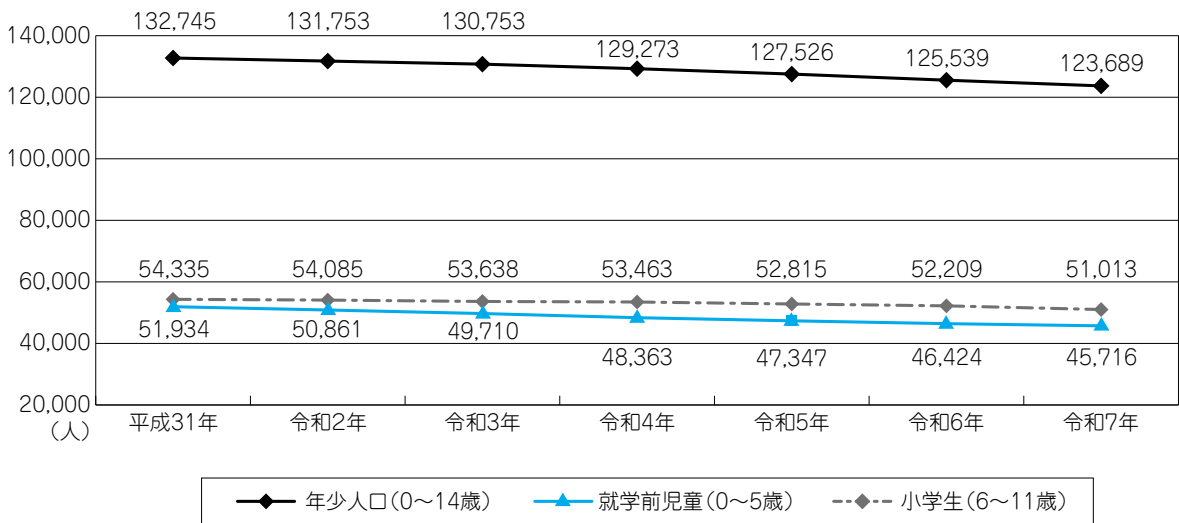
図表1 仙台市の人口の推移と年少人口の割合



\*ここでは、国勢調査人口を基準値とした推計人口ではなく、年齢区分別の人口構成がわかる住民基本台帳人口を使用している。  
資料：仙台市住民基本台帳（各年4月1日現在）

仙台市子供未来局の推計では、年少人口は減少し続けると見込まれ、特に、就学前児童(0~5歳)の減少幅が大きくなることが見込まれます。(図表2)

図表2 仙台市の将来推計人口(年少人口, 就学前児童, 小学生人口)



資料：仙台市子供未来局推計（各年4月1日現在）



仙台市の出生数及び出生率<sup>※1</sup>は、平成23年にかけて減少し、その後持ち直しを見せましたが、平成26年からは再び減少傾向にあります。(図表3)

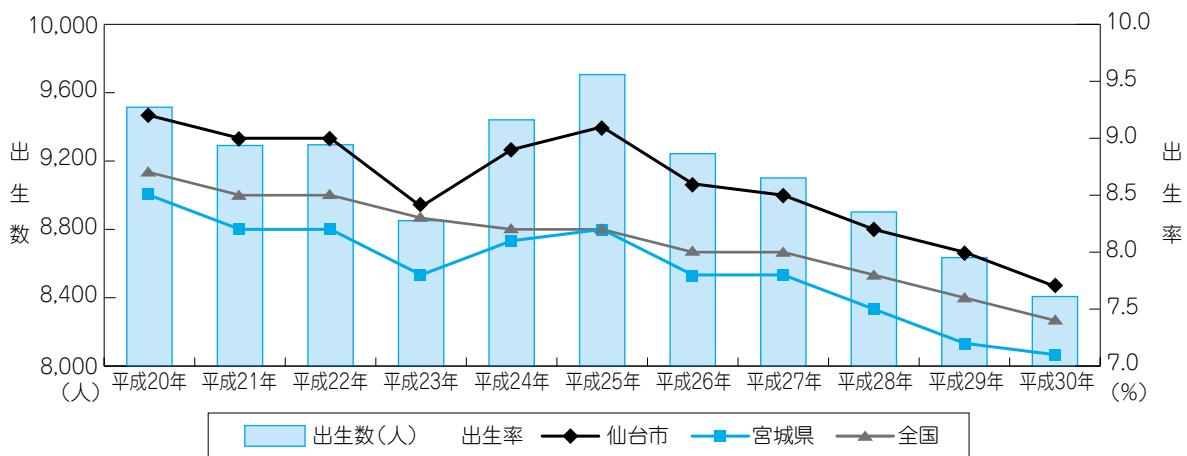
合計特殊出生率<sup>※2</sup>は全国平均より低く推移しており、平成30年で、全国の1.42に対して1.25となっています。(図表4)

※1 出生率：人口千人に対する年間出生数。

※2 合計特殊出生率：15歳～49歳の女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当。

図表3 仙台市の出生数、出生率の近年の推移

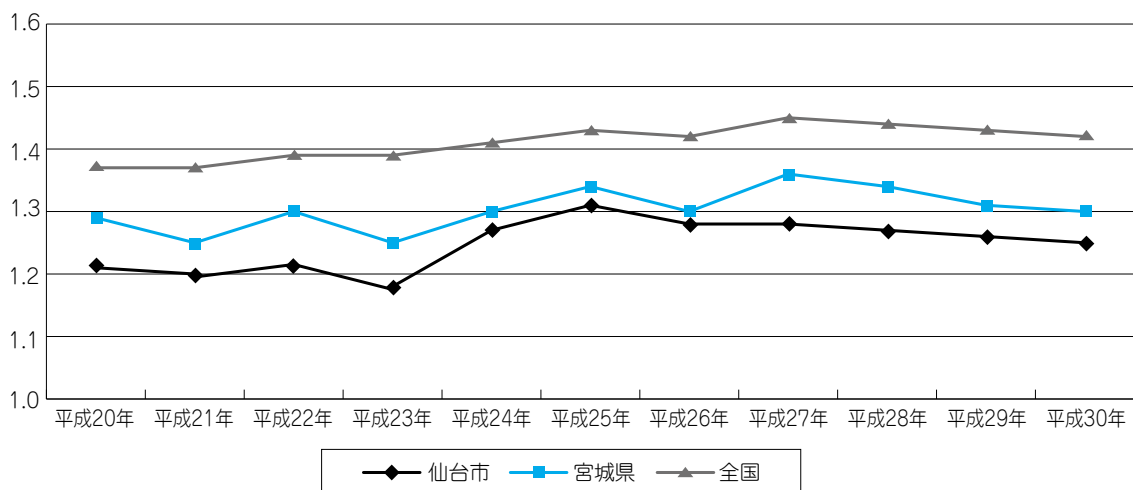
|        | 平成20年  | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |     |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 出生数(人) | 9,515  | 9,291 | 9,295 | 8,851 | 9,441 | 9,706 | 9,243 | 9,101 | 8,902 | 8,635 | 8,407 |     |
| 出生率    | 仙台市(%) | 9.2   | 9.0   | 9.0   | 8.4   | 8.9   | 9.1   | 8.6   | 8.5   | 8.2   | 8.0   | 7.7 |
|        | 宮城県(%) | 8.5   | 8.2   | 8.2   | 7.8   | 8.1   | 8.2   | 7.8   | 7.8   | 7.5   | 7.2   | 7.1 |
|        | 全国(%)  | 8.7   | 8.5   | 8.5   | 8.3   | 8.2   | 8.2   | 8.0   | 8.0   | 7.8   | 7.6   | 7.4 |



資料：厚生労働省「人口動態統計」及び仙台市健康福祉局「保健統計年報」

図表4 仙台市の合計特殊出生率の近年の推移

|     | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 仙台市 | 1.21  | 1.20  | 1.22  | 1.18  | 1.27  | 1.31  | 1.28  | 1.28  | 1.27  | 1.26  | 1.25  |
| 宮城県 | 1.29  | 1.25  | 1.30  | 1.25  | 1.30  | 1.34  | 1.30  | 1.36  | 1.34  | 1.31  | 1.30  |
| 全国  | 1.37  | 1.37  | 1.39  | 1.39  | 1.41  | 1.43  | 1.42  | 1.45  | 1.44  | 1.43  | 1.42  |



資料：厚生労働省「人口動態統計」及び仙台市健康福祉局「保健統計年報」

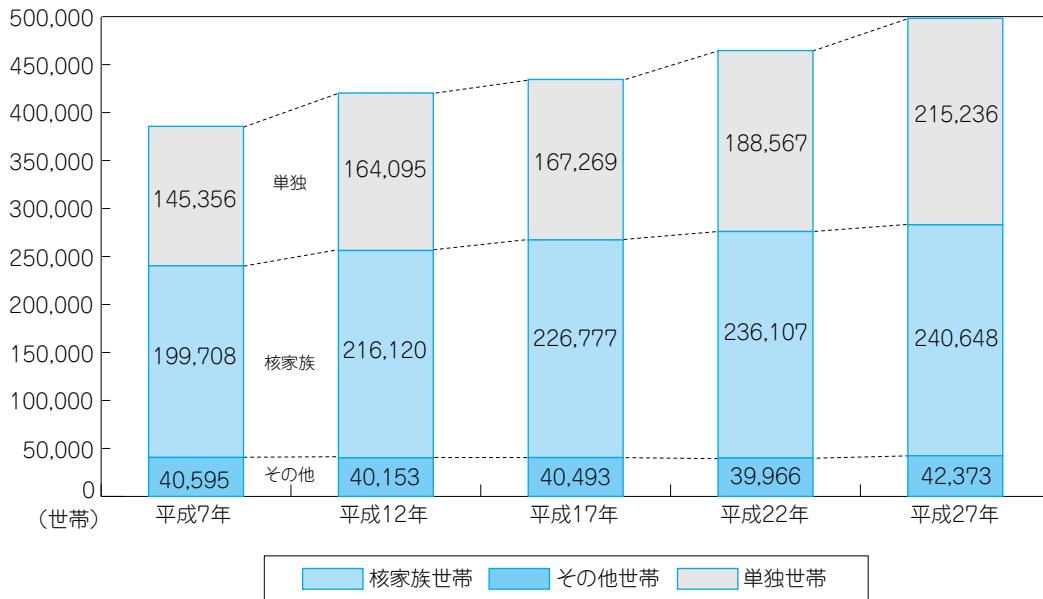
## (2) 家族構成

仙台市における核家族世帯は、平成7年の199,708世帯から平成27年には240,648世帯に増加しています。一方で、多世代同居を含むその他の世帯は、平成7年の40,595世帯から平成27年には42,373世帯と概ね横ばいとなっています。(図表5)

また、1組の夫婦の間での平均的な出生子ども数を見ると、2人以下の割合が年々増加しており、きょうだいの数が減少していることがうかがえます。(図表6)

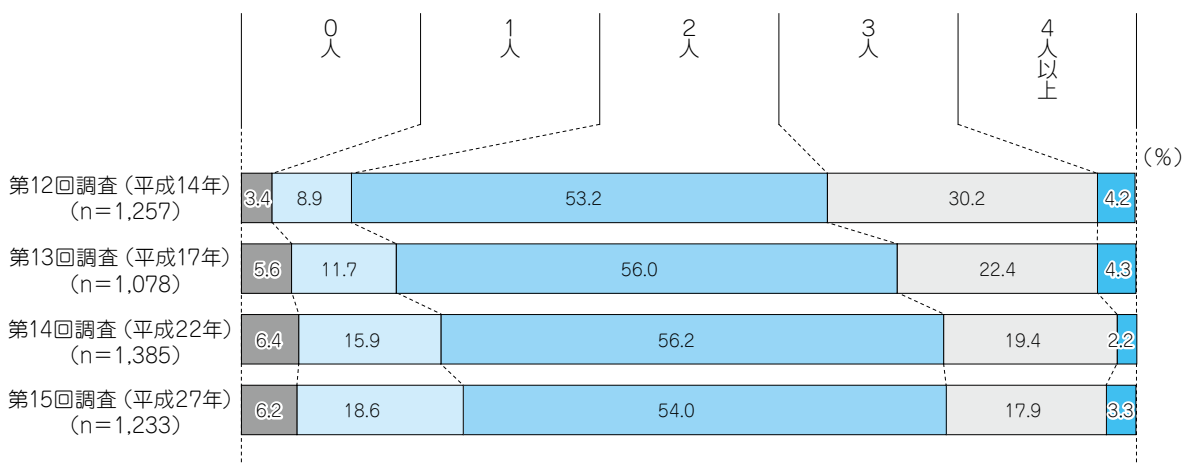
核家族化の進行やきょうだいの数の減少により、多様な世代との関わりや子ども同士の中で育つ機会の減少など、子どもが育つ環境に変化が生じていることが考えられます。

図表5 仙台市の家族構成の推移



資料：総務省「国勢調査」

図表6 出生子ども数の推移※(全国の数値)



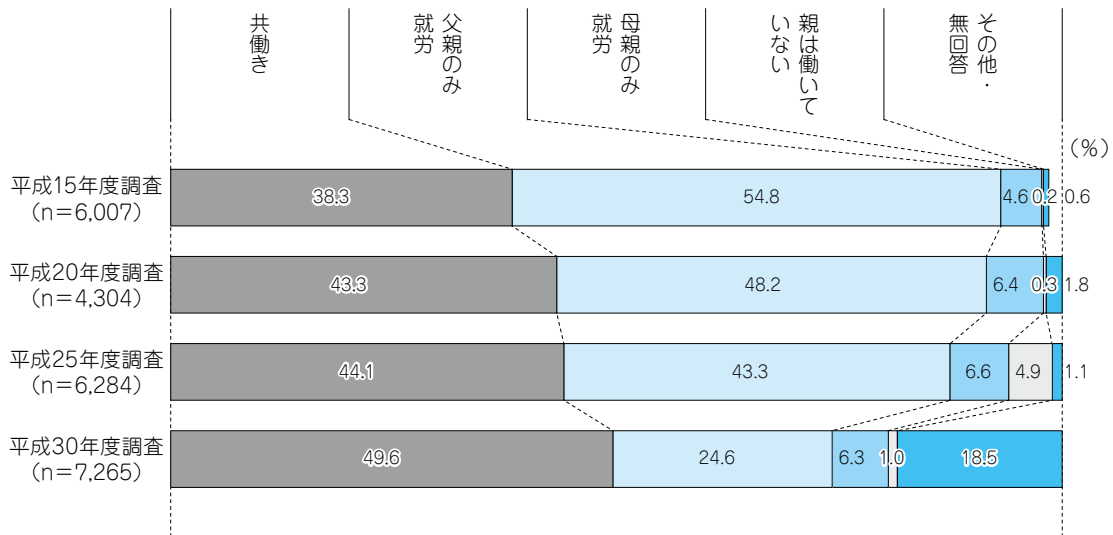
※結婚持続期間が15～19年の夫婦を対象とした出生子ども数

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

### (3) 子育て世帯の就労状況等

仙台市が、就学前児童や小学生の保護者を対象として平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下「本市調査」といいます。）によれば、就労している母親の割合が増加し、共働き家庭の割合が全体の約5割を占めるようになっていきます。（図表7）

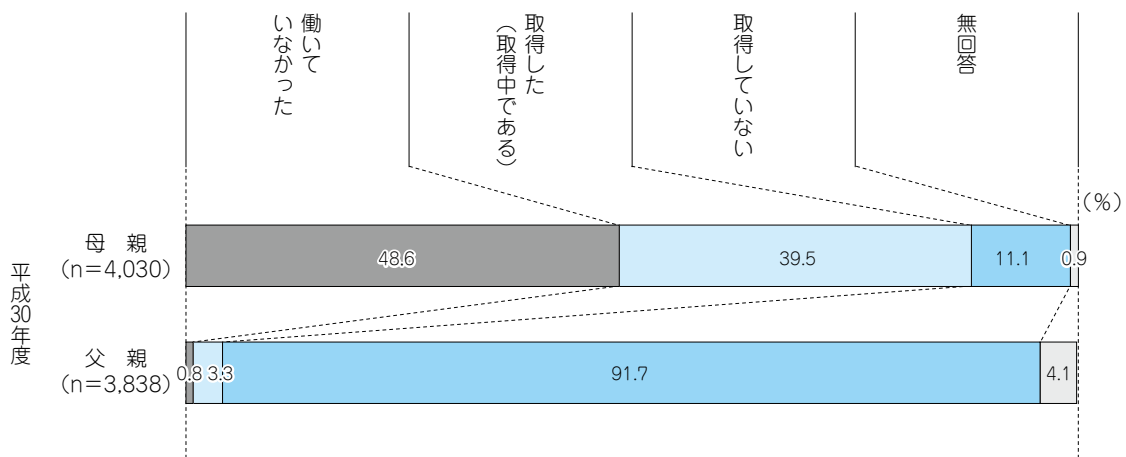
図表7 就労状況の変化



資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度）

育児休業の取得状況については、本市調査によれば母親のおよそ4割が取得している一方、父親の取得は1割に満たない状況となっています。（図表8）

図表8 育児休業の取得状況(就学前児童の保護者)

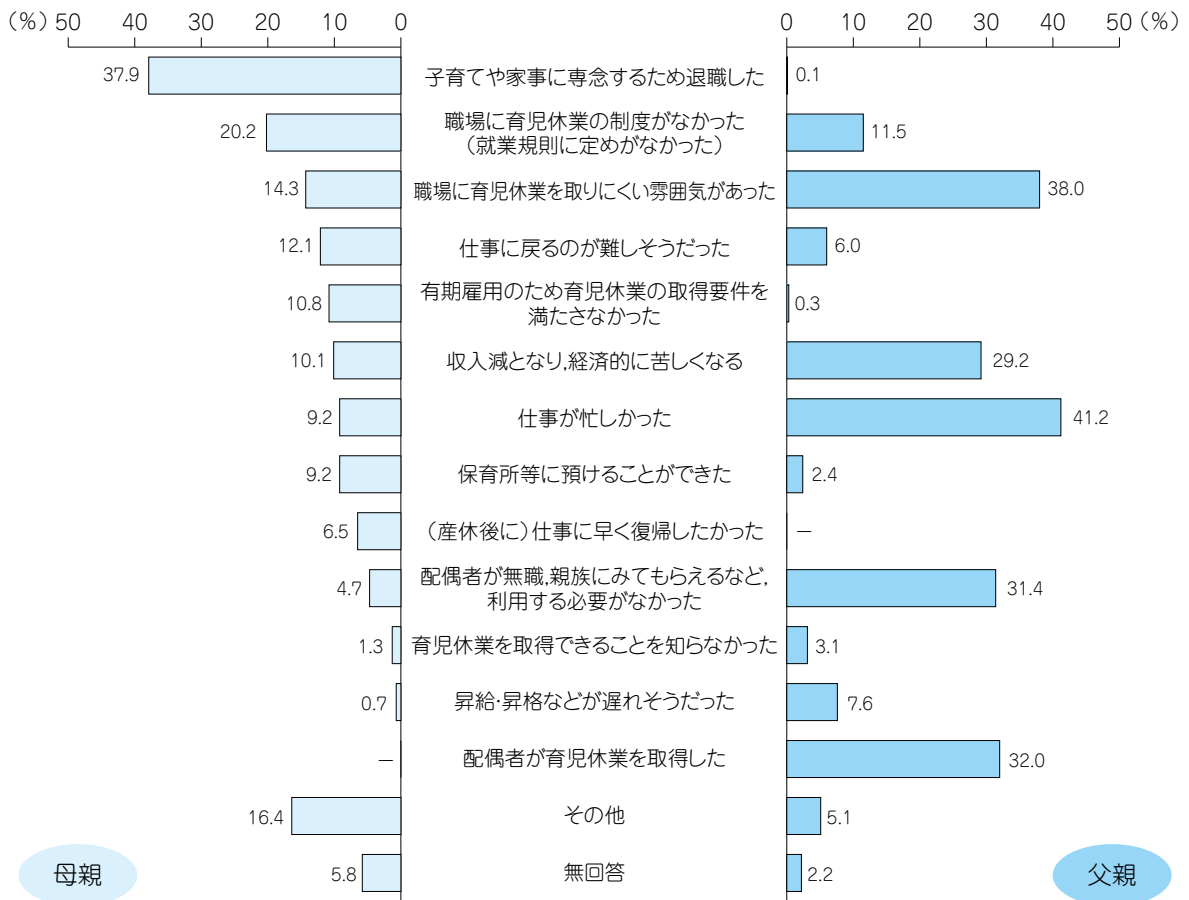


資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度）

母親の育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多いほか、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」など、育児休業制度を理由とする回答や、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」など、職場の状況を理由とする回答が多くみられます。

父親の育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など、職場の状況を理由とする回答や、「配偶者が育児休業を取得した」、「配偶者が無職、親族にみてもらえるなど、利用する必要がなかった」など、配偶者や親族の状況を理由とする回答が多くみられます。（図表9）

図表9 育児休業を取得していない理由（就学前児童の保護者）



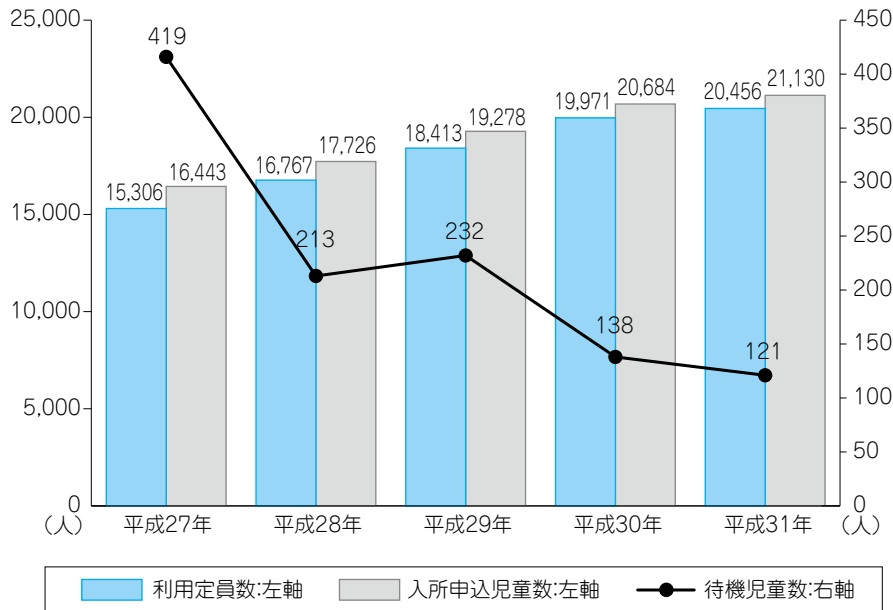
資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度）

#### (4) 教育・保育サービス等の利用状況

保育施設等の入所申込児童数は保育ニーズの高まりにより一貫して上昇を続けており、平成31年4月1日時点の申込数は2万人を超え、待機児童数\*は121人となっています。(図表10)

また、放課後児童クラブの登録児童数についても、対象学年の拡大のほか、保育ニーズの高まりとの連動といった背景もあり、年々増加しています。(図表11)

図表10 保育施設等の定員, 入所申込児童数, 待機児童数の推移

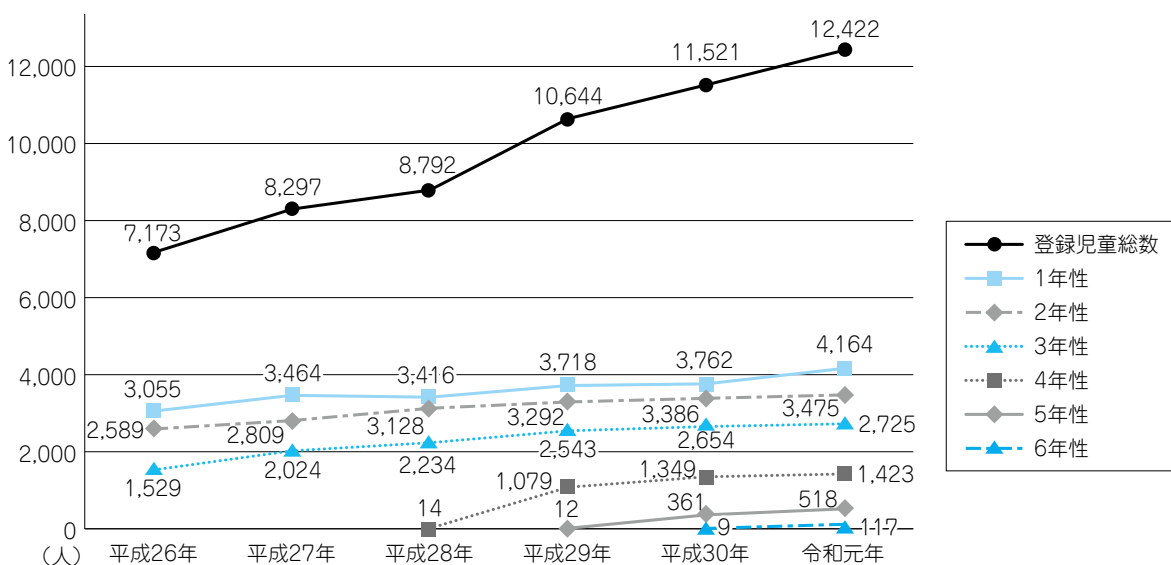


資料: 仙台市子供未来局 (各年4月1日現在)

\*保育の必要性が認定され、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業(保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)の利用の申し込みがされているが、利用していない児童のうち、国が定める一定の児童を除いた人数

平成29年の報告から、国が定める待機児童の定義が変更されました(保護者が育児休業中の場合、復職の意思があれば待機児童に含めます)

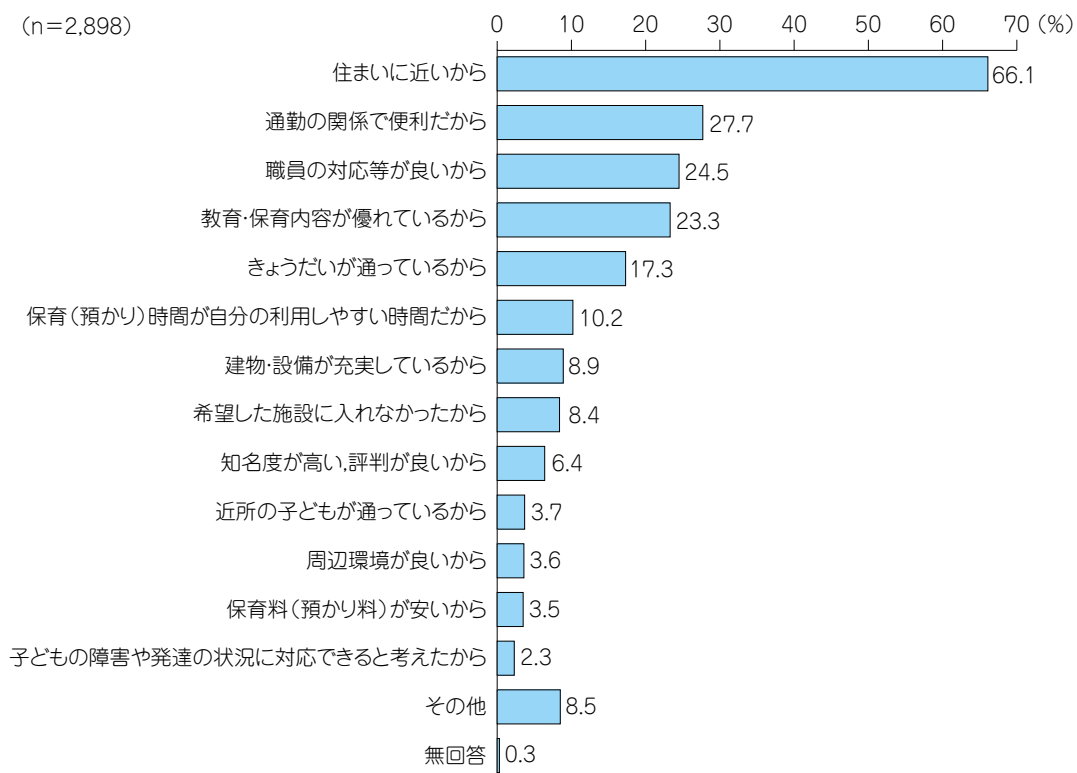
図表11 放課後児童クラブ登録児童数の推移



資料: 仙台市子供未来局 (各年5月1日現在)

保護者が現在利用している幼稚園・保育施設等を選んだ理由については、本市調査によれば、「住まいに近いから」が最も高く、次いで「通勤の関係で便利だから」、「職員の対応が良いから」、「教育・保育内容が優れているから」となっており、施設の利便性や教育・保育の内容等を重視していることがうかがえます。（図表12）

図表12 幼稚園・保育施設等を選んだ理由(就学前児童の保護者)

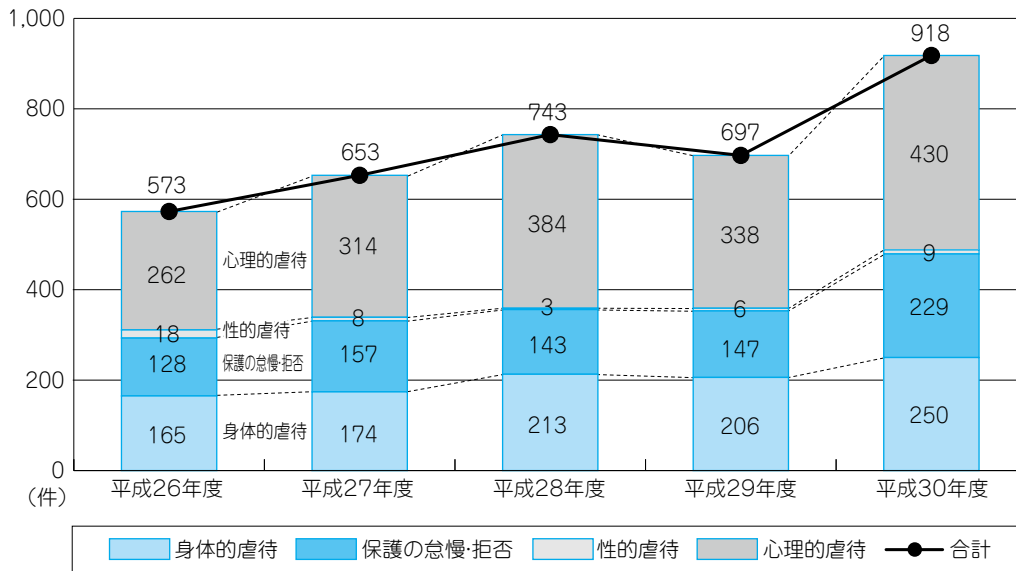


資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」(平成30年度)

## (5) 支援を要する子ども・家庭の状況

仙台市における児童虐待に関する相談件数は、増加傾向にあり、平成26年度の573件から、平成30年度には918件に大幅に増加しています。虐待の内容としては、面前DVなどの心理的虐待が最も多くなっており、相談件数の約半数を占めています。(図表13)

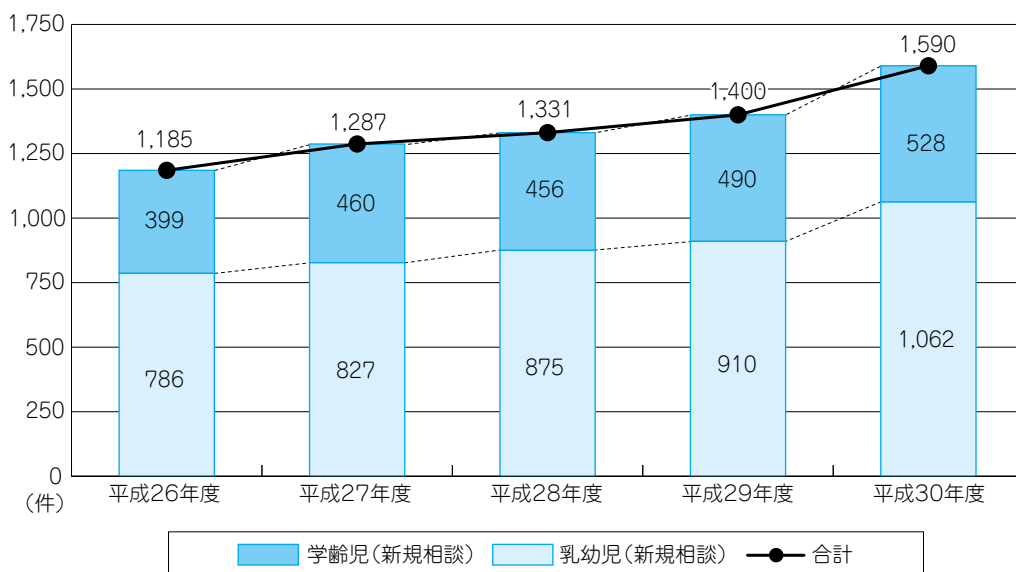
図表13 仙台市の児童相談所における虐待相談件数の推移



資料：仙台市子供未来局（児童相談所）

子どもの発達障害等に関する新規相談件数についても、増加傾向にあり、平成26年度の1,185件から、平成30年度には1,590件に増加しています。(図表14)

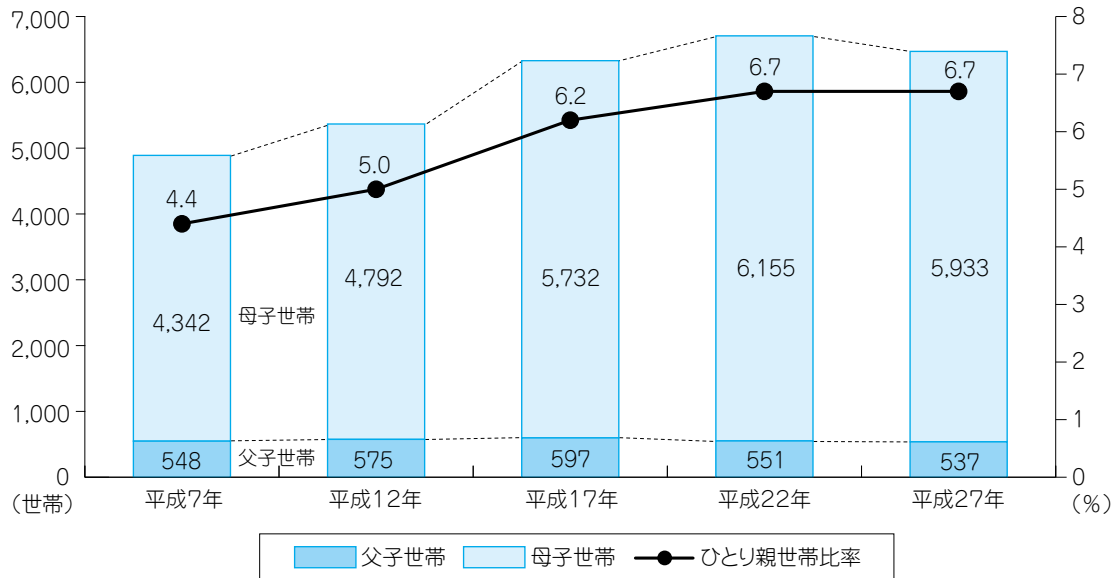
図表14 仙台市の子どもの発達障害等に関する新規相談件数の推移



資料：仙台市健康福祉局（発達相談支援センター）

ひとり親世帯\*（母子世帯、父子世帯）数は、母子世帯で平成22年までは増加傾向でしたが、平成27年では減少しています。父子世帯については、ほぼ横ばいとなっています。18歳未満世帯員のいる一般世帯に対するひとり親世帯の割合は、平成22年までは増加傾向にあり、その後は横ばいとなっています。（図表15）

図表15 仙台市のひとり親世帯数の推移



\*未婚・死別・離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯。  
(母子または父子の他の同居者がある場合を含まない。)

資料：総務省「国勢調査」

また、低所得のひとり親家庭に支給される児童扶養手当の受給者数\*について見ると、平成27年国勢調査において同居の親族がいるひとり親の世帯数（母子8,348世帯、父子1,154世帯）を基に推計すると、母子家庭で9割以上、父子家庭で約3割が児童扶養手当を受給していることが分かります。（図表16）

図表16 仙台市の児童扶養手当の受給者数の推移

単位：人

|     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 母   | 7,898  | 7,689  | 7,535  | 7,324  | 7,130  |
| 父   | 376    | 354    | 339    | 309    | 295    |
| 養育者 | 25     | 20     | 27     | 27     | 22     |
| 合計  | 8,299  | 8,063  | 7,901  | 7,660  | 7,447  |

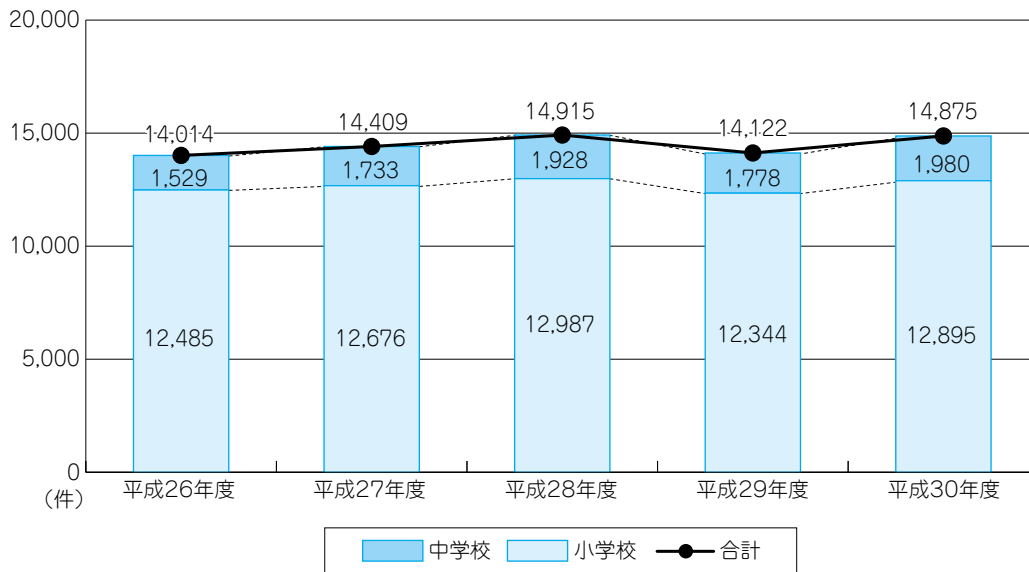
資料：仙台市子供未来局

\*児童扶養手当の受給対象には、ひとり親と子どものほかに同居の親族がいる家庭等も含む。



いじめ認知件数は、平成26年度が14,014件、平成30年度は14,875件となっています。(図表17)

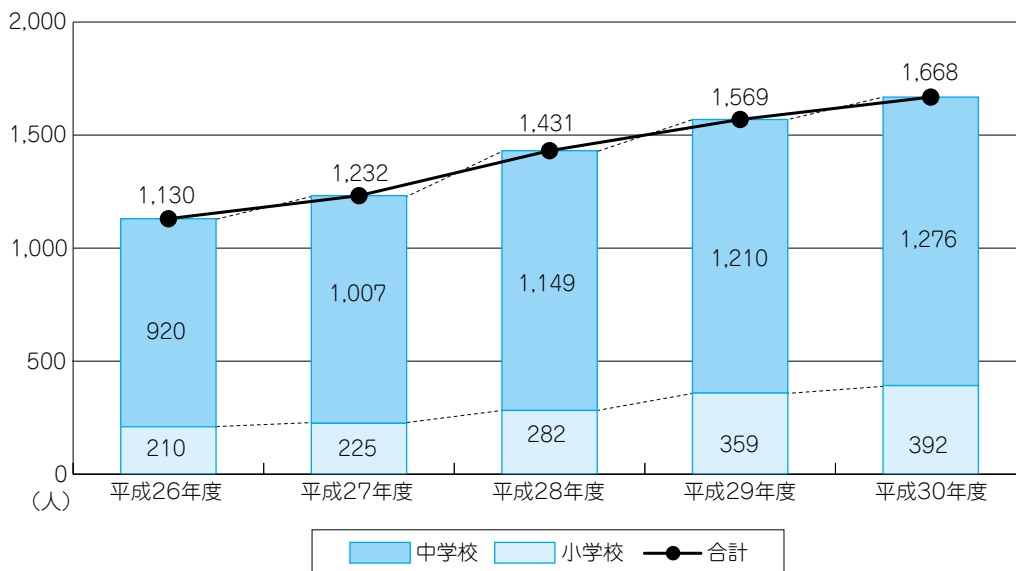
図表17 仙台市のいじめ認知件数の推移(市立小学校・中学校)



資料: 仙台市教育局

不登校児童生徒数については、平成26年度の1,130人に対し、平成30年度には1,668人と増加傾向にあり、不登校児童生徒数全体の約8割が中学校となっています。(図表18)

図表18 仙台市の不登校児童生徒数の推移(市立小学校・中学校)

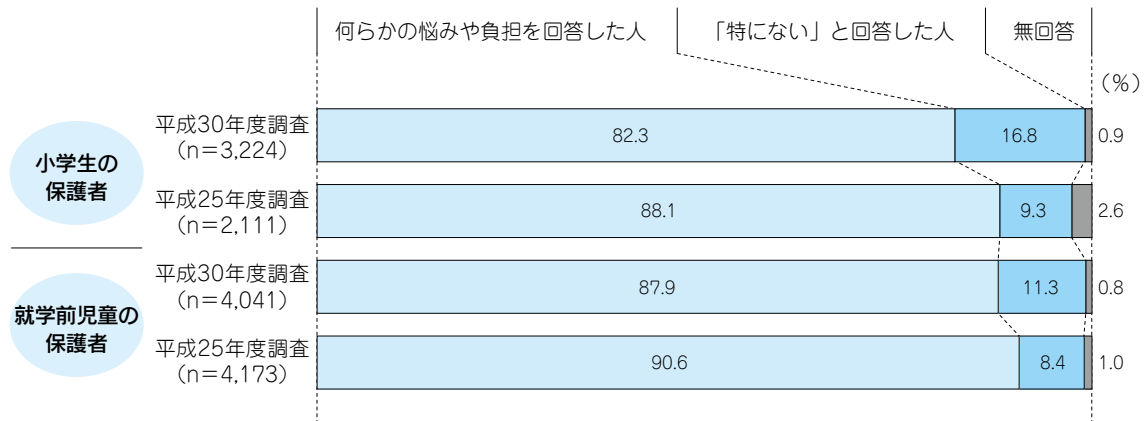


資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## (6) 子育てに関する意識

本市調査によると、子育てをする上での悩みや負担に関しては、平成25年度に比べて減少しているものの、8割以上の方が何らかの悩みや負担を抱えていると回答しています。(図表19)

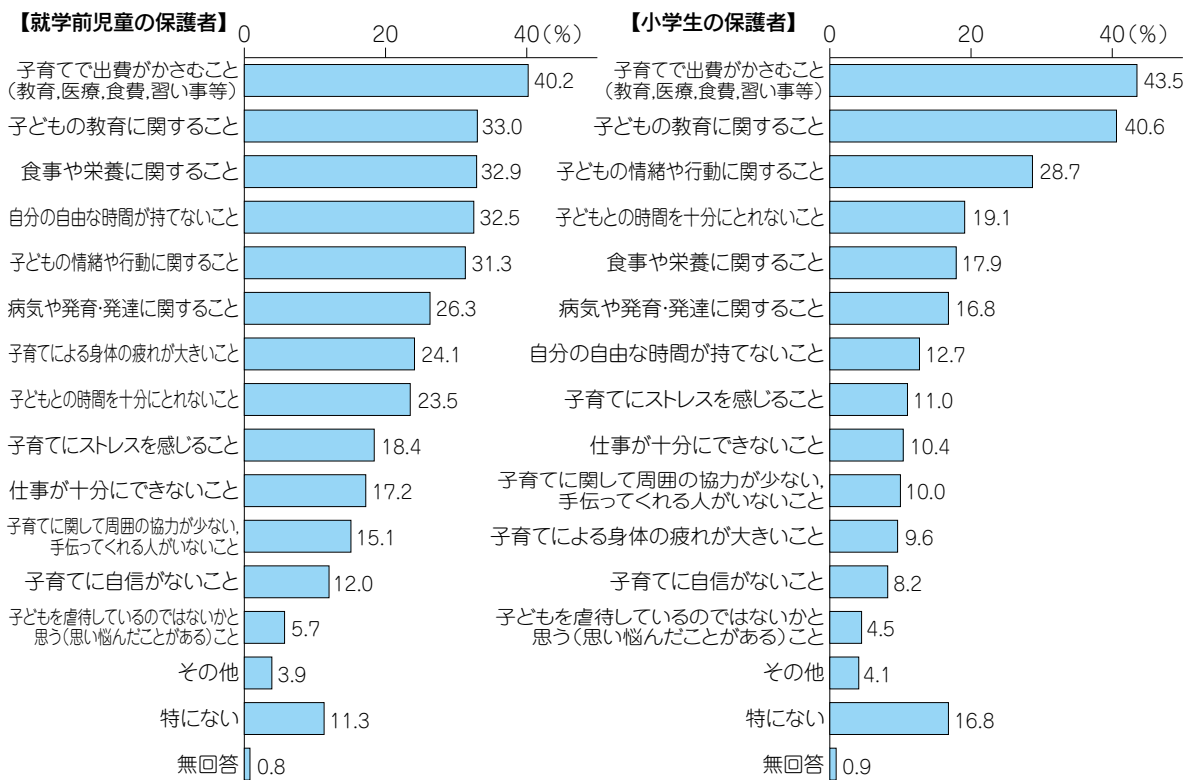
図表19 子育てをする上での悩みや負担に思うことの有無



資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」(平成30年度)

子育てをする上での悩みや負担に思うことについては、就学前児童、小学生ともに「子育てで出費がかさむこと(教育、医療、食費、習い事等)」、「子どもの教育に関すること」、「子どもの情緒や行動に関すること」など、経済的な負担や子どもの教育や発育などに関する悩みが多くみられます。また、就学前児童では「自分の自由な時間が持てないこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」など、子育てによる時間的・身体的な影響に関する悩みも多くみられます。(図表20)

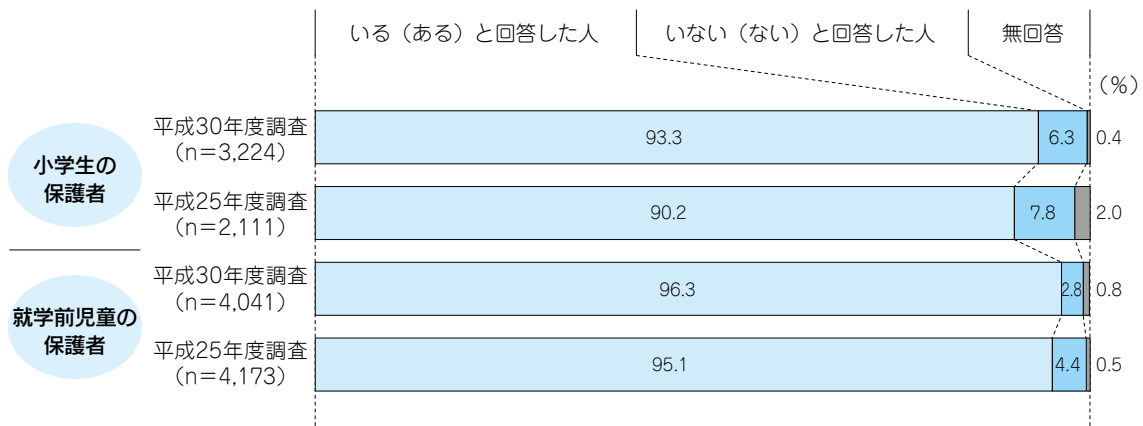
図表20 子育てをする上での悩みや負担に思うことの内容



資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」(平成30年度)

子育てに関して気軽に相談できる場所について「いる（ある）」と回答した人の割合は、平成25年度に比べ、就学前児童、小学生ともに増加しています。（図表21）

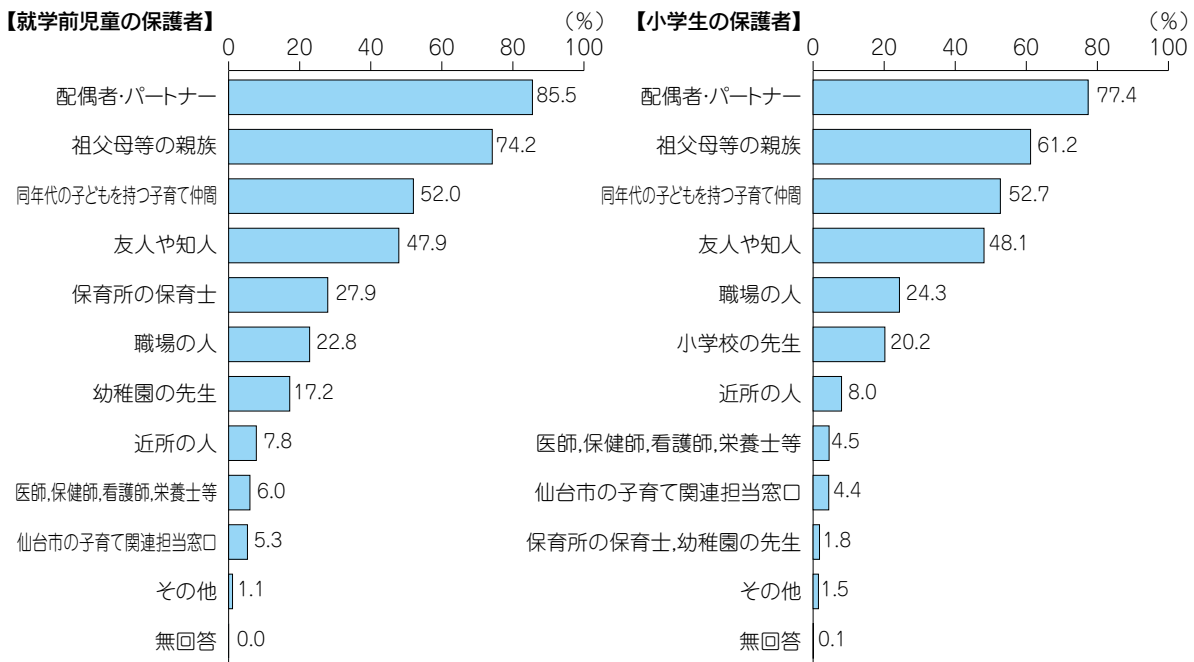
図表21 子育てに関して気軽に相談できる人(場所)の有無



資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度）

相談先としては、「配偶者・パートナー」、「祖父母等の親族」、「同年代の子どもを持つ子育て仲間」、「友人や知人」の割合が高くなっています。（図表22）

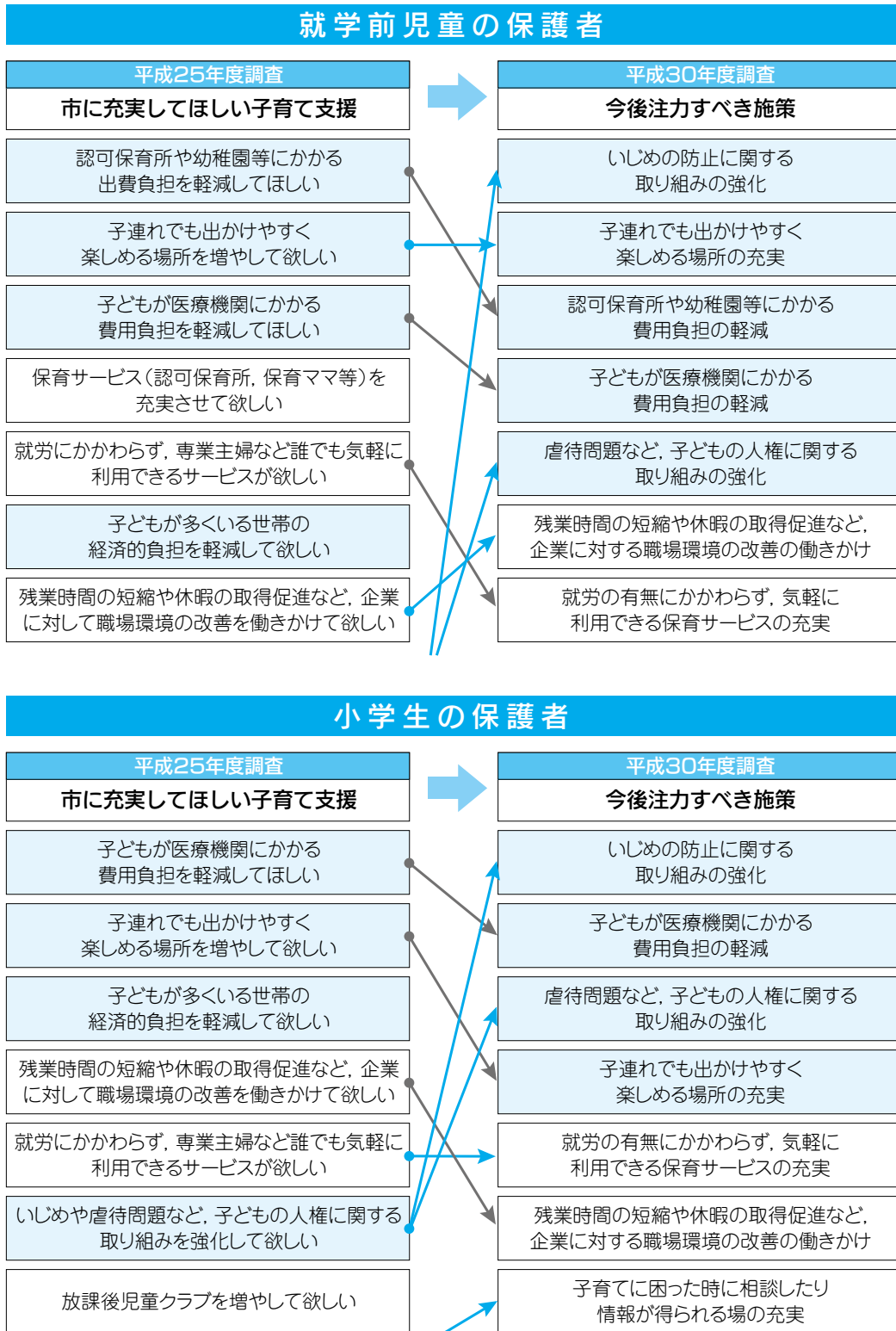
図表22 子育てに関して気軽に相談できる人(場所)の内訳



資料：仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度）

今後注力すべき施策について見ると、本市調査によれば、いじめ防止等対策や児童虐待防止対策への関心が高まっているほか、経済的負担の軽減、子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実などを重視する方が多いことがうかがえます。(図表23)

図表23 今後注力すべき施策



資料: 仙台市子供未来局「子ども・子育てに関するアンケート調査」(平成30年度)

## (7)「仙台市すこやか子育てプラン2015」の主な実績

「仙台市すこやか子育てプラン2015（平成27～31年度）」では、「未来を担う子どもたちがすこやかに育つまち仙台」を基本理念に据え、その実現に向け、下記の3つの基本目標のもと、様々な取り組みを進めてきました。新たなプランを策定するにあたり、これまでの実績も踏まえ、今後の施策展開のあり方を検討しました。

### 1. 子どもが明るく元気に育つ環境

市立病院を中核とした小児救急医療体制の充実など、子どものすこやかな育ちを保健・医療などの面から支える取り組みの拡充を図ってきました。

子どもの確かな学力の育成に向け、少人数学習などを推進してきたほか、「仙台市幼児教育の指針」の策定など、幼児教育の充実に向けた取り組みに力を入れてきました。また、放課後児童クラブについては、段階的な受け入れ拡大を図り、小学6年生までの受け入れを実現しています。

### 2. 安心して子育てができる社会

各区役所家庭健康課等を「子育て世代包括支援センター」に位置づけ、新生児等訪問指導や妊婦健康診査、乳幼児健康診査など母子保健の充実を図ってきました。

教育・保育ニーズの増加に対応していくため、認可保育所や認定こども園、小規模保育事業などの基盤整備を計画的に進めてきたほか、休日保育や病児・病後児保育、障害児保育など多様な保育ニーズに幅広く対応する取り組みも進めてきました。

のびすく若林が開館し、子育て支援の拠点である「のびすく」が各区に1館ずつの5館体制となったほか、子ども医療費助成の対象の拡大など、子育てに要する経済的負担の軽減に向けた取り組みにも力を入れてきました。

### 3. 子どもと子育て家庭を応援する地域

のびすくにおける相談機能の強化や、児童館の整備、放課後児童クラブの拡充、幼稚園・保育所等における地域子育て支援事業の展開など、身近な地域における子育て支援機能の強化を図ってきました。

また、学校支援地域本部事業など、学校・家庭・地域が一体となった支援体制の整備のほか、子育て支援団体等による全市的なネットワークの構築を図るための交流会の開催など、子育て支援に携わる支援者同士の交流機会の充実にも努めてきました。

## (8) 仙台市子ども・子育て会議における意見等

### ① 身近な地域の中で子育てを応援していく視点

- ▶ 地域の中に、中学生、高校生の居場所が不足しているように感じる。居場所を確保していくことにより、次代を担う若者が地域から得たものを地域にどう還元していけるか将来的に関心を持ってくれるのではないかと。いい意味で学校と離れた居場所が必要なときもある。
- ▶ 敷居の低い相談先としての地域の子育て支援拠点の機能強化は重要。引き続き、子育て家庭と支援者だけでなく、親と親、支援者と支援者をつないでいく役割も求めていきたい。

### ② 必要な支援を必要なところに行き渡らせていく視点

- ▶ 児童相談所の機能や体制の拡充、いじめ対策の推進等、緊急性の高い課題への対応が今まで以上に必要となっている。
- ▶ 支援メニューの拡充だけでなく、当事者の声をしっかりと受け止められる仕組みや受け手の目線を意識した情報発信等、必要な支援を切れ目なく行き渡らせていく視点が必要。
- ▶ 育ちの難しい子が増えている。必要な支援を必要な時期に受けられるような施策展開や関係機関同士の連携の強化が課題である。

### ③ 子どもや家庭を取り巻く環境・時代の変化に対応していく視点

- ▶ 教育・保育等について、これまでは「量」の整備が大きなポイントであったが、引き続き、幼児教育・保育の無償化等も踏まえ、幼児教育への理解を深めながら、さらに「質」の部分を充実していけるかが課題である。
- ▶ 一昔前と比べて、子どもが色々な体験や遊びをできる機会が不足しているように感じている。体験活動の充実や遊び場の整備、再発見が必要ではないか。

### ④ 多様な主体と協働・連携しながら施策を進めていく視点

- ▶ 効果的な施策展開のためには、民間企業との連携等、外部との協働の観点が必要。上手に巻き込んでいくためには、表彰制度や契約制度を工夫する等、分かりやすいインセンティブを用意する発想も必要となるのではないかと。

### ⑤ 子どもの育ちや子育て家庭を支える人材を支援・確保・育成していく視点

- ▶ 複雑な課題を抱えている子どもや家庭を現場で支えている人材の支援、確保、育成の視点は欠かせない。
- ▶ 目指す子どもの姿を共有していきながら、子どもと向き合う時間を増やせるよう、親の意識を高めていくための取り組みも必要である。

資料：平成30年度第2回仙台市子ども・子育て会議資料4  
「『仙台市すこやか子育てプラン2015』の振り返りと次期プランの施策の方向性の検討について」

## 2 基本的な課題

本市の人口は、平成21年以降増加を続けていますが、年少人口（0～14歳）は減少し続けており、今後も少子化の進行が予想されています。

少子化の進行は、社会保障や経済などの都市としての活力の維持などさまざまな影響を及ぼすとともに、子どもの育ちという点でも、子ども同士による多様な遊びや学びの場面を通じて培われる社会性や人間性、規範意識の形成などへの影響が懸念されます。

家庭においては、共働き世帯の増加に伴い保育サービス等のニーズが高まっているほか、核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、子育てに関する負担の増加、悩みや不安を抱えて地域で孤立することなどが懸念されます。

また、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く憂慮すべき課題もあります。

こうした現状を踏まえ、次のような課題を基本的な課題として捉え、施策の展開を図っていきます。

### (1) 子どもが育つ環境

子どもの幸せを第一に考え、その利益を最大限に尊重することが、子どものすこやかな育ちを支える上での基本であり、何よりも優先されなければならない事項です。近年の児童虐待の問題やいじめの問題等を背景に、こうした子どもの安全・安心に係る取り組みに本市調査でも市民の関心が高まっていることが浮かび上がってきており、喫緊の課題といえます。

こうした児童虐待やいじめ問題への対応にあたっては、個別の問題への対処という視点のもとより、それを未然に防止するとともに、早期発見・早期解決につながる取り組みが重要であり、家庭や学校現場にとどまらず、地域住民など社会全体で子どもを守るという視点が必要不可欠です。

また、子どもたちを取り巻く社会環境が変化し、地域におけるつながりの希薄化を背景とした居場所の不足や、子どもを見守る機能の低下、世代の異なる地域住民との交流や子ども同士の遊び、それらを通じた学びや体験の機会の減少ということもあげられます。豊かな人間性や社会性を身につけるとともに、子どもの可能性を最大限に広げ、個性や能力を発揮できるよう、多様な体験の場や活動の場、遊びの環境の充実を図る必要があります。

さらに、不登校やひきこもりの子ども、代替養育を必要とする子どもなど、さまざまな困難を有する子どもが、社会的に自立できる支援も重要です。

### (2) 子育て環境

子どものすこやかな成長のためには、幼少期における愛着形成や、基本的な生活習慣の確立などが重要であり、その一番の拠りどころとなるのが保護者、家庭です。

本市調査によると、8割以上の保護者が子育てに関する何らかの悩みや不安があると回答していますが、子育てに関する支援ニーズの増加とともに、その内容も多様であり、複雑化しています。核家族化や地域におけるつながりが薄れてきている中で、子育てにおいて不安や負担を抱え込んで孤立しないよう、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援が必要であり、支援を必要とする人が相談窓口や行政サービス等につながるができる体制も重要です。

また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などにより保育ニーズは増加傾向にあり、今後の動向も見据えながら、引き続き保育の受け皿の確保に努めるとともに、保育士等の確保・育成などにより、幼児教育や保育の「質」の向上等に取り組んでいく必要があります。

さらには、ひとり親家庭の支援の充実や、子どもの発達に不安を抱えている親が増えている現状も踏まえた取り組みの充実なども求められています。

### (3) 子ども・子育てを応援していく社会

日々の子育てに関して、親族や近隣からの協力や助言を受ける場面が減り、子どもたちが地域の人々と交流する機会も減少するなど、地域や家庭の子育て力の低下が懸念されます。子どもの社会性を育てていくためには、子ども同士のつながり、多様な世代との交流が重要であり、身近な地域において互いに支え合い、子どもと子育て家庭を温かく見守っていく意識の醸成が重要です。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の重要性が増している中で、企業等における仕事と子育ての両立支援の取り組みの促進や、男女がともに家事・育児の責任と喜びを分かち合える環境づくりなど、社会全体で両立支援のための取り組みを進めていく必要があります。

子どもたちがすこやかに育つ環境づくりを進めていくにあたっては、地域や学校、企業など、地域社会を構成する多様な主体が子どもと子育て家庭を応援していく機運の醸成を図る必要があります。



# 第3部

---

基本理念・  
基本的な視点等

## 1 基本理念と基本的な視点

少子化の進行や共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、社会状況の変化によって、子どもの育ちや子育て家庭の生活にさまざまな影響が生じており、次代を担う子どもたちがすこやかに成長し、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりが求められています。

その実現に向けて、本計画における基本理念と基本的な視点を次のとおり定め、子どもと子育て家庭のための施策の推進に取り組みます。

### 基本理念

子どもたちがすこやかに育つまち  
子育てのよろこびを実感できるまち

仙台

子どもたちは、未来への希望であり、仙台の将来を担っていく、一人ひとりがかけがえのない存在です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利を守り、その最善の利益を常に尊重するとともに、子どもが成長の過程で豊かな人間性や自立性を身につけ、その個性や能力を最大限に発揮できるよう、育ちの環境づくりを進めるなど、すべての子どもが心身ともにすこやかに育ち、安全に、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

また、子どものすこやかな成長にとって、第一義的な養育上の責任を持つ、最も基本となる拠りどころは、その保護者であり、家庭です。子育てをする上で生じるさまざまな不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる社会の仕組みづくりと、地域社会全体で子育てを応援していく機運の醸成を図ることにより、子どもを産み育てるすべての市民が、仙台で子どもを産んで良かった、育てて良かったと思えるまちづくりを目指します。

## 基本的な視点

基本理念の実現のため、基本的な課題に対応した3つの基本的な視点を掲げ、施策の推進に取り組みます。

1.

### 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、 子どもの安全・安心の確保

子どもが、将来、社会で生きていくうえで必要となる力を身につけていくことができるよう、すこやかな心と体を育む教育の充実や、さまざまな体験・活動の場、遊びの環境の充実、社会的自立に向けた支援の充実に取り組んでいきます。

また、児童虐待防止対策やいじめ防止等対策をはじめ、すべての子どもが安全に、安心して成長できる環境づくりに取り組み、子どものすこやかな成長を支えます。

2.

### 妊娠期から出産・子育て期にわたる 切れ目のない支援の充実

すべての子育て家庭が、子育てにおいて孤立せず、子育ての喜びを実感できるよう、母子保健や子育てに関する相談機能の強化など、子育ての負担感を軽減する取り組みを充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めていきます。

また、安心して子どもを預けることができる教育・保育の質・量の両面からの充実や、子どもの貧困対策など、妊娠期から出産・子育て期にわたり、そのときどきのニーズに応じた、子育て家庭に対する切れ目のない支援の充実を図ります。

3.

### 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを 応援していく環境づくり

子どもが心身ともにすこやかに育ち、子育て家庭が喜びや幸せを実感しながら子育てができるまちづくりを目指して、身近な地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。

また、企業等における仕事と子育ての両立支援の促進を図っていくとともに、子どもや子育て家庭にかかわる多様な主体間の連携により、地域をあげて子どもと子育てを応援していく機運の醸成に取り組んでいきます。

## 2 計画の体系

基本理念, 基本的な視点のもと, 子どもと子育て家庭に関する施策を体系的に整理し, 11の柱を基本に据えて, さまざまな施策の展開を図っていきます。

### 基本理念

### 基本的な視点

### 施策体系

### 基本施策

子どもたちがすこやかに育つまち  
子育てのよろこびを実感できるまち

仙台

子どものすこやかな  
成長を支える  
取り組みの充実,  
子どもの安全・安心  
の確保

(1)生きる力をはぐくむ  
教育の充実

①幼児教育の充実  
②豊かな心の育成  
③すこやかな体の育成  
④確かな学力の育成

(2)子どもの可能性が広  
がる体験と活動の場,  
遊びの環境の充実

①社会体験, 自然体験など多様な体験・学習  
機会の充実  
②遊びの環境の充実  
③スポーツ・文化に親しむ環境づくり  
④子ども・若者の居場所づくり, 活動の場の  
充実

(3)子どもたちが安心して  
成長できる環境づくり

①児童虐待防止対策の充実  
②いじめ防止等対策の総合的推進  
③安全・安心な環境の確保

(4)子ども・若者の自立等  
に向けた支援の充実

①不登校・ひきこもりへの支援の充実  
②社会性の向上や就労等に向けた支援の充実  
③代替養育を必要とする子どもへの支援の充実

妊娠期から出産・  
子育て期にわたる  
切れ目のない  
支援の充実

(1)子どもがすこやかに  
生まれ育つための保  
健・医療の充実

①母子保健の充実  
②小児医療, 学校保健の充実

(2)子育て負担軽減と家  
庭の子育て力向上の  
ための取り組み

①子育てに関する不安・負担の軽減  
②子育てに要する経済的負担の軽減  
③子育てに関する情報提供・相談支援の充実

(3)教育・保育基盤と幼  
児教育・保育サービ  
ス等の充実

①教育・保育基盤の整備  
②多様な保育サービス等の充実  
③保育の質の確保・向上  
④幼児教育の充実 (再掲)

(4)個別のニーズに応じ  
た子ども・子育て家  
庭への支援の充実

①子どもの貧困対策の推進  
②ひとり親家庭等への支援の充実  
③障害のある子どもなどへの支援の充実

地域社会全体で  
子どもの育ちと  
子育てを応援していく  
環境づくり

(1)身近な地域の子育て  
支援機能の充実

①多様な担い手による子育て支援ネットワー  
クの強化  
②地域における児童虐待防止対策の充実(児  
童虐待防止対策の充実の一部再掲)  
③子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の  
育成  
④身近な地域の子育て支援施設等の充実

(2)仕事と子育ての両立  
支援の促進

①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラ  
ンス)の実現に向けた家庭・企業等におけ  
る取り組みの推進  
②女性の就労継続・再就職の支援促進  
③男女がともに担う子育ての推進

(3)地域をあげて子ど  
も・子育てを応援し  
ていく機運の醸成

①子育てを応援していく全市的な機運の醸成  
②子育てを応援していく各種プロジェクトの  
展開

# 第4部



## 施策の展開

## 1 施策体系ごとの基本施策

基本理念と3つの基本的な視点のもと、それぞれの施策体系・基本施策を展開していくため、さまざまな事業の推進に取り組みます。

(それぞれの具体的な事業については、36ページ以降の「2 主な事業」にまとめています。)

### 基本的な視点1

## 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、 子どもの安全・安心の確保

### (1) 生きる力をはぐくむ教育の充実

子どもの豊かな人間性をはぐくみ、さまざまな体験や身近な人々とのかかわりを通して人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図ります。また、学ぶ意欲や自立心、規範意識などをはぐくみ、次代を担う子どもたちが、すこやかに育ち、地域社会を担っていけるよう、子どもの豊かな心やたくましさをはぐくむ教育の充実を図ります。

#### ① 幼児教育の充実

幼稚園や保育所等における幼児教育の充実に向けた取り組みを推進するとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及に向け、既存の幼稚園及び保育所が移行する際の相談等に対応します。

#### ② 豊かな心の育成

児童生徒の心のケアや道徳教育、命を大切にする教育、情報モラル教育の推進など、子どもの豊かな心の育成に向けた事業を推進します。

#### ③ すこやかな体の育成

食育の推進や、子どもの体力・運動能力向上のための取り組みの充実を図るなど、子どものすこやかな体の育成に向けた事業を推進します。

#### ④ 確かな学力の育成

小学校への円滑な適応を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との相互理解や緊密な連携を進めるとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導により学習意欲の向上を図るなど、確かな学力の育成に向けた事業を推進します。

### (2) 子どもの可能性が広がる体験と活動の場、遊びの環境の充実

子どもがさまざまな学びや遊び、交流などを通じて、豊かな人間性や社会性を身につけるとともに、その可能性を広げ、個性や能力を発揮できるよう、多様な体験と活動の場、遊びの環境の充実に取り組みます。

### ① 社会体験、自然体験など多様な体験・学習機会の充実

中高生が乳幼児と触れ合う機会や、児童生徒が地域でボランティア活動を行う機会、職業体験の機会、自然とふれあう体験の機会、読書を楽しむ機会をつくるなど、体験参加型の学びの場や読書環境の充実を図ります。

### ② 遊びの環境の充実

体を動かして遊ぶことが子どもの大切な学びであることなど、子どものすこやかな成長にとって「遊び」のもつ重要性を再認識し、子どもの遊びという視点からの環境整備、遊びの機会の確保に努めます。また、都市公園や児童館など本市のさまざまな都市資源の状況と、遊び場としての活用策の調査・研究など、子どもの遊びの環境の充実に向けた取り組みを推進します。

### ③ スポーツ・文化に親しむ環境づくり

スポーツ活動への参加の機会の拡大や音楽等の芸術文化に親しむための環境づくりなど、子どもの豊かな感性と創造性をはぐくむための取り組みを推進します。

### ④ 子ども・若者の居場所づくり、活動の場の充実

放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブなどの充実を図るとともに、子どもにとって安心・身近な居場所づくりや、中高生の自主活動等のサポートを通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、社会参加に必要な資質を養う機会を提供するなど、子ども・若者の健全育成に取り組めます。

## (3) 子どもたちが安心して成長できる環境づくり

児童虐待防止対策や、いじめ防止等対策など子どもの安全・安心に関わる喫緊の課題への対応をはじめ、通学路等の生活環境の安全確保など、子どもたちのすこやかな成長の基本となる安全・安心のまちづくりを推進します。

### ① 児童虐待防止対策の充実

児童福祉司の増員や一時保護所の定員の拡大など児童相談所の体制・機能の強化や、区役所等における総合的な相談支援体制を充実させるとともに、さまざまな関係機関が連携し、子どもの安全の確保と保護者への支援の充実を図ります。

また、母子の心身が不安定となる産前・産後のサポート体制を強化するとともに、要支援家庭の早期発見を図ります。

### ② いじめ防止等対策の総合的推進

学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を確保するため、課題の改善を図るとともに、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の向上を図るための広報啓発を行うなど、いじめ防止等対策を総合的に推進します。

### ③ 安全・安心な環境の確保

通学路等の生活環境の安全確保や地域の見守り活動等による防犯対策、交通安全対策の推進など、子どもにとって安全・安心な環境づくりを進めます。

## (4) 子ども・若者の自立等に向けた支援の充実

不登校やひきこもりの子ども、代替養育を必要とする子どもなど、さまざまな困難を抱える子どもが社会的に自立して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して取り組みます。

### ① 不登校・ひきこもりへの支援の充実

不登校児童生徒等への居場所づくりや、相談支援体制の充実を図り、不登校やひきこもりの子どもが社会的に自立して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して取り組みます。

### ② 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

子供相談支援センターにおける「ふれあい広場」などを通じて、高校生の職業体験の機会の充実や青少年の就労支援の推進などに取り組むほか、子ども・若者自身や保護者が抱える不安や悩みに対する相談支援などの充実を図ります。

### ③ 代替養育を必要とする子どもへの支援の充実

家庭養育優先原則のもと、代替養育を必要とする子どもの福祉の向上を図るため、児童養護施設の小規模化や地域分散化を進めるとともに、里親支援の充実を図りながら、里親制度やファミリーホーム事業の一層の推進に取り組みます。



## 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

### (1) 子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実

母子の心身の健康保持増進や疾病の早期発見、基本的な生活習慣の形成など、母子がともに健康に生活を送ることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、小児救急医療体制の確保や学校保健の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に取り組みます。

#### ① 母子保健の充実

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児等訪問指導などの充実を図るとともに、産後間もない時期における産後うつ予防や産婦の心身のケア、子どもの発達に係る相談の充実など、母子の健康の保持・増進のための取り組みや、医療機関等との連携の強化を推進します。

#### ② 小児医療、学校保健の充実

市内の小児科において、仙台市医師会の協力のもと、日曜日及び祝日等に在宅当番医制を実施し、小児救急医療体制の確保を図ります。また、学校における保健教育の充実や、予防接種による子どもの感染症予防の推進、学校保健の充実を図ります。

### (2) 子育て負担軽減と家庭の子育て力向上のための取り組み

子育てをする上で生じるさまざまな不安や負担を軽減するとともに、子育てにおいて孤立せず、子育てについて学び、子どもを育てることの喜びや幸せを実感できる機会を提供するため、相談機能の充実などに取り組みます。

#### ① 子育てに関する不安・負担の軽減

子育て家庭への訪問相談といったアウトリーチ型の相談機能や、子どもの発達などに係る相談機能を充実させるとともに、のびすく(子育てふれあいプラザ等)など、地域において子育て家庭同士が交流できる場を充実させ、子育てに関する不安・負担の軽減と子育て家庭の孤立化の防止を図ります。

#### ② 子育てに要する経済的負担の軽減

健康診査にかかる費用、小・中学校の給食費や学用品費等の援助などのほか、子ども医療費助成の拡充を進めていくなど、子育てに要する経済的負担の軽減を図ります。

#### ③ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

各区役所等に「子ども家庭応援センター」として、子ども・子育て家庭に対する総合的な支援体制を構築し、相談支援機能等の強化により、子ども・子育て家庭のさまざまなニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の確保を図っていきます。また、のびすく(子育てふれあいプラザ等)や児童館、保育所等における身近な地域での相談支援、電子メールによる情報提供など、多様な情報提供・相談支援の充実を図るとともに、育児に関する知識の習得・向上を図るための家庭教育の推進など、家庭の子育て力の向上に向けた取り組みを推進します。

### (3) 教育・保育基盤と幼児教育・保育サービス等の充実

保育ニーズの高まりと多様化への確に対応していくため、教育・保育基盤の計画的な整備や多様な保育サービス等の充実を図ります。また、教育・保育従事者の人材の確保・育成や研修の充実を図るとともに、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実に向けた取り組みを推進するなど、幼児期の教育・保育の質の確保・向上に向けた取り組みを推進します。

#### ① 教育・保育基盤の整備

待機児童の解消に向け、幼児教育・保育の無償化による影響なども十分見極めながら、子育て世帯が増加し、保育ニーズの増加が見込まれる地区を中心に保育所や小規模保育事業の整備を計画的に進め、地域における保育ニーズへのきめ細かな対応を行います。また、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図ります。

#### ② 多様な保育サービス等の充実

子育て家庭のさまざまなニーズを踏まえ、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、保育所等の一時預かりなど、多様な保育サービス等の充実を図ります。

#### ③ 保育の質の確保・向上

日常的に子どもと接する教育・保育従事者の人材の確保・育成や研修の充実、地域拠点保育所として位置づける公立保育所における地域の保育施設を対象とした相談支援、認可外保育施設に対する指導・助言などにより、保育の質の確保・向上を図ります。

#### ④ 幼児教育の充実(再掲)

幼稚園や保育所等における幼児教育の充実に向けた取り組みを推進するとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及に向け、既存の幼稚園及び保育所が移行する際の相談等に対応します。

### (4) 個別のニーズに応じた子ども・子育て家庭への支援の充実

生活困窮世帯、ひとり親家庭等、支援を必要とする子育て家庭の個別のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実に取り組みます。

#### ① 子どもの貧困対策の推進

生活困窮世帯の子どもが安心して過ごせる居場所づくりとして、中学生を対象とした学習支援や高校生の中途退学の未然防止、地域における「子ども食堂」への活動支援などに取り組むほか、支援を必要とする子どもが早期に支援につながるための体制を構築するなど、貧困の連鎖を防止します。

#### ② ひとり親家庭等への支援の充実

関係機関と連携し、ひとり親家庭やDV被害者、難病の子どもと家族、外国につながる子どもと家族など、さまざまな困難を抱える子育て家庭への支援の充実を図ります。

### ③ 障害のある子どもなどへの支援の充実

障害のある子どもの成長を支えていくため、年齢、発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、保育所、児童館等における受け入れ体制の充実や、障害児通園施設などの施設整備を行い、障害等のために支援を必要とする子どもの保育及び療育環境の充実を図ります。また、障害のある子どもの家族などに対し、障害児の一時的な介護サービスの提供や相談支援などによって子育て負担の軽減を図り、子どもと子育て家庭の生活の質の向上に取り組みます。

## 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

### (1) 身近な地域の子育て支援機能の充実

子どもと子育て家庭が、身近な地域で多様なサービスを利用し、必要な支援を受けられるよう、地域の子育て支援施設等における交流機能や相談機能等を充実させるとともに、さまざまな社会資源や人的資源を活用した子育て支援機能の充実などに取り組みます。

#### ① 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

育児サークルや託児ボランティア等の地域における子育て支援団体の活動を支援するとともに、子どもや子育て家庭に関わるさまざまな支援者同士の連携の強化を図ります。

#### ② 地域における児童虐待防止対策の充実(児童虐待防止対策の充実の一部再掲)

区役所等における妊娠期からの相談支援体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関や医療機関と連携し、子どもの保護・支援と保護者への支援の充実を図ります。

#### ③ 子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

幼稚園や保育所、認定こども園、児童館といった、日常的に子どもと接する施設の職員の資質の向上を図るとともに、子育て支援に関する講座や研修会の開催などにより、地域で子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成や、支援者同士の交流機会の充実などに取り組みます。

#### ④ 身近な地域の子育て支援施設等の充実

のびすく(子育てふれあいプラザ等)や児童館のほか、地域の子育て支援拠点と位置づけた幼稚園や保育所、認定こども園における子育て支援センター・支援室、学校等において、相談機能の強化や子どもと子育て家庭が交流できる場や機会の充実を図ります。

### (2) 仕事と子育ての両立支援の促進

仕事を持ちながら、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指して、企業等における仕事と子育ての両立支援の取り組みの促進や、男女がともに家事・育児の責任と喜びを分かち合える環境づくりなどを進めます。

#### ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けたリーフレットの配布等による啓発を行うとともに、企業等の子育て支援の取り組みを促進します。

#### ② 女性の就労継続・再就職の支援促進

女性の就労継続・再就職の支援促進のための講座開催や、女性の人材活用等に関する企業への働きかけなどの取り組みを推進します。

### ③ 男女がともに担う子育ての推進

子育てへの父親の参加を促進するための講座等の企画や啓発の取り組みを充実させていくなど、男女がともに担う家事・育児の推進に取り組めます。

## (3) 地域をあげて子ども・子育てを応援していく機運の醸成

行政はもとより、地域や企業など地域社会を構成する多様な主体が、仙台の将来を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どものすこやかな成長と子育て家庭を見守り、支え、応援していく機運の醸成を図ります。

### ① 子育てを応援していく全市的な機運の醸成

子どもの権利に係る意識の啓発を図っていくとともに、多様な主体間の連携のもと、子育てしやすいまちづくりを進めていく枠組みを構築し、地域社会全体で子ども・子育てを応援していく機運の醸成を図ります。

### ② 子育てを応援していく各種プロジェクトの展開

子育てに関する情報を必要とする人に効果的に届けるための情報発信の充実を図るとともに、子育て支援団体や地域団体、企業などの多様な主体間の連携のもと、子ども・子育てを応援していくプロジェクトを企画・実施していくなど、具体的取り組みを広く展開していきます。

## 2 主な事業

基本理念の実現のため、実施する事業を計画の体系に基づきまとめています。

事業の実施にあたっては、各事業の相互の有機的なつながりといった視点を持ちながら、効果的な実施に努めます。

基本的な  
視点1

### 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、 子どもの安全・安心の確保

#### (1) 生きる力をはぐくむ教育の充実

##### ① 幼児教育の充実

| No | 事業名                      | 事業概要   | 担当課                   |
|----|--------------------------|--|-----------------------|
| 1  | 幼保小連携の推進                 | 子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な適応を図れるよう、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園幼児指導要録などを活用し、一人ひとりの子どもの発達の姿を小学校へ伝えるほか、幼保小の連絡会や合同研修会の開催、共通様式による引き継ぎ（及び双方向での交流の強化）等を通じ、幼児教育と小学校教育の相互理解や緊密な連携に取り組むなど、学びの連続性の確保に努める | 【運営支援課】<br>【学びの連携推進室】 |
| 2  | 幼稚園教員研修支援                | 子どもの教育・保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、幼稚園教諭の研修を支援することで、教員一人ひとりの資質の向上を図る  | 【運営支援課】               |
| 3  | 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 | 幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、幼保連携型認定こども園に勤務する保育士が、幼稚園教諭免許状を取得するために要する経費等に対して助成を行う   | 【運営支援課】               |
| 4  | 認定こども園整備補助               | 質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の整備・普及を推進するため、認定こども園への移行を予定している幼稚園に対し、相談支援を行うとともに施設改修及び備品購入に要する経費の一部を助成する  | 【環境整備課】               |
| 5  | 私立幼児教育施設運営費等補助           | 幼児教育の充実のため、私立の幼児教育施設（私立幼稚園）の施設整備費や運営費の一部を助成する  | 【環境整備課】<br>【認定給付課】    |
| 6  | 幼稚園預かり保育事業               | 保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児を預かる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対し、必要経費の一部を助成する   | 【環境整備課】<br>【認定給付課】    |
| 7  | 絵本を通じた心豊かな子育て支援事業        | 育児教室や乳幼児健康診査を実施している保健福祉センターなどに、乳幼児の保護者向けブックリストを配架するとともに、乳幼児向けおはなし会や乳幼児の保護者向け行事を実施し、乳幼児期から親や子どもが読書の楽しさや面白さを発見する機会を提供する  | 【市民図書館】               |

## ② 豊かな心の育成

| No | 事業名                 | 事業概要   | 担当課  |
|----|---------------------|--|--|
| 8  | 防火防災訓練・防火防災教育の充実    | 若年層へ防火防災意識を啓発し、災害による被害の軽減を図るもので、幼稚園、小学校等における消防・防災訓練の実施及び地震体験車や防災講話講師の派遣を行うなど、防火防災教育への支援を実施する   | 【減災推進課】<br>【予防課】   |
| 9  | 性暴力等の根絶に向けた取り組み     | 子どもを性暴力の被害から守るため、子ども及び保護者向けのリーフレットを配布し、相談窓口の周知や被害の早期発見に向けた啓発を行う<br>また、中学生や高校生に対し、せんだい男女共同参画財団がデートDV防止のための出前講座を実施するなど、性暴力の被害・加害防止に向けた啓発を行う  | 【男女共同参画課】  |
| 10 | 消費者教育・学習の推進         | 子どもが自立した消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できる能力を育むために、ライフステージに応じた消費者教育を実践するための教材や情報等の提供を行う   | 【消費生活センター】   |
| 11 | 思春期保健の推進            | 若年妊娠・望まない妊娠等の防止や性感染症の予防等について、教育委員会と連携を図りながら、小中学校、高等学校にて児童生徒と保護者を対象とした講習会を実施するなど、思春期からの心と体の健康教育の充実に向けた取組を進める  | 【健康安全課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区管理課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 12 | 幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策 | 子どもの心身面の不安やストレス反応について、幼児健康診査の際に問診票による聞き取り調査を行い、必要に応じて児童精神科医・臨床心理士による専門相談につなげる<br>また、各区役所に「子どものこころの相談室」を設置し、18歳未満の子どもを対象に、児童精神科医・臨床心理士による専門相談を行う  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】                       |
| 13 | 乳幼児とふれあう機会の充実       | 小学生や中学生、高校生に乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや家庭の意義の理解へつなげる   | 【運営支援課】  |
| 14 | 保健教育の充実             | 家庭との連携を図り、基本的な生活習慣の指導と子どもの自己健康管理能力を高めるため、健康教育研修会の実施や授業実践への支援を行い、学校における保健教育の推進、充実を図る  | 【健康教育課】  |
| 15 | 人権教育の推進             | 自分を大切にし、他人を尊重する態度を育成する教育活動を推進し、子どもたちの人権尊重や男女平等の意識の定着を図る<br>また、人権教育の実践者としての資質向上を図るため、教職員向けの研修会を開催する   | 【教育センター】<br>【教育指導課】  |
| 16 | 道徳教育の推進             | 自己の生き方や社会のあり方を考え、何事にも主体的に取り組む姿勢など児童生徒の道徳性を育むため、道徳教育の要である道徳科の授業の充実を図る   | 【教育指導課】  |
| 17 | 命を大切にする教育の推進        | 児童生徒が生涯にわたって「心の危機」に対処するための土台となるよう、家庭や地域と連携しながら命を大切にする教育の推進を図る  | 【教育指導課】  |
| 18 | 学校情報化推進事業           | 新たな時代を生きる子どもたちの情報活用能力を育むため、小中学校すべての普通教室や特別教室において、コンピュータや教育用デジタル教材、インターネット等を活用した学習ができるよう、校内ネットワークやコンピュータ等の整備充実を図るとともに、情報化社会の「光（利便性）」と「影（問題点）」を理解し、社会の中で安全に生きる力を身に付けられるよう、情報モラルに関する教育を推進する | 【教育指導課】  |

| No | 事業名                | 事業概要  | 担当課     |
|----|--------------------|---|---------|
| 19 | 児童生徒の心のケア推進事業      | 児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、心の問題の未然防止、早期発見、解決を目指した支援を行う  | 【教育相談課】 |
| 20 | 子ども読書活動推進          | 「仙台市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもがいつでも、自由かつ意欲的に読書に親しむことのできる環境を作るため、学校と家庭、地域、図書館など関係機関の連携・協力のもと、家読（うちどく）をはじめとするさまざまな取り組みを推進する           | 【生涯学習課】 |
| 21 | 図書館における子ども読書活動推進事業 | 学校との連携を強化し、図書館資料の貸出や、小中学生を対象としたブックトークの実施などを通じて児童生徒の読書活動を支援する<br>また、泉図書館2階の「子供図書室」を中心に、子ども読書に関わる人・情報・サービスのネットワークの拠点としての事業を展開する | 【市民図書館】 |

### ③ すこやかな体の育成

| No | 事業名              | 事業概要   | 担当課  |
|----|------------------|--|--|
| 22 | 子どものころからの生活習慣病予防 | 小学校等と連携し、小学校での授業や地域での健康教育を実施することで、子どものころから生活習慣病を予防するための望ましい生活習慣を身に着けられるよう周知・啓発を行う  | 【健康政策課】  |
| 23 | 思春期保健の推進【再掲】     | 若年妊娠・望まない妊娠等の防止や性感染症の予防等について、教育委員会と連携を図りながら、小中学校、高等学校にて児童生徒と保護者を対象とした講習会を実施するなど、思春期からの心と体の健康教育の充実に向けた取組を進める  | 【健康安全課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区管理課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 24 | 3歳児カリエスフリープロジェクト | むし歯のない3歳児を増加させることを目指し、乳歯萌出期である8～9か月児の乳児健診等において、むし歯予防の重要性を啓発し、かかりつけ歯科医院での定期予防管理を受ける習慣の定着を推進する<br>併せて低年齢児から歯の健康づくりを支援する歯科医療機関の整備を図る                        | 【健康政策課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】            |
| 25 | 子どもの歯と口の健康づくり推進  | 乳幼児期のむし歯予防を推進するため、乳幼児健康診査や地域における健康教育を通じて、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、幼稚園・保育所等を対象としたフッ化物洗口導入支援事業等を通じて、年齢に応じたフッ化物応用法の啓発を行う<br>また、むし歯予防に効果的とされる、フッ化物歯面塗布の初回利用を公費助成する | 【健康政策課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】            |
| 26 | 幼児の肥満対策          | 子どもの肥満予防と肥満解消のために、乳幼児健康診査等において、食生活・身体活動などについての保健指導・個別相談を実施する<br>また、肥満の乳幼児について、栄養相談を実施し、肥満解消に向けた支援を行う   | 【健康政策課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】            |
| 27 | 保育所における食育推進事業    | 毎日の給食や野菜栽培・調理体験等の食育活動を積み重ね、子どもたちが食に興味や関心を持ち、食べることを楽しむ気持ちを育む<br>また、保育所等に開設された子育て支援センター・支援室において、地域の子育て家庭に対し、離乳食講座や食事相談等を実施し、食育を推進するとともに、実施箇所の充実を図る         | 【運営支援課】  |



| No | 事業名                   | 事業概要   | 担当課       |
|----|-----------------------|--|-----------|
| 28 | 子どもの体力向上              | 子どもの体力・運動能力向上を図るため、市内の体育館等で行っている未就学児向けの事業等により、未就学児段階から運動に親しむ機会を提供する  | 【スポーツ振興課】 |
| 29 | 保健教育の充実<br>【再掲】       | 家庭との連携を図り、基本的な生活習慣の指導と子どもの自己健康管理能力を高めるため、健康教育研修会の実施や授業実践への支援を行い、学校における保健教育の推進、充実を図る  | 【健康教育課】   |
| 30 | 学校における食育推進事業          | 子どものすこやかな心と体を育て、健康的な生活習慣を身に付けるため、子どもを取り巻く関係機関・団体と連携し、食育などの実体験や実践活動を通じた学習の推進を図る<br>また、食物アレルギーを有する児童生徒が、安心して給食を食べられるように、給食センターの整備や各学校での調理用具などの整備を行うとともに、学校職員の食物アレルギーに対する知識と理解を深めるための研修の充実を図る | 【健康教育課】   |
| 31 | 児童生徒のための体力・運動能力向上推進事業 | 児童生徒が自己の体力の現状を把握し、運動に親しませる手だてを講じることによって、健康の保持増進と体力の向上を図る   | 【健康教育課】   |

#### ④ 確かな学力の育成

| No | 事業名               | 事業概要   | 担当課                   |
|----|-------------------|--|-----------------------|
| 32 | 幼保小連携の推進<br>【再掲】  | 子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な適応を図れるよう、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録などを活用し、一人ひとりの子どもの発達の姿を小学校へ伝えるほか、幼保小の連絡会や合同研修会の開催、共通様式による引き継ぎ（及び双方向での交流の強化）等を通じ、幼児教育と小学校教育の相互理解や緊密な連携に取り組むなど、学びの連続性の確保に努める | 【運営支援課】<br>【学びの連携推進室】 |
| 33 | 外国につながる子ども支援事業    | 外国人児童生徒をはじめとする、外国につながる子どもの学習支援について、「外国につながる子どもサポートせんだい」「日本語を母語としない子どもと親のための進路ガイダンス」「日本語を母語としない小中学生のための夏休み教室」「外国人児童と家族のための小学校入学準備講座」等を行い、学校や地域、市民団体が協働して支援するための環境づくりを行う                                 | 【交流企画課】               |
| 34 | 少人数学習推進事業         | 小中学校において、児童生徒一人ひとりの個性に合わせた、きめ細かな指導を行うため、非常勤講師の配置や加配教員の活用等により、少人数学習を推進する  | 【教職員課】                |
| 35 | 学校情報化推進事業<br>【再掲】 | 新たな時代を生きる子どもたちの情報活用能力を育むため、小中学校すべての普通教室や特別教室において、コンピュータや教育用デジタル教材、インターネット等を活用した学習ができるよう、校内ネットワークやコンピュータ等の整備充実を図るとともに、情報化社会の「光（利便性）」と「影（問題点）」を理解し、社会の中で安全に生きる力を身に付けられるよう、情報モラルに関する教育を推進する               | 【教育指導課】               |
| 36 | 外国語教育の推進          | ALT アドバイザーを講師とした英語教育講座を開設し、ALT 等教員の指導力向上につなげ、外国語活動を通して、子どもたちに積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育む   | 【教育指導課】               |
| 37 | 仙台自分づくり教育推進事業     | 児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むため、仙台版キャリア教育を推進する   | 【学びの連携推進室】            |

| No | 事業名            | 事業概要   | 担当課        |
|----|----------------|--|------------|
| 38 | 小1生活・学習サポーター事業 | 新入学児童が安心して集団生活を営み、落ち着いて取り組める環境をつくるため、小学校1年生のクラスに「小1生活・学習サポーター」を配置し、担任が生活指導、学習指導、給食指導などを実施する上での補助的な役割を果たす | 【学びの連携推進室】 |
| 39 | 院内学級学習環境整備     | 病気療養児の教育がより適切に行われるよう、教育環境の整備に努め、一人ひとりの子どもの病気の状態に合わせ、主治医の認める範囲で適正な教育課程を編成し、実施する                           | 【特別支援教育課】  |

## (2) 子どもの可能性が広がる体験と活動の場、遊びの環境の充実

### ① 社会体験、自然体験など多様な体験・学習機会の充実

| No | 事業名                            | 事業概要  | 担当課        |
|----|--------------------------------|---|------------|
| 40 | どこでもパスポート事業                    | 仙台市及び周辺の市町村の小中学生を対象として、公立の社会教育施設等を相互に無料で開放することにより、子どもたちの学びの機会の創出を図る   | 【政策調整課】    |
| 41 | 夏のボランティア体験学習会（仙台市ボランティアセンター事業） | 中学生以上を対象とし、学校、地域の連携と社会福祉施設やNPO等の受け入れ協力を得て、夏休み期間中の3～5日間で活動体験を行い、体験を通してボランティア・市民活動への理解と参加のきっかけづくりを行うとともに、子どもが自ら学び、行動する力、他人を思いやる豊かな心を育む        | 【社会課】      |
| 42 | 乳幼児とふれあう機会の充実<br>【再掲】          | 小学生や中学生、高校生に乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや家庭の意義の理解へつなげる  | 【運営支援課】    |
| 43 | 環境教育・学習推進事業                    | 幼児や小中学生を対象に環境に関する出前授業やせんだい環境学習館でのサロン講座等を通して、環境問題への理解と関心を高め、環境に配慮できる人づくりを進めることにより、持続可能な社会を築いていくことを目指す  | 【環境共生課】    |
| 44 | 仙台市学童農園事業                      | 仙台市内の児童生徒等に農業の体験の場を設けるために、児童生徒が年間を通して栽培作業を実施する農地を管理する農業者に対して入園料を支払う。  | 【農政企画課】    |
| 45 | 子どもの自然体験学習林事業                  | 子どもたちの郷土の緑に対する理解や関心を深めるため、小中学生対象の自然体験学習を市有林、公園などで企画・実施し、植栽、間伐などの作業体験やゲーム等を通し、森とふれあう機会を創出することにより、森林等の豊かな自然環境等を活用した自然体験など、多様な体験活動機会の積極的な提供を図る | 【百年の杜推進課】  |
| 46 | 杜の都のエコ・スクール活動                  | 職員及び児童生徒一人ひとりが環境問題について理解し、環境への負荷が少なく地球環境にやさしい学校生活について、主体的に考え実践することができるようにする   | 【教育指導課】    |
| 47 | 仙台自分づくり教育推進事業<br>【再掲】          | 児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むため、仙台版キャリア教育を推進する  | 【学びの連携推進室】 |
| 48 | 子ども読書活動推進<br>【再掲】              | 「仙台市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもがいつでも、自由かつ意欲的に読書に親しむことのできる環境を作るため、学校と家庭、地域、図書館など関係機関の連携・協力のもと、家読（うちどく）をはじめとするさまざまな取り組みを推進する                         | 【生涯学習課】    |

| No | 事業名                        | 事業概要  | 担当課          |
|----|----------------------------|---|--------------|
| 49 | 土曜日の教育支援体制等構築事業            | 学校区単位で、地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体の協力を得て、土曜日等に地域の子どもを対象とした学習支援や体験活動等の教育活動を企画・実施する   | 【生涯学習課】      |
| 50 | 学校図書室等開放事業                 | 核家族や共働き家庭の増加等によって必要性が高まっている子どもの居場所づくりの一環として、市立小学校の図書室等を週末に開放し読書の機会を提供するとともに、子どもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る                    | 【生涯学習課】      |
| 51 | 図書館における子ども読書活動推進事業<br>【再掲】 | 学校との連携を強化し、図書館資料の貸出や、小中学生を対象としたブックトークの実施などを通じて児童生徒の読書活動を支援する<br>また、泉図書館2階の「子供図書室」を中心に、子ども読書に関わる人・情報・サービスのネットワークの拠点としての事業を展開する | 【市民図書館】      |
| 52 | 青少年健全育成事業                  | 青少年がさまざまな体験を通じて学ぶ力を身に付けることによって、心身のすこやかな成長を培い、仲間づくりや親子・異世代の交流を図ることをねらいとする事業を実施する   | 【生涯学習支援センター】 |
| 53 | ジュニアリーダー育成支援               | 市民センターを拠点としてボランティア活動をしている中学生・高校生のジュニアリーダーを育成し、活動等の支援を行う   | 【生涯学習支援センター】 |

## ② 遊びの環境の充実

| No | 事業名                | 事業概要  | 担当課          |
|----|--------------------|---|--------------|
| 54 | 子どもの遊びの環境に関する調査・研究 | 子どもの遊び場に関する具体的なニーズや都市公園をはじめとした本市の都市資源の状況と活用策など、本市における子どもの遊びの環境の充実に向けた調査・研究を行う   | 【子供未来局総務課】   |
| 55 | 児童館事業の充実           | 健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る<br>児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く | 【児童クラブ事業推進課】 |
| 56 | 協働によるプレーパークの運営     | 子どもが自分の責任で自由に遊ぶことを通じて、自らの創造性や主体性を向上させる場を専門性を持った団体等との協働により運営する   | 【建設局公園課】     |
| 57 | 都市公園整備事業           | 「仙台市みどりの基本計画」に基づき、公園や緑地の計画的な整備により、子どもの身近な遊び場や市民の憩いの場を創出し、都市環境や生活環境の向上を目指す   | 【建設局公園課】     |

## ③ スポーツ・文化に親しむ環境づくり

| No | 事業名             | 事業概要  | 担当課       |
|----|-----------------|---|-----------|
| 58 | マイタウンスポーツ活動推進   | 子どもから高齢者まで、年齢を問わずスポーツにふれることができるよう、地域スポーツ活動の活性化に向けた支援に取り組む   | 【スポーツ振興課】 |
| 59 | 仙台ジュニアオーケストラの運営 | 小学5年生から高校2年生までの児童生徒が団員として所属するジュニアオーケストラにおいて、春と秋に実施する演奏会開催を中心とした活動を行い、本市における音楽文化の振興に寄与するとともに、音楽活動を通じ、青少年の健全育成を図る | 【文化振興課】   |

| No | 事業名                    | 事業概要   | 担当課     |
|----|------------------------|--|---------|
| 60 | 仙台フィルハーモニー管弦楽団によるコンサート | 未就学児童及びその家族のためのコンサートや、小学5年生と中学1年生を対象としたオーケストラ鑑賞会を実施し、子どもがオーケストラにふれあえる機会を提供する   | 【文化振興課】 |
| 61 | 仙台クラシックフェスティバル開催       | クラシック音楽の名曲を低料金・短時間で提供し、クラシック音楽の聴衆の拡大と音楽文化の振興を図るとともに、「楽都仙台」を国内外にアピールする<br>0歳以上または3歳以上が入場可能な公演を多く開催し、多くの子どもたちがクラシック音楽にふれる機会の提供に努める       | 【文化振興課】 |
| 62 | 仙台文学館における展示・講座等の実施     | 子どもが文学に親しみ、さらに理解を深めることができるように、仙台文学館に絵本や児童書を自由に読める「絵本の部屋」を常設する<br>また、夏休み期間には、企画展示室で「こども文学館えほんのひろば」の展示を実施し、児童書の展示や読み聞かせ等の多彩な事業を行う        | 【文化振興課】 |
| 63 | 校庭・体育館の自由活動開放事業        | 地域における児童生徒のスポーツ振興や、核家族や共働き家庭の増加等によって必要性が高まっている子どもの居場所づくりの一環として、土曜日の午前中に、児童及び生徒の自由な活動の場としての利用に供するため、市立小中学校、特別支援学校のうち、希望校にて、校庭及び体育館を開放する | 【生涯学習課】 |

#### ④ 子ども・若者の居場所づくり, 活動の場の充実

| No | 事業名                 | 事業概要  | 担当課                        |
|----|---------------------|---|----------------------------|
| 64 | 中高生の居場所づくり・自主活動支援事業 | 児童館において、中高生がより参加しやすい行事の企画や施設の利用促進に努めるほか、のびすく泉中央4階プラザ等において、放課後や学校休業日における家庭や学校以外の居場所の提供を行うとともに、自主活動を通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、主体的な社会参加のために必要な資質を養う場を提供する  | 【子供未来局総務課】<br>【児童クラブ事業推進課】 |
| 65 | 子どもの居場所づくり支援事業      | 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会と連携し、子ども食堂への経費助成を行うほか、運営団体相互のネットワーク化等に取り組むことで、地域における子どもの居場所づくりを推進する   | 【子供家庭支援課】                  |
| 66 | 児童館特別支援コーディネーター養成事業 | 児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな支援や、保護者・関係機関等との協力・連携を適切に行うための研修を実施し、児童館内でキーパーソンとなる人材の育成を図る  | 【児童クラブ事業推進課】               |
| 67 | 放課後児童支援員等の人材確保・処遇改善 | 新卒者に加え、保育士等の資格を持ちながら育児等の事情により勤務していない潜在的な有資格者の採用につなげるため、主催の合同就職説明会の活用等を通じて求人支援を行うなど、人材確保に資する取り組みを推進する<br>放課後児童支援員の確保・定着、キャリアアップを促進するため、経験年数や研修受講状況に応じて処遇改善を図る                                    | 【児童クラブ事業推進課】               |
| 68 | 児童館地域子育て支援事業        | 乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、地域の子育て家庭の支援について、事業の充実を図る   | 【児童クラブ事業推進課】               |
| 69 | 放課後児童健全育成事業の推進      | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る<br>児童クラブが行う育成支援については、利用者や地域住民、地域の関係団体の理解を深めるため、運営委員会や保護者説明会等を通じて、取り組み内容等の周知を推進する<br>また、児童館児童クラブ事業については、ニーズに対応するため、平日は、引き続き19時15分まで延長して実施する | 【児童クラブ事業推進課】               |

| No | 事業名                     | 事業概要  | 担当課              |
|----|-------------------------|---|------------------|
| 70 | 放課後子ども総合<br>プラン推進事業     | 国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を推進する<br>実施にあたっては、教育委員会との緊密な連携のもと、双方の事業者が互いの活動プログラムの情報共有や他方の事業への参加・協力、共同行事の企画・運営等に連携して取り組む<br>また、活動場所として小学校教室等の積極的活用を努めるなど、教育委員会との定期的な情報交換等を行いながら取り組む<br>上記方針のもと、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に実施している既存の4か所について引き続き事業の充実を図るとともに、その他の箇所についても両事業の連携を推進する | 【児童クラブ事業<br>推進課】 |
| 71 | 児童館事業の充実<br>【再掲】        | 健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る<br>児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く   | 【児童クラブ事業<br>推進課】 |
| 72 | 児童館整備事業                 | 児童クラブをはじめとする児童の健全育成事業と、乳幼児親子の交流の場としての子育て支援活動の地域拠点となる児童館を、小学校区単位を基本として整備を進める<br>また、開設から相当期間を経過した児童館については計画的に大規模改修工事を行い、施設の環境改善を図る  | 【児童クラブ事業<br>推進課】 |
| 73 | 児童館等要支援児<br>受け入れ事業      | 放課後児童健全育成事業の実施にあたり、障害等により支援を必要とする児童（要支援児）に適切に対応するため、職員体制の充実とスキルアップ、巡回指導の強化など事業の充実を図り、要支援児に対してより細かな配慮を行える体制づくりを進め、すべての利用児童の健全育成を促進する   | 【児童クラブ事業<br>推進課】 |
| 74 | 困難を抱えた青少年の居場所づくり        | 様々な困難を抱える青少年へ対応できる居場所の拡充強化と、支援内容の充実を図る  | 【子供相談支援センター】     |
| 75 | 学校図書室等開放<br>事業<br>【再掲】  | 核家族や共働き家庭の増加等によって必要性が高まっている子どもの居場所づくりの一環として、市立小学校の図書室等を週末に開放し読書の機会を提供するとともに、子どもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る  | 【生涯学習課】          |
| 76 | 校庭・体育館の自由活動開放事業<br>【再掲】 | 地域における児童生徒のスポーツ振興や、核家族や共働き家庭の増加等によって必要性が高まっている子どもの居場所づくりの一環として、土曜日の午前中に、児童及び生徒の自由な活動の場としての利用に供するため、市立小中学校、特別支援学校のうち、希望校にて、校庭及び体育館を開放する  | 【生涯学習課】          |
| 77 | 放課後子ども教室<br>推進事業        | 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援する<br>事業の推進にあたっては、実施の意向のある小学校区を調査、把握のうえ、計画的な整備に向けて地域の関係者等との調整を行う  | 【生涯学習課】          |

### (3) 子どもたちが安心して成長できる環境づくり

#### ① 児童虐待防止対策の充実

| No | 事業名                 | 事業概要   | 担当課  |
|----|---------------------|--|--|
| 78 | 性暴力等の根絶に向けた取り組み【再掲】 | 子どもを性暴力の被害から守るため、子ども及び保護者向けのリーフレットを配布し、相談窓口の周知や被害の早期発見に向けた啓発を行う<br>また、中学生や高校生に対し、せんだい男女共同参画財団がデートDV防止のための出前講座を実施するなど、性暴力の被害・加害防止に向けた啓発を行う  | 【男女共同参画課】  |
| 79 | 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業  | 「女性への暴力相談電話」、各区保健福祉センター「子供家庭総合相談」及びエル・ソーラ仙台「女性相談」において、配偶者等からの暴力の相談に応じ、問題の解決に役立つ情報提供や助言を行う<br>緊急時には、安全確保の相談に応じ、保護命令制度について、情報提供や利用支援を行う<br>また、その後の生活について、各種行政サービスや福祉制度の利用支援、就業や自立に向けた支援を行う | 【男女共同参画課】<br>【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】                                       |
| 80 | 子ども家庭応援センター         | 各区役所及び宮城総合支所に、子ども・子育て支援に関わる部署間の連携により、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター等の機能を併せ持つ「子ども家庭応援センター」体制を構築し、子ども・子育てに関する相談支援の充実を図る   | 【子供未来局総務課】<br>【子供家庭支援課】<br>【子供保健福祉課】<br>【認定給付課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 81 | 子供家庭総合相談事業          | 家庭における児童養育に関し、種々複雑な問題が発生している状況に対応するため、各区保健福祉センター等に子供家庭総合相談窓口を設置し、保健・福祉サービスの総合的な相談及び関係機関等との連携調整等を行う   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】  |
| 82 | 児童虐待防止推進員           | 児童と日常的に接する施設（児童館、幼稚園、保育所等）に、専門知識と対応スキルを身につけた職員を配置するとともに、児童虐待の早期発見と適切な相談先へ紹介等ができるように、職員のスキルアップ研修を実施する   | 【子供家庭支援課】  |
| 83 | 要保護児童対策地域協議会        | 関係機関や地域との連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する  | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】  |
| 84 | 児童虐待に係る医療ネットワーク事業   | 児童虐待対応に関する中核医療機関を設置し、医療機関同士のネットワーク化を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する  | 【子供家庭支援課】  |
| 85 | 児童虐待対策（子育てプログラムの策定） | 何らかの困難を抱えた親子の関係改善に向けた調整及び支援を強化するため、保護者と共に目標を定め、家族再統合に向けての一連の子育てプログラムを策定し、実施していく  | 【児童相談所相談指導課】   |
| 86 | 乳幼児健康診査             | 各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立つもので、生後2か月、4～5か月、8～9か月の各時期1回を医療機関で、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を集団健診で実施する  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】   |

| No | 事業名                          | 事業概要  | 担当課                                     |
|----|------------------------------|---|---|
| 87 | 妊娠の届出と母子健康手帳の交付              | 母子が心身ともに健全な妊娠、出産、育児ができるように、妊娠の届出をした者に対して、母子の健康状態を記録し、健康管理に役立てるため、母子健康手帳を交付するとともに、保健指導・相談支援を行う<br>特に、要保護児童対策地域協議会の対象である特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）について、妊娠早期から関わりを持ち、支援を行う | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 88 | 新生児等訪問指導（エジンバラ産後うつ病質問票の全数実施） | 妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）が対象者の家庭を訪問する<br>また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する      | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 89 | 乳幼児健康診査未受診者対策                | 要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待の防止を図るため、新生児等訪問から3歳児健康診査までの健診等を、親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者（直接接する機会のない親子）に対する家庭訪問等を実施する  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 90 | 健診後のフォローの充実                  | 健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のある子ども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 91 | 妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）    | 乳幼児虐待の要因のひとつである望まない妊娠を含む、妊娠により悩みを抱える若者等への相談対応や保健指導を行う窓口を設置することにより、妊娠期からの相談体制の充実を図る  | 【子供保健福祉課】                               |
| 92 | 育児ヘルプ家庭訪問事業                  | 子どもの養育について支援が必要な家庭に、訪問による支援を実施することにより、その家庭の子どもの養育の安定を図り、子どもの健全な育成に寄与することを目的として、民間事業者による育児ヘルパーの派遣（有料）と専門指導員の派遣（無料）を行う  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 93 | 女性のための健康支援教室                 | 育児不安やストレスを抱えている子育て中の女性を対象に、グループミーティング等で自分自身を語ることで、不安の軽減を図る<br>また、育児期や更年期の心と体についての講演会等を開し、生涯を通じた女性の健康の維持促進を図る  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 94 | 多胎児等を育てる保護者のための育児サークル等支援     | 双子・三つ子、低出生体重児等を育てる保護者等を対象に、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定し、育児不安の軽減を図る   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】                  |
| 95 | 保健師等母子保健従事者の職員研修の充実          | 児童虐待予防に向けた養育支援などを含む子育て支援に関わる専門職種の研修の充実に努め、職員の専門性、技術の向上を図る   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 96 | 児童虐待に係る児童相談所の体制・機能強化         | 増加する児童虐待・非行への対応など、さまざまな問題を抱える子どもへの相談・援助を行うため、児童福祉司の増員や一時保護所の定員の拡大など、児童相談所の体制・機能強化を図る  | 【児童相談所相談指導課】<br>【児童相談所保護支援課】            |

| No | 事業名         | 事業概要   | 担当課          |
|----|-------------|--|--------------|
| 97 | 親子こころの相談室運営 | こころの問題を抱える子どもと家族の心理面接、精神医学的ケアを継続的に行うことで、子育ての不安を解消し、児童虐待の発生・再発を防止する | 【児童相談所保護支援課】 |

## ② いじめ防止等対策の総合的推進

| No | 事業名            | 事業概要   | 担当課  |
|----|----------------|--|--|
| 98 | いじめ防止等対策の総合的推進 | 学校においていじめへの対応が適切に行われるよう、学校内の体制の強化や、研修の充実による教職員の対応力向上を図るとともに、いじめの未然防止に向けた児童生徒への啓発活動や、早期発見に向けた児童生徒へのアンケート調査を実施する<br>また、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の向上と具体的な行動につなげるための広報啓発を行うとともに、法律や心理などの専門家を中心とした相談窓口を市長部局に設置し、児童生徒や保護者に寄り添った対応をする | 【教職員課】<br>【教育センター】<br>【教育指導課】<br>【教育相談課】<br>【いじめ対策推進室】 |

## ③ 安全・安心な環境の確保

| No  | 事業名           | 事業概要   | 担当課                                  |
|-----|---------------|--|--------------------------------------|
| 99  | 安全安心街づくり事業    | 安全で安心して暮らせるまちの実現のため、仙台市防犯協会連合会等の関係団体と連携し、地域における防犯意識の高揚と地域防犯活動の活性化を推進する   | 【市民生活課】                              |
| 100 | 歩きタバコ防止対策事業   | 火のついたタバコを持ち歩くことは、手に持ったタバコの火が子どもの目の高さになり、火傷を負わせるおそれのある大変危険な行為であるため、歩きタバコ防止の定着を図るための周知・啓発を行い、市民の理解を深め、子どもが安全に暮らせるまちづくりを推進する  | 【市民生活課】                              |
| 101 | 交通安全対策事業      | 交通安全知識の普及と交通モラルの高揚を図るため、交通安全指導員が幼稚園・保育所等で幼児・保護者を対象とした出前式交通安全教室を開催するとともに、市内7地区の交通指導隊員が、通学路等において街頭指導を行い、児童生徒等の交通安全に努める   | 【自転車交通安全課】                           |
| 102 | 周産期福祉避難所の運営管理 | 災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護学科を有する大学などを「周産期福祉避難所」として指定している<br>なお、周産期福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできない<br>市内6か所の学校と協定を締結している | 【健康政策課】                              |
| 103 | 受動喫煙防止対策      | たばこによる健康影響から市民を守り、健康で快適に過ごすことができる「受動喫煙防止」のまちづくりのため、小中学生等に対する喫煙防止教育や、妊産婦家庭訪問・幼児健康診査の場を活用した妊産婦やその家族に対するたばこの健康影響についての啓発及び禁煙支援等を行う   | 【健康政策課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 104 | 青少年街頭見守り事業    | 市内中心部の繁華街、地下鉄駅周辺の商店街及び市内64中学校区内の青少年が集まりやすい場所等を巡回し、青少年への声かけを通して、非行の未然防止、早期発見、早期対応、犯罪被害の防止など、青少年の安全・安心及び健全育成につながる街頭指導活動を実施する   | 【子供相談支援センター】                         |
| 105 | 通学路安全対策事業     | 子どもたちの安全を確保するため、通学路における歩道の整備や、路側帯のカラー化等により歩行者空間と車両空間を分離するなどの安全対策を実施する  | 【道路計画課】                              |



| No  | 事業名             | 事業概要   | 担当課     |
|-----|-----------------|--|---------|
| 106 | 学校教育施設整備        | 学校教育施設の新増改築や修繕，空調設備の設置など，安全で良好な教育環境を整備する                     | 【学校施設課】 |
| 107 | 携帯用防犯ブザー購入費補助事業 | 市内在住または市内の学校に通う小中学生の安全確保のため，PTA 等が防犯ブザーを購入する費用の一部を補助する       | 【健康教育課】 |
| 108 | 児童生徒の安全確保事業     | 学校防犯巡視員（仙台・まもらいだー），学校ボランティア防犯巡視員による見守り活動を行い，児童生徒の安全・安心の確保を図る | 【教育相談課】 |

#### (4) 子ども・若者の自立等に向けた支援の充実

##### ① 不登校・ひきこもりへの支援の充実

| No  | 事業名                            | 事業概要   | 担当課            |
|-----|--------------------------------|--|----------------|
| 109 | 仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぶ」       | 経済的な問題を抱える方やひきこもり状態で社会に出るきっかけをつかみたい方等を対象として，相談に対しワンストップで対応する<br>生活面の相談や仕事探しなど，一人ひとりに合った支援プランを考え，問題の早期解決を目指す                                    | 【保護自立支援課】      |
| 110 | ひきこもり地域支援センター事業                | ひきこもり状態にある本人及び家族を支援するため，ひきこもり地域支援センターにおいて各種相談に応じるとともに，訪問等による支援，家族教室や相談会等の普及啓発活動を行う   | 【障害者支援課】       |
| 111 | 精神障害保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）における支援 | 心理士・保健師・精神保健福祉士などが，ひきこもりや心の悩みや病気について，来所や電話での相談を受ける<br>個別相談のほか，ひきこもり状態の方のためのフリースペース，悩みを抱えた家族同士の話し合いなども行う  | 【精神保健福祉総合センター】 |
| 112 | 困難を抱えた青少年の居場所づくり【再掲】           | 様々な困難を抱える青少年へ対応できる居場所の拡充強化と，支援内容の充実を図る   | 【子供相談支援センター】   |
| 113 | 青少年自立支援事業                      | 学校に行けない，学校に行っても安らげない，日中の居場所が欲しいなどの青少年が，日常的に通所して活動できる場として「ふれあい広場」を設置し，支援を行う<br>また，就学や就労への意欲が高まった通所者への就学・就労支援を行う                                 | 【子供相談支援センター】   |
| 114 | 不登校児童生徒への支援の充実                 | 学習面でのつまずきや人間関係の課題など不登校の背景にあるさまざまな要因に適切に対応するため，学校における居場所づくりや，学習支援の拡充，組織体制の強化など，児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の拡充を図る<br>また，フリースクール等の学校外機関との連携を推進し，支援体制の強化を図る | 【教育相談課】        |
| 115 | 適応指導事業（「児童遊の杜」「杜のひろば」の運営）      | 不登校児童生徒や保護者の不安・悩みを受け止め，個に応じたさまざまな働きかけを通して，児童生徒の自立を支援するとともに，学校以外の居場所としての充実を図る<br>また，不登校児童生徒や保護者等の電話相談，来所相談を実施する                                 | 【教育相談課】        |

## ② 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

| No. | 事業名                              | 事業概要   | 担当課          |
|-----|----------------------------------|--|--------------|
| 116 | 仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」<br>【再掲】 | 経済的な問題を抱える方やひきこもり状態で社会に出るきっかけをつかみたい方等を対象として、相談に対しワンストップで対応する<br>生活面の相談や仕事探しなど、一人ひとりに合った支援プランを考え、問題の早期解決を目指す                | 【保護自立支援課】    |
| 117 | 青少年相談                            | 青少年や保護者からの悩みや不安について電話・面接・メールで相談を受け、問題の整理や助言を行う<br>また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応する                           | 【子供相談支援センター】 |
| 118 | 青少年自立支援事業<br>【再掲】                | 学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の居場所が欲しいなどの青少年が、日常的に通所して活動できる場として「ふれあい広場」を設置し、支援を行う<br>また、就学や就労への意欲が高まった通所者への就学・就労支援を行う             | 【子供相談支援センター】 |
| 119 | 青少年街頭見守り事業<br>【再掲】               | 市内中心部の繁華街、地下鉄駅周辺の商店街及び市内64中学校区内の青少年が集まりやすい場所等を巡回し、青少年への声かけを通して、非行の未然防止、早期発見、早期対応、犯罪被害の防止など、青少年の安全・安心及び健全育成につながる街頭指導活動を実施する | 【子供相談支援センター】 |
| 120 | 市立高等学校におけるインターンシップ               | 高校生等に企業等での就業体験を通して、職業適性や将来設計について考える機会を提供するとともに、異世代とのコミュニケーション能力の向上を図る  | 【高校教育課】      |

## ③ 代替養育を必要とする子どもへの支援の充実

| No. | 事業名                   | 事業概要  | 担当課       |
|-----|-----------------------|---|-----------|
| 121 | 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進 | 本体施設の小規模グループケア化を図るとともに、地域小規模児童養護施設等の増設により、施設機能の地域分散化を進め、より家庭的な環境のもとでの養育を促進する  | 【子供家庭支援課】 |
| 122 | 児童養護施設等における養育環境の向上    | 児童福祉法に規定する児童の施設への入所措置、または児童自立生活援助の実施を行った場合に、児童の養育上必要となる費用の支弁や施設整備への補助、運営等に関する指導・助言を行うことにより、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な養育環境の確保・向上を図る | 【子供家庭支援課】 |
| 123 | 身元保証人確保対策事業           | 児童養護施設等に入所または退所した児童等が、就職やアパート等を賃借する際に必要となる身元保証人の損害保険契約の保険料を負担することにより、身元保証人を確保し、児童等の社会的自立の促進を図る                                    | 【子供家庭支援課】 |
| 124 | 児童養護施設等職員研修の実施        | 施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するため、児童養護施設等の職員の研修体制を整備し、専門性の向上を図る  | 【子供家庭支援課】 |
| 125 | 児童養護施設等入所児童自立支援       | 児童養護施設等入所児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就職支援や必要に応じて退所後のアフターフォローを行う   | 【子供家庭支援課】 |

| No  | 事業名                          | 事業概要   | 担当課                          |
|-----|------------------------------|--|------------------------------|
| 126 | 里親支援事業                       | 里親登録者の増加を図り、里親やファミリーホームへの委託を推進するとともに、里親支援専門相談員の配置や研修の実施等によって、里親への支援を充実させる<br>また、代替養育を必要とする子どもが地域の中で十分な理解を得ながら育まれるよう、市民に対する里親制度の普及・啓発に努める | 【子供家庭支援課】                    |
| 127 | 児童虐待に係る児童相談所の体制・機能強化<br>【再掲】 | 増加する児童虐待・非行への対応など、さまざまな問題を抱える子どもへの相談・援助を行うため、児童福祉司の増員や一時保護所の定員の拡大など、児童相談所の体制・機能強化を図る   | 【児童相談所相談指導課】<br>【児童相談所保護支援課】 |

(1) 子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実

① 母子保健の充実

| No  | 事業名                     | 事業概要   | 担当課   |
|-----|-------------------------|--|---|
| 128 | 子どもの感染症の予防（予防接種の推進）     | 子どもがかかる感染症を予防するため、麻しん等の定期予防接種を推進する   | 【健康安全課】   |
| 129 | 3歳児カリエスフリープロジェクト【再掲】    | むし歯のない3歳児を増加させることを目指し、乳歯萌出期である8～9か月児の乳児健診等において、むし歯予防の重要性を啓発し、かかりつけ歯科医院での定期予防管理を受ける習慣の定着を推進する<br>併せて低年齢児から歯の健康づくりを支援する歯科医療機関の整備を図る                        | 【健康政策課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 130 | 子どもの歯と口の健康づくり推進【再掲】     | 乳幼児期のむし歯予防を推進するため、乳幼児健康診査や地域における健康教育を通じて、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、幼稚園・保育所等を対象としたフッ化物洗口導入支援事業等を通じて、年齢に応じたフッ化物応用法の啓発を行う<br>また、むし歯予防に効果的とされる、フッ化物歯面塗布の初回利用を公費助成する | 【健康政策課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 131 | 幼児の肥満対策【再掲】             | 子どもの肥満予防と肥満解消のために、乳幼児健康診査等において、食生活・身体活動などについての保健指導・個別相談を実施する<br>また、肥満の乳幼児について、栄養相談を実施し、肥満解消に向けた支援を行う   | 【健康政策課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 132 | 受動喫煙防止対策【再掲】            | たばこによる健康影響から市民を守り、健康で快適に過ごすことができる「受動喫煙防止」のまちづくりのため、小中学生等に対する喫煙防止教育や、妊産婦家庭訪問・幼児健康診査の場を活用した妊産婦やその家族に対するたばこの健康影響についての啓発及び禁煙支援等を行う                           | 【健康政策課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】              |
| 133 | 食育推進（食育の啓発）             | 子どもたちのすこやかな心身の発達及び親自身の健康増進のため、妊娠期も含めたさまざまな機会を捉えて相談や体験、交流等を通じた食育を推進する   | 【健康政策課】<br>【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 134 | 助産制度の運営                 | 妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で出産の費用が準備できない場合に、所管の福祉事務所が助産施設における助産を実施する   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】           |
| 135 | 幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策【再掲】 | 子どもの心身面の不安やストレス反応について、幼児健康診査の際に問診票による聞き取り調査を行い、必要に応じて児童精神科医・臨床心理士による専門相談につなげる<br>また、各区役所に「子どものこころの相談室」を設置し、18歳未満の子どもを対象に、児童精神科医・臨床心理士による専門相談を行う          | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】            |

| No  | 事業名                                  | 事業概要   | 担当課                                    |
|-----|--------------------------------------|--|--|
| 136 | 乳幼児健康診査<br>【再掲】                      | 各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立つもので、生後2か月、4～5か月、8～9か月の各時期1回を医療機関で、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を集団健診で実施する  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 137 | 妊娠の届出と母子健康手帳の交付<br>【再掲】              | 母子が心身ともに健全な妊娠、出産、育児ができるように、妊娠の届出をした者に対して、母子の健康状態を記録し、健康管理に役立つため、母子健康手帳を交付するとともに、保健指導・相談支援を行う<br>特に、要保護児童対策地域協議会の対象である特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）について、妊娠早期から関わりを持ち、支援を行う | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 138 | 新生児等訪問指導（エジンバラ産後うつ病質問票の全数実施）<br>【再掲】 | 妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）が対象者の家庭を訪問する<br>また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する     | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 139 | 乳幼児健康診査未受診者対策<br>【再掲】                | 要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待の防止を図るため、新生児等訪問から3歳児健康診査までの健診等を、親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者（直接接する機会のない親子）に対する家庭訪問等を実施する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 140 | 健診後のフォローの充実<br>【再掲】                  | 健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のある子ども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 141 | 妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）<br>【再掲】    | 乳幼児虐待の要因のひとつである望まない妊娠を含む、妊娠により悩みを抱える若者等への相談対応や保健指導を行う窓口を設置することにより、妊娠期からの相談体制の充実を図る   | 【子供保健福祉課】                              |
| 142 | 先天性代謝異常検査事業                          | 先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液による検査を実施する   | 【子供保健福祉課】                              |
| 143 | 遺伝カウンセリング                            | 遺伝についての不安や悩みを持つ者に対して、結婚や妊娠等への適切な判断ができるよう、区役所等における一次相談及び臨床専門医による二次相談を実施する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 144 | 産後ケア事業                               | 生後4か月未満の乳児を抱える産婦であって、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、産後に心身の不調又は育児不安等がある者（ただし、医療行為の必要がある者を除く）を対象に、市内の産科医療機関・助産所で宿泊（宿泊型）または日帰り（デイサービス型）で心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る               | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |

| No  | 事業名                        | 事業概要  | 担当課                                    |
|-----|----------------------------|---|--|
| 145 | 産婦健康診査                     | 産後うつや新生児等への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 146 | 不妊・不育専門相談センター事業            | 不妊や不育症で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導、不妊・不育症に関する治療や実施医療機関等についての確かな情報を提供し、併せて精神的・身体的な相談に対応できる体制を整備することで、不妊・不育症の悩みや不安の軽減を図ることを目的に、不妊・不育専門相談センターを設置する | 【子供保健福祉課】                              |
| 147 | 区役所等における発達相談の機能強化          | 発達に関する保護者の不安や困りごとに対して、きめ細かな相談支援を行うことにより、切れ目のない支援の充実を図る<br>また、5歳児を対象とした発達相談事業を行う   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 148 | 妊婦健康診査                     | 妊娠中の身体の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を目的として14回分の助成を行い（県外で受診した分については償還払いにより対応）、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る                                       | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 149 | 妊婦歯科健康診査                   | う蝕や歯周疾患が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健診、歯科保健指導を行うことにより、家族ぐるみの歯と口の健康づくりを図る  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 150 | 事故予防対策の推進                  | 乳幼児健康診査や各種教室、新生児訪問などの事業において、子どもの事故予防の教材配布や保健指導を実施し、事故予防の普及啓発を強化する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 151 | 産後の助産師等による相談事業（せんだい助産師サロン） | 育児に不安や悩みを抱えていたり、身近に相談できる方がいない産婦に対し、助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行うことで、産婦及び産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごとを軽減する                                      | 【子供保健福祉課】                              |
| 152 | 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援      | 特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）と疑われる者に対し、産科等医療機関への受診同行支援を行う  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |

## ㊤ 小児医療, 学校保健の充実

| No  | 事業名                         | 事業概要   | 担当課                |
|-----|-----------------------------|--|--------------------|
| 153 | 子どもの感染症の予防（予防接種の推進）<br>【再掲】 | 子どもがかかる感染症を予防するため、麻疹等の定期予防接種を推進する                                | 【健康安全課】            |
| 154 | 子どもの感染症の予防（集団感染対策）          | 保育施設・小学校等における、ノロウイルス等の集団感染対策の推進及び発生予防策の啓発を図る                     | 【健康安全課】<br>【各区管理課】 |
| 155 | 子どもの感染症の予防（性感染症対策）          | 10代の若者が性感染症を予防でき、早期発見・治療を行うことができるよう、性感染症及びHIVに関する正しい知識の普及啓発を推進する | 【健康安全課】<br>【各区管理課】 |

| No  | 事業名                   | 事業概要   | 担当課     |
|-----|-----------------------|--|---------|
| 156 | 在宅当番医制事業              | 安心して子どもを産み、すこやかに育てることができる環境の基盤となる小児科の救急医療体制の確保を目的とし、仙台市医師会の協力により実施している在宅当番医制事業において、日曜及び祝日等に小児科の診療所が当番制で診療を行う | 【健康政策課】 |
| 157 | 小児救急医療体制の充実           | 夜間休日こども急病診療所を市立病院に併設することで、救命救急センターと連携して、小児救急医療を総合的に提供する  | 【健康政策課】 |
| 158 | 保健教育の充実<br>【再掲】       | 家庭との連携を図り、基本的な生活習慣の指導と子どもの自己健康管理能力を高めるため、健康教育研修会の実施や授業実践への支援を行い、学校における保健教育の推進、充実を図る                          | 【健康教育課】 |
| 159 | 児童生徒の心のケア推進事業<br>【再掲】 | 児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、心の問題の未然防止、早期発見、解決を目指した支援を行う   | 【教育相談課】 |

## (2) 子育て負担軽減と家庭の子育て力向上のための取り組み

### ① 子育てに関する不安・負担の軽減

| No  | 事業名                                  | 事業概要   | 担当課                                     |
|-----|--------------------------------------|--|---|
| 160 | 仙台すくすくサポート事業                         | ファミリー・サポート・センター事業（子どもを預かってほしい方（利用会員）と子どもを預かることができる方（協会員）双方の信頼関係のもとに実施する子育て支援活動事業。本市が事務局となり仲介等を行う。）を実施し、子育て負担の軽減や、身近な地域の子育て支援の充実を図る   | 【子供未来局総務課】                              |
| 161 | のびすく運営                               | のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児の一時預かり、子育てに関する相談支援や情報の収集及び提供等を行うことにより、子育てに対する不安や負担の軽減を図る  | 【子供未来局総務課】                              |
| 162 | のびすくにおける子どもの発達に不安を抱える保護者への支援         | 子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、気軽に相談や交流等ができる場の提供を行う   | 【子供未来局総務課】                              |
| 163 | 子育て支援ショートステイ事業                       | 小学校修了前の児童を養育している保護者が、疾病や育児疲れ等により、その養育が一時的に困難になった場合に、一定期間施設で児童を保護・養育する  | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 164 | 新生児等訪問指導（エジンバラ産後うつ病質問票の全数実施）<br>【再掲】 | 妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）が対象者の家庭を訪問する<br>また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 165 | 育児ヘルプ家庭訪問事業<br>【再掲】                  | 子どもの養育について支援が必要な家庭に、訪問による支援を実施することにより、その家庭の子どもの養育の安定を図り、子どもの健全な育成に寄与することを目的として、民間事業者による育児ヘルパーの派遣（有料）と専門指導員の派遣（無料）を行う   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |

| No  | 事業名                              | 事業概要  | 担当課                                     |
|-----|----------------------------------|---|---|
| 166 | 女性のための健康支援教室<br>【再掲】             | 育児不安やストレスを抱えている子育て中の女性を対象に、グループミーティング等で自分自身を語ることで、不安の軽減を図る<br>また、育児期や更年期の心と体についての講演会等を開し、生涯を通じた女性の健康の維持促進を図る  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 167 | 多胎児等を育てる保護者のための育児サークル等支援<br>【再掲】 | 双子・三つ子、低出生体重児等を育てる保護者等を対象に、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定し、育児不安の軽減を図る   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】                  |
| 168 | 産後ケア事業<br>【再掲】                   | 生後4か月未満の乳児を抱える産婦であって、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、産後に心身の不調又は育児不安等がある者（ただし、医療行為の必要がある者を除く）を対象に、市内の産科医療機関・助産所で宿泊(宿泊型)または日帰り(デイサービス型)で心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 169 | 母親教室・両親教室の充実                     | 妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減して主体的に取り組める姿勢を養うとともに、地域の中での育児の仲間づくりを促進するため、妊婦及びその配偶者を対象に3～4回のコースで集団指導・グループワークを実施する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 170 | 児童館地域子育て支援事業<br>【再掲】             | 乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、地域の子育て家庭の支援について、事業の充実を図る   | 【児童クラブ事業推進課】                            |
| 171 | 児童館事業の充実<br>【再掲】                 | 健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る<br>児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く | 【児童クラブ事業推進課】                            |
| 172 | 保育所等地域子育て支援事業                    | 地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実する   | 【運営支援課】                                 |
| 173 | 幼稚園地域子育て支援事業                     | 地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する   | 【認定給付課】                                 |

## ② 子育てに要する経済的負担の軽減

| No  | 事業名             | 事業概要   | 担当課                                     |
|-----|-----------------|--|---|
| 174 | 助産制度の運営<br>【再掲】 | 妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で出産の費用が準備できない場合に、所管の福祉事務所が助産施設における助産を実施する | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 175 | 母子・父子・寡婦福祉貸付金   | 母子・父子家庭及び寡婦に対し、福祉資金を低利子または無利子で貸し付けることにより、当該家庭の経済的自立の援助と、生活の安定を図る   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |



| No  | 事業名                 | 事業概要  | 担当課  |
|-----|---------------------|---|--|
| 176 | 寡婦(寡夫)控除<br>みなし適用   | 税制上の寡婦・寡夫控除が適用されない婚姻歴のない母子家庭・父子家庭について、保育料や各種事業の利用料金の算定にあたり、寡婦・寡夫控除を適用したものとみなして取り扱うことにより、経済的負担の軽減を図る | 【子供家庭支援課】  |
| 177 | 養育費の確保に關<br>する支援の推進 | ひとり親家庭における養育費確保を推進するため、弁護士や専門相談員による相談対応を行うほか、家庭裁判所等への同行支援や養育費保証契約に係る保証料を助成する                        | 【子供家庭支援課】  |
| 178 | 産婦健康診査<br>【再掲】      | 産後うつや新生児等への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】                   |
| 179 | 妊婦健康診査<br>【再掲】      | 妊娠中の身体の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を目的として14回分の助成を行い(県外で受診した分については償還払いにより対応)、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】                   |
| 180 | 第3子以降小学<br>校入学祝金    | 少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、小学校に新たに入学する子どもが第3子以降の場合に、仙台市内に住所を有する保護者に対して入学祝金(3万円/1人)を支給する      | 【子供保健福祉課】  |
| 181 | 特別児童扶養手当<br>支給      | 精神または身体に障害のある児童の養育者に対し、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る   | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【各総合支所保健福祉課】                   |
| 182 | 未熟児養育医療給<br>付       | 入院を必要とする2,000グラム以下等の未熟児に対し、生後すみやかに適切な処置を講じることで、出生児の健康を保持・増進することを目的として、必要な医療の給付を行う                   | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】                  |
| 183 | 自立支援医療費<br>(育成医療)支給 | 身体上の障害のある児童、または、現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために、必要な医療費の支給を行う        | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】                  |
| 184 | 小児慢性特定疾病<br>対策事業    | 児童の健全育成を目的として、厚生労働省告示により定める慢性疾病にかかっている18歳未満の児童に、保険診療の自己負担分に対する医療費の支給を行う                             | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】                  |
| 185 | 児童手当支給              | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育し、仙台市内に住所を有する者等に手当を支給する             | 【子供保健福祉課】<br>【各区保険年金課】<br>【宮城総合支所保険年金課】<br>【秋保総合支所保健福祉課】 |
| 186 | 特定不妊治療費助<br>成事業     | 不妊治療の経済的負担の軽減を図ることを目的に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定の不妊治療に要する費用の一部を助成する                              | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】                  |

| No  | 事業名             | 事業概要   | 担当課  |
|-----|-----------------|--|--|
| 187 | 子ども医療費助成        | 子どもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康維持と福祉の増進を図るため、子どもにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の全部または一部を助成する<br>より幅広い子育て家庭の経済的負担を軽減するため、所得制限基準の緩和を進める              | 【子供保健福祉課】<br>【各区保険年金課】<br>【宮城総合支所保険年金課】<br>【秋保総合支所保健福祉課】 |
| 188 | 児童扶養手当支給        | ひとり親家庭における児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る  | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【各総合支所保健福祉課】                   |
| 189 | 母子・父子家庭医療費助成    | 母子・父子家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童及び父母のない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区保険年金課】<br>【宮城総合支所保険年金課】<br>【秋保総合支所保健福祉課】 |
| 190 | 家庭ごみ等ごみ処理手数料減免  | 満1歳までの新生児の養育者に対して、家庭ごみ指定袋(中サイズ)を50枚配付することにより育児支援を行う  | 【家庭ごみ減量課】  |
| 191 | 就学援助            | 経済的理由により就学が困難な小・中・中等教育(前期課程)学校児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等を援助する   | 【学事課】  |
| 192 | 子育て世帯の市営住宅の優先入居 | 教育費等の経済的負担の大きい子育て世帯を積極的に支援し、高齢化が進行する市営住宅団地のコミュニティの活性化を図るため、市営住宅への入居者募集にあたり、定期募集において、子育て世帯への抽選優遇措置を図るとともに、定期募集とは別に、子育て世帯を対象にした募集を実施する | 【市営住宅管理課】  |

### ③ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

| No  | 事業名                 | 事業概要  | 担当課                     |
|-----|---------------------|---|-------------------------|
| 193 | のびすく運営<br>【再掲】      | のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児の一時預かり、子育てに関する相談支援や情報の収集及び提供等を行うことにより、子育てに対する不安や負担の軽減を図る   | 【子供未来局総務課】              |
| 194 | のびすくにおける父親の子育て力向上支援 | 父親の子育て力の向上に資するため、のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、助産師等による両親教室や育児講座を開催する  | 【子供未来局総務課】              |
| 195 | のびすくにおける専門の相談員の配置   | のびすく(子育てふれあいプラザ等)に、専門の相談員「のびすく子育てコーディネーター(のここ)」を配置し、保育サービスや子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行うとともに、地域の子育て支援者等と連携を図ることにより、子育て家庭の状況に応じた適切なサービス利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る | 【子供未来局総務課】              |
| 196 | 電子メールによる子育て情報発信     | 乳幼児健康診査、各種教室、のびすく(子育てふれあいプラザ等)の情報など、子育て支援にかかるさまざまな情報について、メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する  | 【子供未来局総務課】<br>【各区家庭健康課】 |
| 197 | 子育てに関する情報発信の充実      | 専用ホームページやスマートフォン向けアプリの開発等により、本市における子育てに関する情報を総合的に発信し、必要とする人に効果的に届けるための情報発信の充実を図る  | 【子供未来局総務課】              |

| No  | 事業名                                  | 事業概要   | 担当課  |
|-----|--------------------------------------|--|--|
| 198 | 子ども家庭応援センター<br>【再掲】                  | 各区役所及び宮城総合支所に、子ども・子育て支援に関わる部署間の連携により、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター等の機能を併せ持つ「子ども家庭応援センター」体制を構築し、子ども・子育てに関する相談支援の充実を図る   | 【子供未来局総務課】<br>【子供家庭支援課】<br>【子供保健福祉課】<br>【認定給付課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 199 | 新生児等訪問指導（エジンバラ産後うつ病質問票の全数実施）<br>【再掲】 | 妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）が対象者の家庭を訪問する<br>また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】   |
| 200 | 多胎児等を育てる保護者のための育児サークル等支援<br>【再掲】     | 双子・三つ子、低出生体重児等を育てる保護者等を対象に、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定し、育児不安の軽減を図る  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】   |
| 201 | 不妊・不育専門相談センター事業<br>【再掲】              | 不妊や不育症で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導、不妊・不育症に関する治療や実施医療機関等についての確かな情報を提供し、併せて精神的・身体的な相談に対応できる体制を整備することで、不妊・不育症の悩みや不安の軽減を図ることを目的に、不妊・不育専門相談センターを設置する  | 【子供保健福祉課】  |
| 202 | 区役所等における発達相談の機能強化<br>【再掲】            | 発達に関する保護者の不安や困りごとに対して、きめ細かな相談支援を行うことにより、切れ目のない支援の充実を図る<br>また、5歳児を対象とした発達相談事業を行う  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】   |
| 203 | 子供家庭総合相談事業<br>【再掲】                   | 家庭における児童養育に関し、種々複雑な問題が発生している状況に対応するため、各区保健福祉センター等に子供家庭総合相談窓口を設置し、保健・福祉サービスの総合的な相談及び関係機関等との連携調整等を行う   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】  |
| 204 | 母親教室・両親教室の充実<br>【再掲】                 | 妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減して主体的に取り組める姿勢を養うとともに、地域の中での育児の仲間づくりを促進するため、妊婦及びその配偶者を対象に3～4回のコースで集団指導・グループワークを実施する  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】  |
| 205 | 祖父母手帳の配布                             | 子育て世代と祖父母世代がお互いに育児についての理解を深め、ともに楽しく育児に向き合うきっかけとなることを目的として、「祖父母手帳」を配布する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】   |
| 206 | 産後の助産師等による相談事業（せんだい助産師サロン）<br>【再掲】   | 育児に不安や悩みを抱えていたり、身近に相談できる方がいない産婦に対し、助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行うことで、産婦及び産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごとを軽減する   | 【子供保健福祉課】  |
| 207 | 3～4か月児育児教室                           | 子どもが健康に育つための望ましい育児環境づくりを目的に、育児に関する相談に応じ、問題解決能力を高める   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】   |

| No  | 事業名                               | 事業概要   | 担当課                                     |
|-----|-----------------------------------|--|---|
| 208 | 離乳食教室                             | 乳幼児の食習慣づくりの基礎となる時期に、発達段階に応じた離乳食の進め方についての講話や保健指導を行うとともに、子育て世代における食生活及び朝食摂取とその内容の充実の重要性について啓発する<br>また、保護者同士の情報交換により、地域でのつながりを持つ機会とする                           | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 209 | 児童館地域子育て支援事業<br>【再掲】              | 乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、地域の子育て家庭の支援について、事業の充実を図る  | 【児童クラブ事業推進課】                            |
| 210 | 青少年相談<br>【再掲】                     | 青少年や保護者からの悩みや不安について電話・面接・メールで相談を受け、問題の整理や助言を行う<br>また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応する   | 【子供相談支援センター】                            |
| 211 | 子育て何でも相談                          | 子育てに関する悩みや不安について、電話・面接・メールで幅広い相談に対応し、家庭での子育てを支援する<br>また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介する  | 【子供相談支援センター】                            |
| 212 | 子育て市民セミナー                         | 子どもの成長や親の役割、青少年の抱える諸問題について、大学教授などの専門家によるセミナーを開催し、子育てや青少年健全育成の啓発を図る   | 【子供相談支援センター】                            |
| 213 | 保育所における食育推進事業<br>【再掲】             | 毎日の給食や野菜栽培・調理体験等の食育活動を積み重ね、子どもたちが食に興味や関心を持ち、食べることを楽しむ気持ちを育む<br>また、保育所等に開設された子育て支援センター・支援室において、地域の子育て家庭に対し、離乳食講座や食事相談等を実施し、食育を推進するとともに、実施箇所の充実を図る             | 【運営支援課】                                 |
| 214 | 保育所等地域子育て支援事業<br>【再掲】             | 地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実する  | 【運営支援課】                                 |
| 215 | 区役所等における利用者支援事業                   | 区役所等に保育サービス相談員を配置し、保育サービス等に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげる<br>また、保育所の地域子育て支援センター等に出向いての相談対応や、地域の子育て支援の従事者等との連携により、多様化する保育ニーズに関する相談等の対応を図る | 【認定給付課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】   |
| 216 | 幼稚園地域子育て支援事業<br>【再掲】              | 地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する  | 【認定給付課】                                 |
| 217 | 親子こころの相談室運営<br>【再掲】               | こころの問題を抱える子どもと家族の心理面接、精神医学的ケアを継続的に行うことで、子育ての不安を解消し、児童虐待の発生・再発を防止する   | 【児童相談所保護支援課】                            |
| 218 | 適応指導事業(「児童遊の杜」「杜のひろば」の運営)<br>【再掲】 | 不登校児童生徒や保護者の不安・悩みを受け止め、個に応じたさまざまな働きかけを通して、児童生徒の自立を支援するとともに、学校以外の居場所としての充実を図る<br>また、不登校児童生徒や保護者等の電話相談、来所相談を実施する   | 【教育相談課】                                 |

| No  | 事業名      | 事業概要   | 担当課          |
|-----|----------|--|--------------|
| 219 | 家庭教育の推進  | 家庭教育の重要性についての認識を促すため、子どもの基礎的資質や能力を形成する上で必要な事項に関する講座の実施や、栄養士等を講師とした食育に関する講話や調理実習を行う講座、スマートフォン・インターネットの安全性についての普及啓発などを実施する | 【生涯学習課】      |
| 220 | 家庭教育推進事業 | 子育て世代が育児や家庭生活について学び、親子のふれあいを深めたりすることをねらいとする事業を実施する   | 【生涯学習支援センター】 |

### (3) 教育・保育基盤と幼児教育・保育サービス等の充実

#### ① 教育・保育基盤の整備

| No  | 事業名                    | 事業概要  | 担当課                           |
|-----|------------------------|---|-------------------------------|
| 221 | 保育所整備事業                | 子育て世帯が増加し、保育需要の増加が見込まれる地区を中心に保育所の整備創設を計画的に進める   | 【環境整備課】                       |
| 222 | 公立保育所の建替え・民営化          | 公立の木造保育所等の建替えにあたって、地域拠点保育所として位置付けた公立保育所については、その機能の充実に向けた検討を進めるとともに、その他の老朽化した公立保育所については、効率的な運営と柔軟性、機動性をより発揮できるよう、民間の力を活用して保育所を新設する「民設民営方式」を基本とし、計画的に推進する | 【運営支援課】<br>【環境整備課】            |
| 223 | 小規模保育事業の設置・運営支援        | 3歳未満児を対象とした保育基盤整備の一環として、地域の多様なスペースを活用しながら、定員6人から19人までの比較的小規模な集団できめ細かな保育サービスを提供する小規模保育事業の設置を計画的に進めるとともに、施設の巡回指導など指導・助言を行い、運営を支援する                        | 【運営支援課】<br>【環境整備課】<br>【認定給付課】 |
| 224 | 家庭的保育事業の設置・運営支援        | 3歳未満児を対象とした保育基盤整備の一環として、自宅等の家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育サービスを提供する家庭的保育事業について、保育需要を考慮し、必要な地域に設置するとともに、施設の巡回指導など指導・助言を行い、運営を支援する                                     | 【運営支援課】<br>【環境整備課】<br>【認定給付課】 |
| 225 | 事業所内保育事業の設置・運営支援       | 企業等における仕事と子育ての両立支援を促すとともに、保育環境の向上を図るため、事業所内保育事業の設置を検討する事業者に対して相談対応等を行うとともに、施設の巡回指導など指導・助言を行い、運営を支援する  | 【運営支援課】<br>【環境整備課】<br>【認定給付課】 |
| 226 | 居宅訪問型保育事業の設置・運営支援      | 障害、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児等へ保育サービスを提供する居宅訪問型保育事業の創設を検討する事業者に対して相談対応等を行うとともに、指導・助言等を行い、運営を支援する  | 【運営支援課】<br>【環境整備課】<br>【認定給付課】 |
| 227 | 認定こども園整備補助<br>【再掲】     | 質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の整備・普及を推進するため、認定こども園への移行を予定している幼稚園に対し、相談支援を行うとともに施設改修及び備品購入に要する経費の一部を助成する   | 【環境整備課】                       |
| 228 | 私立幼児教育施設運営費等補助<br>【再掲】 | 幼児教育の充実のため、私立の幼児教育施設（私立幼稚園）の施設整備費や運営費の一部を助成する   | 【環境整備課】<br>【認定給付課】            |

| No  | 事業名           | 事業概要  | 担当課     |
|-----|---------------|---|---------|
| 229 | 幼稚園2歳児受入れ推進事業 | 多様な保育ニーズへの対応、児童福祉の向上及び幼児教育の振興を図るため、保育を必要とする2歳児を受け入れて保育を行う幼稚園に対し、必要経費の一部を助成する。 | 【認定給付課】 |

## ② 多様な保育サービス等の充実

| No  | 事業名                | 事業概要   | 担当課                |
|-----|--------------------|--|--------------------|
| 230 | 病児・病後児保育事業         | 病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合等のため家庭で育児を行うことが困難な児童を対象に、小児科医院や保育所等に付設された施設で保育を行う                                  | 【子供家庭支援課】          |
| 231 | 障害児等保育の充実          | 心身に障害のある児童等が、健常児とともに育つことを推進するため、保育の必要性があり、集団保育が可能な障害のある児童等の受け入れを充実する   | 【運営支援課】            |
| 232 | 産休明け保育の充実          | 産休明けで仕事に復帰する親の支援を目的に、生後8週を経過した乳児を受け入れる保育サービスの実施箇所拡大を新設保育施設の整備と合わせて推進するとともに、産休明け保育マニュアルの提供や保健師の派遣等により、産休明け保育実施施設を支援する | 【運営支援課】<br>【環境整備課】 |
| 233 | 幼稚園預かり保育事業<br>【再掲】 | 保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児を預かる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対し、必要経費の一部を助成する   | 【環境整備課】<br>【認定給付課】 |
| 234 | 保育所等における一時預かり事業    | 保護者の断続的・短時間就労や傷病、看護、育児に伴う心理的・肉体的負担などにより、家庭における保育が一時・緊急に困難となる児童に柔軟に対応する   | 【環境整備課】<br>【認定給付課】 |
| 235 | 延長保育（2時間以上）事業      | 保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応した保育を行うため、通常の保育時間（11時間）の前後において、2時間以上の延長保育を実施する保育所を拡充する   | 【環境整備課】<br>【認定給付課】 |
| 236 | 休日保育事業             | 日曜・祝日等に保護者の就労等により、家庭における保育が困難となる児童を対象とした休日保育を実施し、子育て家庭への支援の充実を図る   | 【環境整備課】<br>【認定給付課】 |

## ③ 保育の質の確保・向上

| No  | 事業名                    | 事業概要   | 担当課     |
|-----|------------------------|--|---------|
| 237 | 公立保育所の地域拠点保育所としての機能の充実 | 地域拠点保育所として位置付けた22か所の公立保育所について、今後、地域における配慮を必要とする児童等への対応強化、地域内の保育施設・子育て支援ボランティア等多様な担い手との交流・連携、新設の保育施設や経験の浅い経営主体が運営する保育施設に対する相談・支援、大規模災害時の情報伝達や物資搬送の中継拠点としての役割を担っていくための機能の充実を図る | 【運営支援課】 |
| 238 | 乳幼児における食物アレルギー対応の充実    | 保育所（園）や認定こども園に対して、食物アレルギー児の入所に関する調査を実施し、各施設の状況を把握した上で、必要とされる研修会、マニュアルの見直しなどを検討・実施することで、施設におけるアレルギー対応の充実を図る   | 【運営支援課】 |
| 239 | 保育士等の職員研修の充実           | 子どもの保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、保育士等を対象とした研修の充実に努め、職員の専門性の向上を図る   | 【運営支援課】 |

| No  | 事業名                     | 事業概要   | 担当課     |
|-----|-------------------------|--|---------|
| 240 | 保育専門技術向上支援事業（スーパーバイズ事業） | 児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな保育や保護者への適切な支援を行うため、発達心理学・臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談を行い、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の職員の保育専門技術の向上を図る                     | 【運営支援課】 |
| 241 | 特別（保育）支援コーディネーター養成事業    | 児童一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細かな保育の実施や保護者への適切な支援を行うための研修を行い、さまざまな困難事例に対応できる基礎知識と実践力を身に付けたコーディネーター（保育施設内でキーパーソンとなる人材）の育成を図る               | 【運営支援課】 |
| 242 | 認可外保育施設に対する指導監督の充実      | 認可外保育施設に対する研修の充実に努めるとともに、運営や保育に関する指導・助言を実施し、より安全で良質な保育サービスの提供を促進する   | 【運営支援課】 |
| 243 | 保育士人材確保対策               | 潜在保育士の復職を支援する「保育士リターンセミナー」の開催等により、保育士の確保を図る<br>また、雇用する保育士の宿舍を借り上げた事業者に対し、費用の一部を補助することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図る                   | 【運営支援課】 |
| 244 | 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業   | 幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する幼稚園教諭や認可外保育施設等の保育従事者等が保育士資格を取得するために要する経費等に対して助成を行う                           | 【運営支援課】 |
| 245 | 栄養士雇用助成                 | 入所児童の栄養管理、個別配慮（離乳食・食物アレルギー）への対応、食育計画の作成等を行うため、栄養士を配置する保育所等に対し、助成を行う  | 【認定給付課】 |
| 246 | 増員保育士等助成                | 保育士を手厚く加配することにより、入所児童の福祉の増進、職員の身体的・精神的休養、資質向上を図る研修参加の促進等を行うため、国の基準を上回る保育士を配置している保育所等に対し、助成を行う                                | 【認定給付課】 |
| 247 | 増員調理員助成                 | 保育所等における食事の充実及び調理従事者の負担軽減を図るため、一定数以上の調理員を雇用する保育所に対し、助成を行う  | 【認定給付課】 |
| 248 | 産休等代替職員雇用助成             | 保育所等職員が出産もしくは疾病または負傷により、長期間にわたって継続した休業を必要とする場合において、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保するため、産休等代替職員の雇用経費に対し、助成を行う | 【認定給付課】 |
| 249 | 保育士等の処遇改善               | 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給できる「長く働くことができる」職場構築のため、職員の勤続年数や技能・経験に応じて、保育士等の処遇改善を図る                            | 【認定給付課】 |
| 250 | 病原性大腸菌対策助成              | 保育所等の衛生管理を強化するため、病原性大腸菌対策関連消耗品を購入した場合及び職員が病原性大腸菌O-157の検査を含んだ検便を実施した場合、それぞれに要した費用に対し、助成を行う                                    | 【認定給付課】 |
| 251 | 災害対応備蓄推進事業費助成           | 災害発生時にも、保育を必要とする児童の保育を継続するため、新設保育所等が災害備蓄としての非常食を購入する費用に対し、助成を行う  | 【認定給付課】 |

④ 幼児教育の充実(再掲)

| No. | 事業名                              | 事業概要  | 担当課                   |
|-----|----------------------------------|---|-----------------------|
| 252 | 幼保小連携の推進<br>【再掲】                 | 子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な適応を図れるよう、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園児指導要録などを活用し、一人ひとりの子どもの発達の姿を小学校へ伝えるほか、幼保小の連絡会や合同研修会の開催、共通様式による引き継ぎ（及び双方向での交流の強化）等を通じ、幼児教育と小学校教育の相互理解や緊密な連携に取り組むなど、学びの連続性の確保に努める | 【運営支援課】<br>【学びの連携推進室】 |
| 253 | 幼稚園教員研修支援<br>【再掲】                | 子どもの教育・保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、幼稚園教諭の研修を支援することで、教員一人ひとりの資質の向上を図る   | 【運営支援課】               |
| 254 | 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業<br>【再掲】 | 幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、幼保連携型認定こども園に勤務する保育士が、幼稚園教諭免許状を取得するために要する経費等に対して助成を行う  | 【運営支援課】               |
| 255 | 認定こども園整備補助<br>【再掲】               | 質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の整備・普及を推進するため、認定こども園への移行を予定している幼稚園に対し、相談支援を行うとともに施設改修及び備品購入に要する経費の一部を助成する   | 【環境整備課】               |
| 256 | 私立幼児教育施設運営費等補助<br>【再掲】           | 幼児教育の充実のため、私立の幼児教育施設(私立幼稚園)の施設整備費や運営費の一部を助成する   | 【環境整備課】<br>【認定給付課】    |
| 257 | 幼稚園預かり保育事業<br>【再掲】               | 保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児を預かる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対し、必要経費の一部を助成する  | 【環境整備課】<br>【認定給付課】    |
| 258 | 絵本を通じた心豊かな子育て支援事業<br>【再掲】        | 育児教室や乳幼児健康診査を実施している保健福祉センターなどに、乳幼児の保護者向けブックリストを配架するとともに、乳幼児向けおはなし会や乳幼児の保護者向け行事を実施し、乳幼児期から親や子どもが読書の楽しさや面白さを発見する機会を提供する   | 【市民図書館】               |

(4) 個別のニーズに応じた子ども・子育て家庭への支援の充実

① 子どもの貧困対策の推進

| No. | 事業名                    | 事業概要  | 担当課                    |
|-----|------------------------|---|------------------------|
| 259 | 学習・生活サポート事業            | 生活困窮世帯の中学生に対し、学力の向上のための学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する | 【保護自立支援課】<br>【子供家庭支援課】 |
| 260 | 窓口・制度につなげる相談支援体制づくり    | さまざまな理由で相談窓口、各種支援制度につながる事が難しい子育て世帯を対象に、相談しやすい体制づくりを検討する                               | 【子供家庭支援課】              |
| 261 | 子どもの居場所づくり支援事業<br>【再掲】 | 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会と連携し、子ども食堂への経費助成を行うほか、運営団体相互のネットワーク化等に取り組むことで、地域における子どもの居場所づくりを推進する   | 【子供家庭支援課】              |



| No  | 事業名         | 事業概要   | 担当課                    |
|-----|-------------|--|------------------------|
| 262 | 中途退学未然防止等事業 | 生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、進級支援や面談等によるサポートを実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する | 【保護自立支援課】<br>【子供家庭支援課】 |
| 263 | 就学援助【再掲】    | 経済的理由により就学が困難な小・中・中等教育（前期課程）学校児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等を援助する                             | 【学事課】                  |

## ② ひとり親家庭等への支援の充実

| No  | 事業名                    | 事業概要   | 担当課  |
|-----|------------------------|--|--|
| 264 | 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業【再掲】 | 「女性への暴力相談電話」、各区保健福祉センター「子供家庭総合相談」及びエル・ソーラ仙台「女性相談」において、配偶者等からの暴力の相談に応じ、問題の解決に役立つ情報提供や助言を行う<br>緊急時には、安全確保の相談に応じ、保護命令制度について、情報提供や利用支援を行う<br>また、その後の生活について、各種行政サービスや福祉制度の利用支援、就業や自立に向けた支援を行う | 【男女共同参画課】<br>【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 265 | 難病サポートセンター事業           | 仙台市難病サポートセンターを設置し、難病の子どもと家族に対し、関係機関と連携しながら、電話・面接による支援や訪問支援を行う  | 【障害者総合支援センター】  |
| 266 | 発達相談支援センター運営           | 発達障害児と家族の育ちや暮らしの困難さなどに対して、本人・家族が望んでいる地域生活の実現のため、他機関と連携しながら、子育てや地域生活などに関する相談支援を行う   | 【各発達相談支援センター】  |
| 267 | 子供家庭総合相談事業【再掲】         | 家庭における児童養育に関し、種々複雑な問題が発生している状況に対応するため、各区保健福祉センター等に子供家庭総合相談窓口を設置し、保健・福祉サービスの総合的な相談及び関係機関等との連携調整等を行う   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】              |
| 268 | 母子保護の実施（母子生活支援施設への入所）  | 保護を要する女子及びその者の監護すべき児童を、母子生活支援施設において保護し、必要な相談・指導・援護等を行うことにより、母子家庭の生活を支援し、福祉の向上を図る   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】              |
| 269 | 母子・父子・寡婦福祉貸付金【再掲】      | 母子・父子家庭及び寡婦に対し、福祉資金を低利子または無利子で貸し付けることにより、当該家庭の経済的自立の援助と、生活の安定を図る   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】              |
| 270 | 寡婦（寡夫）控除みなし適用【再掲】      | 税制上の寡婦・寡夫控除が適用されない婚姻歴のない母子家庭・父子家庭について、保育料や各種事業の利用料金の算定にあたり、寡婦・寡夫控除を適用したものとみなして取り扱うことにより、経済的負担の軽減を図る  | 【子供家庭支援課】  |
| 271 | ひとり親家庭等日常生活支援事業        | 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、自立を図るための修学等もしくは疾病等により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、または、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じた場合に、家庭生活支援員を利用者の居宅に派遣し、日常生活支援を行うことにより、対象家庭等の生活の安定を図る  | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】              |
| 272 | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業    | ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父または母に対し、自立支援教育訓練給付金を支給することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る   | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】              |

| No  | 事業名                           | 事業概要   | 担当課  |
|-----|-------------------------------|--|--|
| 273 | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業          | ひとり親家庭の父または母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、資格取得を容易にし、生活の負担軽減を図る                         | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】                  |
| 274 | 仙台市ひとり親家庭等相談支援センター事業          | 仙台市母子家庭相談支援センター及び仙台市父子家庭相談支援センターを設置し、個別の家庭状況・就業適性・就業経験等に応じた就業相談、生活相談及び情報提供を行う  | 【子供家庭支援課】  |
| 275 | 養育費の確保に関する支援の推進<br>【再掲】       | ひとり親家庭における養育費確保を推進するため、弁護士や専門相談員による相談対応を行うほか、家庭裁判所等への同行支援や養育費保証契約に係る保証料を助成する   | 【子供家庭支援課】  |
| 276 | 健診後のフォローの充実<br>【再掲】           | 健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のある子ども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】                   |
| 277 | 区役所等における発達相談の機能強化<br>【再掲】     | 発達に関する保護者の不安や困りごとに対して、きめ細かな相談支援を行うことにより、切れ目のない支援の充実を図る<br>また、5歳児を対象とした発達相談事業を行う  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】                   |
| 278 | 児童扶養手当支給<br>【再掲】              | ひとり親家庭における児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る  | 【子供保健福祉課】  |
| 279 | 母子・父子家庭医療費助成<br>【再掲】          | 母子・父子家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童及び父母のない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成する   | 【子供保健福祉課】<br>【各区保険年金課】<br>【宮城総合支所保険年金課】<br>【秋保総合支所保健福祉課】 |
| 280 | 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援<br>【再掲】 | 特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）と疑われる者に対し、産科等医療機関への受診同行支援を行う   | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】                   |
| 281 | 外国につながる子ども支援事業<br>【再掲】        | 外国人児童生徒をはじめとする、外国につながる子どもの学習支援について、「外国につながる子どもサポートセンダイ」「日本語を母語としない子どもと親のための進路ガイダンス」「日本語を母語としない小中学生のための夏休み教室」「外国人児童と家族のための小学校入学準備講座」等を行い、学校や地域、市民団体が協働して支援するための環境づくりを行う | 【交流企画課】  |
| 282 | 院内学級学習環境整備<br>【再掲】            | 病気療養児の教育がより適切に行われるよう、教育環境の整備に努め、一人ひとりの子どもの病気の状態に合わせ、主治医の認める範囲で適正な教育課程を編成し、実施する   | 【特別支援教育課】  |

### ③ 障害のある子どもなどへの支援の充実

| No  | 事業名          | 事業概要  | 担当課      |
|-----|--------------|---|----------|
| 283 | 障害者家族支援等推進事業 | 障害者（児）の家族に代わり、一時的な介護サービスを提供することにより、障害者（児）と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活支援を行う | 【障害者支援課】 |

| No  | 事業名                     | 事業概要  | 担当課                                     |
|-----|-------------------------|---|---|
| 284 | 放課後等デイサービス事業            | 障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等、長期休暇中の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験の機会を作り、自立に向けた支援を行う<br>また、主に重症心身障害児が身近な場所で放課後支援を受けられるように、放課後等デイサービス事業所の整備を促進する | 【障害者支援課】                                |
| 285 | 在宅障害児者福祉サービス推進          | 障害児（者）の自立した地域生活の支援と社会参加の促進のため、ホームヘルプサービス、短期入所、相談支援などの、在宅障害児（者）に対する各種事業を実施する   | 【障害者支援課】                                |
| 286 | 児童発達支援センター運営            | 発達に遅れのある幼児に対して、障害特性に応じた療育を行い、子ども一人ひとりの発達を促す   | 【障害者支援課】<br>【各発達相談支援センター】               |
| 287 | 難病サポートセンター事業<br>【再掲】    | 仙台市難病サポートセンターを設置し、難病の子どもと家族に対し、関係機関と連携しながら、電話・面接による支援や訪問支援を行う   | 【障害者総合支援センター】                           |
| 288 | 障害児補装具費支給事業             | 日常生活を送る上で、その障害を補うのに必要な補装具を交付・修理することによって、障害のある子どもの福祉を増進する  | 【障害者総合支援センター】                           |
| 289 | 障害児日常生活用具給付事業           | 障害児が必要とする日常生活用具を給付することにより、障害のある子どもが日常生活をより快適に送ることができるようにする  | 【障害者総合支援センター】                           |
| 290 | 難聴児補聴器購入等助成事業           | 身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費用の助成をすることにより、聴こえの確保と言語の発達を支援する  | 【障害者総合支援センター】                           |
| 291 | 発達相談支援センター運営<br>【再掲】    | 発達障害児と家族の育ちや暮らしの困難さなどに対して、本人・家族が望んでいる地域生活の実現のため、他機関と連携しながら、子育てや地域生活などに関する相談支援を行う  | 【各発達相談支援センター】                           |
| 292 | 健診後のフォローの充実<br>【再掲】     | 健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のある子ども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する                      | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 293 | 先天性代謝異常検査事業<br>【再掲】     | 先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液による検査を実施する  | 【子供保健福祉課】                               |
| 294 | 特別児童扶養手当支給<br>【再掲】      | 精神または身体に障害のある児童の養育者に対し、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る   | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 295 | 未熟児養育医療給付<br>【再掲】       | 入院を必要とする2,000グラム以下等の未熟児に対し、生後すみやかに適切な処置を講じることで、出生児の健康を保持・増進することを目的として、必要な医療の給付を行う   | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 296 | 自立支援医療費（育成医療）支給<br>【再掲】 | 身体上の障害のある児童、または、現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために、必要な医療費の支給を行う  | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |

| No  | 事業名                                     | 事業概要  | 担当課                                     |
|-----|---|---|---|
| 297 | 小児慢性特定疾病<br>対策事業<br>【再掲】                | 児童の健全育成を目的として、厚生労働省告示により定める慢性疾病にかかっている18歳未満の児童に、保険診療の自己負担分に対する医療費の支給を行う   | 【子供保健福祉課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 298 | 小児慢性特定疾病<br>児童とその家族へ<br>の支援             | 小児慢性特定疾病児童の家族に対する療育相談会を行うとともに、関係職員に対する研修会等を実施し、相談体制の強化を図る<br>また、自立支援員を配置し、患者の自立に向けた支援を行う  | 【子供保健福祉課】                               |
| 299 | 児童館特別支援<br>コーディネーター<br>養成事業<br>【再掲】     | 児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな支援や、保護者・関係機関等との協力・連携を適切に行うための研修を実施し、児童館内でキーパーソンとなる人材の育成を図る  | 【児童クラブ事業<br>推進課】                        |
| 300 | 児童館等要支援児<br>受け入れ事業<br>【再掲】              | 放課後児童健全育成事業の実施にあたり、障害等により支援を必要とする児童（要支援児）に適切に対応するため、職員体制の充実とスキルアップ、巡回指導の強化など事業の充実を図り、要支援児に対してより細かな配慮を行える体制づくりを進め、すべての利用児童の健全育成を促進する | 【児童クラブ事業<br>推進課】                        |
| 301 | 障害児等保育の充<br>実<br>【再掲】                   | 心身に障害のある児童等が、健常児とともに育つことを推進するため、保育の必要性があり、集団保育が可能な障害のある児童等の受け入れを充実する  | 【運営支援課】                                 |
| 302 | 保育専門技術向上<br>支援事業（スー<br>パーバイズ事業）<br>【再掲】 | 児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな保育や保護者への適切な支援を行うため、発達心理学・臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談を行い、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の職員の保育専門技術の向上を図る                            | 【運営支援課】                                 |
| 303 | 特別（保育）支援<br>コーディネーター<br>養成事業<br>【再掲】    | 児童一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細かな保育の実施や保護者への適切な支援を行うための研修を行い、さまざまな困難事例に対応できる基礎知識と実践力を身に付けたコーディネーター（保育施設内でキーパーソンとなる人材）の育成を図る                      | 【運営支援課】                                 |
| 304 | 就学支援推進事業                                | 障害のある子どもの就学支援や教育相談の充実を図り、特別支援学級等の配置、教育環境の整備など、児童生徒一人ひとりの個性を生かした教育を推進する  | 【特別支援教育課】                               |
| 305 | 発達障害児等教育<br>推進                          | 学習や対人関係などに困難さがあり、LD、ADHD等発達障害のある児童生徒に対する各小中学校の取組支援のための施策を展開し、子どもたちが円滑に学習でき、楽しい学校生活を送りながら明るく育つようにする                                  | 【特別支援教育課】                               |

(1) 身近な地域の子育て支援機能の充実

① 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

| No  | 事業名                           | 事業概要  | 担当課  |
|-----|-------------------------------|---|--|
| 306 | 小地域福祉ネットワーク等推進事業              | 地区社会福祉協議会が実施する小地域福祉ネットワーク活動の中で、子育て家庭等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、民生委員児童委員やボランティア団体等との連携による子育てサロン等の活動を推進する  | 【社会課】  |
| 307 | 仙台すくすくサポート事業<br>【再掲】          | ファミリー・サポート・センター事業（子どもを預かってほしい方（利用会員）と子どもを預かることができる方（協力会員）双方の信頼関係のもとに実施する子育て支援活動事業。本市が事務局となり仲介等を行う。）を実施し、子育て負担の軽減や、身近な地域の子育て支援の充実を図る                             | 【子供未来局総務課】   |
| 308 | のびすくにおける専門の相談員の配置<br>【再掲】     | のびすく（子育てふれあいプラザ等）に、専門の相談員「のびすく子育てコーディネーター（のここ）」を配置し、保育サービスや子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行うとともに、地域の子育て支援者等と連携を図ることにより、子育て家庭の状況に応じた適切なサービス利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る | 【子供未来局総務課】   |
| 309 | 全市的な子育て支援ネットワークの構築            | のびすく（子育てふれあいプラザ等）を中心とした地域の子育て支援者等の相互の情報交換や交流を促進し、全市的な子育て支援ネットワークの構築を図る  | 【子供未来局総務課】   |
| 310 | 地域の子育て支援団体への支援                | 育児サークルや子育てサロンなどの子育て支援団体を対象とした研修や交流会の開催、広報等の支援により、地域における子育て支援活動の活性化を図る   | 【子供未来局総務課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 311 | 地域での子育て支援の活動支援と資質向上における担い手の確保 | 児童館での乳幼児親子への子育て支援など、地域での子育て支援において、育児経験等の豊かな地域の人材を活用し、支援者を確保するとともに、その資質向上に取り組む   | 【児童クラブ事業推進課】   |
| 312 | 子ども家庭応援センター<br>【再掲】           | 各区役所及び宮城総合支所に、子ども・子育て支援に関わる部署間の連携により、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター等の機能を併せ持つ「子ども家庭応援センター」体制を構築し、子ども・子育てに関する相談支援の充実を図る                              | 【子供未来局総務課】<br>【子供家庭支援課】<br>【子供保健福祉課】<br>【認定給付課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 313 | 子どもの居場所づくり支援事業<br>【再掲】        | 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会と連携し、子ども食堂への経費助成を行うほか、運営団体相互のネットワーク化等に取り組むことで、地域における子どもの居場所づくりを推進する   | 【子供家庭支援課】  |
| 314 | 児童館地域子育て支援事業<br>【再掲】          | 乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、地域の子育て家庭の支援について、事業の充実を図る   | 【児童クラブ事業推進課】   |

| No  | 事業名                            | 事業概要  | 担当課                                   |
|-----|--------------------------------|---|---------------------------------------|
| 315 | 児童館事業の充実<br>【再掲】               | 健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る<br>児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く | 【児童クラブ事業<br>推進課】                      |
| 316 | 区役所等における利用者支援事業<br>【再掲】        | 区役所等に保育サービス相談員を配置し、保育サービス等に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげる<br>また、保育所の地域子育て支援センター等に出向いての相談対応や、地域の子育て支援の従事者等との連携により、多様化する保育ニーズに関する相談等の対応を図る  | 【認定給付課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 317 | 公立保育所の地域拠点保育所としての機能の充実<br>【再掲】 | 地域拠点保育所として位置付けた22か所の公立保育所について、今後、地域における配慮を必要とする児童等への対応強化、地域内の保育施設・子育て支援ボランティア等多様な担い手との交流・連携、新設の保育施設や経験の浅い経営主体が運営する保育施設に対する相談・支援、大規模災害時の情報伝達や物資搬送の中継拠点としての役割を担っていくための機能の充実を図る                                      | 【運営支援課】                               |
| 318 | 幼稚園 PTA 家庭学級開設補助               | 幼稚園児を持つ親等が、望ましい家庭教育のあり方等について学習する機会を設け、子どもの健全育成を図るため、幼稚園のPTAが行う家庭学級の開設及び運営に要する経費を助成する  | 【認定給付課】                               |
| 319 | 外国につながる子ども支援事業<br>【再掲】         | 外国人児童生徒をはじめとする、外国につながる子どもの学習支援について、「外国につながる子どもサポートせんたい」「日本語を母語としない子どもと親のための進路ガイダンス」「日本語を母語としない小中学生のための夏休み教室」「外国人児童と家族のための小学校入学準備講座」等を行い、学校や地域、市民団体が協働して支援するための環境づくりを行う  | 【交流企画課】                               |
| 320 | 市立学校評議員制                       | 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員から学校運営に関して幅広く意見を求め、その協力を得ながら学校運営の改善を行う   | 【教育指導課】                               |
| 321 | 学校支援地域本部事業                     | 家庭・地域の教育力を、学校を拠点として再編成し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するとともに、地域住民や保護者、学生等からなる学校を支援するボランティアを募り、子どもたちに安心と豊かな体験を実現する体制づくりを推進し、より豊かな「学び」を創出していく  | 【学びの連携推進室】                            |
| 322 | 土曜日の教育支援体制等構築事業<br>【再掲】        | 学校区単位で、地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体の協力を得て、土曜日等に地域の子どもの対象とした学習支援や体験活動等の教育活動を企画・実施する   | 【生涯学習課】                               |
| 323 | 学校図書室等開放事業<br>【再掲】             | 核家族や共働き家庭の増加等によって必要性が高まっている子どもの居場所づくりの一環として、市立小学校の図書室等を週末に開放し読書の機会を提供するとともに、子どもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る  | 【生涯学習課】                               |

| No  | 事業名                           | 事業概要   | 担当課          |
|-----|-------------------------------|--|--------------|
| 324 | 放課後子ども教室<br>推進事業<br>【再掲】      | 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援する<br>事業の推進にあたっては、実施の意向のある小学校区を調査、把握のうえ、計画的な整備に向けて地域の関係者等との調整を行う | 【生涯学習課】      |
| 325 | マイスクールプラン21<br>推進事業           | 市立学校の余裕教室等諸施設を学習活動ルーム「マイスクール」として地域に開放し、地域の社会教育団体やボランティア団体・サークル等が自立して社会活動を行うことができる拠点を身近な場所に確保するとともに、学校に地域社会の学習資源を取り入れることで、児童に地域社会の重要性を認識する機会を提供する                                       | 【生涯学習課】      |
| 326 | 青少年健全育成事業<br>【再掲】             | 青少年がさまざまな体験を通じて学ぶ力を身に付けることによって、心身のすこやかな成長を培い、仲間づくりや親子・異世代の交流を図ることをねらいとする事業を実施する  | 【生涯学習支援センター】 |
| 327 | ジュニアリーダー<br>育成支援<br>【再掲】      | 市民センターを拠点としてボランティア活動をしている中学生・高校生のジュニアリーダーを育成し、活動等の支援を行う  | 【生涯学習支援センター】 |
| 328 | 学びのコミュニティ<br>づくり推進事業          | 子どものすこやかな成長を支援するための地域ネットワークづくりを目的に、地域のさまざまな団体が連携し、児童、保護者、住民等を対象とし、地域の実情に合わせて子どもと大人の交流や自然体験等の事業を実施する  | 【生涯学習支援センター】 |
| 329 | 家庭教育推進事業・民間指導者<br>育成事業（託児付講座） | 市民センターでは子育てに関する講座も多く実施していることから、子育て中の市民が市民センターの講座や学習会等に参加できるよう、主に市民託児ボランティアの運営による託児付講座を実施する<br>また、託児ボランティアの養成講座や研修会を実施し、担い手の確保や資質の向上を図る   | 【生涯学習支援センター】 |

## ② 地域における児童虐待防止対策の充実(児童虐待防止対策の充実の一部再掲)

| No  | 事業名                           | 事業概要   | 担当課  |
|-----|-------------------------------|--|--|
| 330 | 子ども家庭応援センター<br>【再掲】           | 各区役所及び宮城総合支所に、子ども・子育て支援に関わる部署間の連携により、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター等の機能を併せ持つ「子ども家庭応援センター」体制を構築し、子ども・子育てに関する相談支援の充実を図る | 【子供未来局総務課】<br>【子供家庭支援課】<br>【子供保健福祉課】<br>【認定給付課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各区保育給付課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】 |
| 331 | 要保護児童対策地域協議会<br>【再掲】          | 関係機関や地域との連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する  | 【子供家庭支援課】<br>【各区家庭健康課】<br>【宮城総合支所保健福祉課】  |
| 332 | 児童虐待に係る医療ネットワーク<br>事業<br>【再掲】 | 児童虐待対応に関する中核医療機関を設置し、医療機関同士のネットワーク化を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する  | 【子供家庭支援課】  |

### ③ 子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

| No. | 事業名                                   | 事業概要   | 担当課                                     |
|-----|---------------------------------------|--|---|
| 333 | 地域の子育て支援団体への支援<br>【再掲】                | 育児サークルや子育てサロンなどの子育て支援団体を対象とした研修や交流会の開催、広報等の支援により、地域における子育て支援活動の活性化を図る  | 【子供未来局総務課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】 |
| 334 | 地域での子育て支援の活動支援と資質向上における担い手の確保<br>【再掲】 | 児童館での乳幼児親子への子育て支援など、地域での子育て支援において、育児経験等の豊かな地域の人材を活用し、支援者を確保するとともに、その資質向上に取り組む  | 【児童クラブ事業推進課】                            |
| 335 | 保健師等母子保健従事者の職員研修の充実<br>【再掲】           | 児童虐待予防に向けた養育支援などを含む子育て支援に関わる専門職種の研修の充実に努め、職員の専門性、技術の向上を図る  | 【子供保健福祉課】<br>【各区家庭健康課】<br>【各総合支所保健福祉課】  |
| 336 | 放課後児童支援員等の人材確保・処遇改善<br>【再掲】           | 新卒者に加え、保育士等の資格を持ちながら育児等の事情により勤務していない潜在的な有資格者の採用につなげるため、主催の合同就職説明会の活用等を通じて求人支援を行うなど、人材確保に資する取り組みを推進する<br>放課後児童支援員の確保・定着、キャリアアップを促進するため、経験年数や研修受講状況に応じて処遇改善を図る | 【児童クラブ事業推進課】                            |
| 337 | 児童館等の職員研修の充実                          | 子どもの健全育成及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、研修の充実に努め、職員一人ひとりの資質向上を図る  | 【児童クラブ事業推進課】                            |
| 338 | 青少年健全育成団体等活動支援                        | 青少年健全育成活動の実施団体に事業・運営の助言や支援を行う<br>また、実施団体がまとまり、主体的に健全育成に携わっていけるよう働きかけ、次世代を担う青少年の健全育成について、社会全体で取り組む機運の醸成を図る  | 【子供相談支援センター】                            |
| 339 | 幼稚園教員研修支援<br>【再掲】                     | 子どもの教育・保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、幼稚園教諭の研修を支援することで、教員一人ひとりの資質の向上を図る  | 【運営支援課】                                 |
| 340 | 保育士等の職員研修の充実<br>【再掲】                  | 子どもの保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、保育士等を対象とした研修の充実に努め、職員の専門性の向上を図る   | 【運営支援課】                                 |
| 341 | 保育士人材確保対策<br>【再掲】                     | 潜在保育士の復職を支援する「保育士リターンセミナー」の開催等により、保育士の確保を図る<br>また、雇用する保育士の宿舍を借り上げた事業者に対し、費用の一部を補助することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図る   | 【運営支援課】                                 |
| 342 | 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業<br>【再掲】         | 幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する幼稚園教諭や認可外保育施設等の保育従事者等が保育士資格を取得するために要する経費等に対して助成を行う   | 【運営支援課】                                 |
| 343 | 栄養士雇用助成<br>【再掲】                       | 入所児童の栄養管理、個別配慮（離乳食・食物アレルギー）への対応、食育計画の作成等を行うため、栄養士を配置する保育所等に対し、助成を行う  | 【認定給付課】                                 |



| No  | 事業名                               | 事業概要   | 担当課          |
|-----|-----------------------------------|--|--------------|
| 344 | 増員保育士等助成<br>【再掲】                  | 保育士を手厚く加配することにより、入所児童の福祉の増進、職員の身体的・精神的休養、資質向上を図る研修参加の促進等を行うため、国の基準を上回る保育士を配置している保育所等に対し、助成を行う  | 【認定給付課】      |
| 345 | 増員調理員助成<br>【再掲】                   | 保育所等における食事の充実及び調理従事者の負担軽減を図るため、一定数以上の調理員を雇用する保育所に対し、助成を行う  | 【認定給付課】      |
| 346 | 産休等代替職員雇用助成<br>【再掲】               | 保育所等職員が出産もしくは疾病または負傷により、長期間にわたって継続した休業を必要とする場合において、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保するため、産休等代替職員の雇用経費に対し、助成を行う           | 【認定給付課】      |
| 347 | 保育士等の処遇改善<br>【再掲】                 | 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給できる「長く働くことができる」職場構築のため、職員の勤続年数や技能・経験に応じて、保育士等の処遇改善を図る                                      | 【認定給付課】      |
| 348 | 適応指導ボランティア養成・活用事業                 | 学生、一般市民のボランティアを育成し、ボランティアが適応指導教室「杜のひろば」の適応指導の補助を行い、通級児童生徒の活動の充実を図る   | 【教育相談課】      |
| 349 | 家庭教育推進事業・民間指導者育成事業（託児付講座）<br>【再掲】 | 市民センターでは子育てに関する講座も多く実施していることから、子育て中の市民が市民センターの講座や学習会等に参加できるよう、主に市民託児ボランティアの運営による託児付講座を実施する<br>また、託児ボランティアの養成講座や研修会を実施し、担い手の確保や資質の向上を図る | 【生涯学習支援センター】 |

#### ④ 身近な地域の子育て支援施設等の充実

| No  | 事業名                    | 事業概要  | 担当課          |
|-----|------------------------|---|--------------|
| 350 | のびすく運営<br>【再掲】         | のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児の一時預かり、子育てに関する相談支援や情報の収集及び提供等を行うことにより、子育てに対する不安や負担の軽減を図る   | 【子供未来局総務課】   |
| 351 | 児童館地域子育て支援事業<br>【再掲】   | 乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、地域の子育て家庭の支援について、事業の充実を図る   | 【児童クラブ事業推進課】 |
| 352 | 放課後児童健全育成事業の推進<br>【再掲】 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る<br>児童クラブが行う育成支援については、利用者や地域住民、地域の関係団体の理解を深めるため、運営委員会や保護者説明会等を通じて、取り組み内容等の周知を推進する<br>また、児童館児童クラブ事業については、ニーズに対応するため、平日は、引き続き19時15分まで延長して実施する | 【児童クラブ事業推進課】 |

| No  | 事業名                 | 事業概要   | 担当課          |
|-----|---------------------|--|--------------|
| 353 | 放課後子ども総合プラン推進事業【再掲】 | 国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を推進する実施にあたっては、教育委員会との緊密な連携のもと、双方の事業者が互いの活動プログラムの情報共有や他方の事業への参加・協力、共同行事の企画・運営等に連携して取り組む<br>また、活動場所として小学校教室等の積極的活用にも努めるなど、教育委員会との定期的な情報交換等を行いながら取り組む<br>上記方針のもと、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に実施している既存の4か所について引き続き事業の充実を図るとともに、その他の箇所についても両事業の連携を推進する | 【児童クラブ事業推進課】 |
| 354 | 児童館事業の充実【再掲】        | 健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る<br>児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く  | 【児童クラブ事業推進課】 |
| 355 | 児童館整備事業【再掲】         | 児童クラブをはじめとする児童の健全育成事業と、乳幼児親子の交流の場としての子育て支援活動の地域拠点となる児童館を、小学校区単位を基本として整備を進める<br>また、開設から相当期間を経過した児童館については計画的に大規模改修工事を行い、施設の環境改善を図る   | 【児童クラブ事業推進課】 |
| 356 | 保育所等地域子育て支援事業【再掲】   | 地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実する  | 【運営支援課】      |
| 357 | 幼稚園地域子育て支援事業【再掲】    | 地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する  | 【認定給付課】      |
| 358 | 学校図書室等開放事業【再掲】      | 核家族や共働き家庭の増加等によって必要性が高まっている子どもの居場所づくりの一環として、市立小学校の図書室等を週末に開放し読書の機会を提供するとともに、子どもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る   | 【生涯学習課】      |
| 359 | 校庭・体育館の自由活動開放事業【再掲】 | 地域における児童生徒のスポーツ振興や、核家族や共働き家庭の増加等によって必要性が高まっている子どもの居場所づくりの一環として、土曜日の午前中に、児童及び生徒の自由な活動の場としての利用に供するため、市立小中学校、特別支援学校のうち、希望校にて、校庭及び体育館を開放する   | 【生涯学習課】      |
| 360 | 放課後子ども教室推進事業【再掲】    | 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援する<br>事業の推進にあたっては、実施の意向のある小学校区を調査、把握のうえ、計画的な整備に向けて地域の関係者等との調整を行う  | 【生涯学習課】      |

## (2) 仕事と子育ての両立支援の促進

### ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進

| No  | 事業名                 | 事業概要  | 担当課                   |
|-----|---------------------|---|-----------------------|
| 361 | 男性の家事・育児への参画の促進     | せんだい男女共同参画財団において、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた各種講座を実施するとともに、男女がともに家事・育児の責任を分担することを促進するため、様々な機会を捉え効果的な啓発を進める | 【男女共同参画課】             |
| 362 | 制度利用の啓発             | 女性の就業継続、再就職の普及・啓発による子育てと仕事の両立支援のため、育児休業、介護休業制度や勤務時間短縮措置など、男女が仕事と家庭を両立するための環境づくりについての普及・啓発を行う                | 【市民生活課】               |
| 363 | 企業等に対する仕事と家庭の両立支援促進 | 仕事と子育ての両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、子育て支援等に取り組む企業等の社会的信用を後押しする取り組みや、セミナーの開催等により企業等への普及・啓発を行う                  | 【子供未来局総務課】<br>【経済企画課】 |

### ② 女性の就労継続・再就職の支援促進

| No  | 事業名                     | 事業概要  | 担当課                |
|-----|-------------------------|---|--------------------|
| 364 | 女性の就業や就業の継続支援           | 女性の就業継続、再就職の支援・促進のための講座の開催等の取組を進めるとともに、企業に対し、女性の活躍推進や多様かつ柔軟な働き方の実現を促すなど、企業にとって男女共同参画推進の取組の動機づけとなるような施策を実施する   | 【男女共同参画課】          |
| 365 | 放課後児童健全育成事業の推進<br>【再掲】  | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る児童クラブが行う育成支援については、利用者や地域住民、地域の関係団体の理解を深めるため、運営委員会や保護者説明会等を通じて、取り組み内容等の周知を推進する<br>また、児童館児童クラブ事業については、ニーズに対応するため、平日は、引き続き19時15分まで延長して実施する   | 【児童クラブ事業推進課】       |
| 366 | 放課後子ども総合プラン推進事業<br>【再掲】 | 国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を推進する<br>実施にあたっては、教育委員会との緊密な連携のもと、双方の事業者が互いの活動プログラムの情報共有や他方の事業への参加・協力、共同行事の企画・運営等に連携して取り組む<br>また、活動場所として小学校教室等の積極的活用を努めるなど、教育委員会との定期的な情報交換等を行いながら取り組む<br>上記方針のもと、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に実施している既存の4か所について引き続き事業の充実を図るとともに、その他の箇所についても両事業の連携を推進する | 【児童クラブ事業推進課】       |
| 367 | 産休明け保育の充実<br>【再掲】       | 産休明けで仕事に復帰する親の支援を目的に、生後8週を経過した乳児を受け入れる保育サービスの実施箇所拡大を新設保育施設の整備と合わせて推進するとともに、産休明け保育マニュアルの提供や保健師の派遣等により、産休明け保育実施施設を支援する  | 【運営支援課】<br>【環境整備課】 |

### ③ 男女がともに担う子育ての推進

| No. | 事業名                         | 事業概要  | 担当課        |
|-----|-----------------------------|---|------------|
| 368 | 男性の家事・育児への参画の促進<br>【再掲】     | せんだい男女共同参画財団において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた各種講座を実施するとともに、男女がともに家事・育児の責任を分担することを促進するため、様々な機会を捉え効果的な啓発を進める | 【男女共同参画課】  |
| 369 | 女性の就業や就業の継続支援<br>【再掲】       | 女性の就業継続、再就職の支援・促進のための講座の開催等の取組を進めるとともに、企業に対し、女性の活躍推進や多様な柔軟な働き方の実現を促すなど、企業にとって男女共同参画推進の取組の動機づけとなるような施策を実施する  | 【男女共同参画課】  |
| 370 | のびすくにおける父親の子育て力向上支援<br>【再掲】 | 父親の子育て力の向上に資するため、のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、助産師等による両親教室や育児講座を開催する  | 【子供未来局総務課】 |

## (3) 地域をあげて子ども・子育てを応援していく機運の醸成

### ① 子育てを応援していく全市的な機運の醸成

| No. | 事業名                              | 事業概要  | 担当課        |
|-----|----------------------------------|---|------------|
| 371 | 子どもの権利に関する意識啓発                   | 新中学生の保護者への啓発パンフレットの配布等を通じ、子どもの権利侵害の防止及び健全育成に関する啓発を行う  | 【子供未来局総務課】 |
| 372 | 子ども・子育てを応援していく枠組みの構築と各種プロジェクトの展開 | 子育て支援団体や地域団体、企業などの多様な主体間の連携のもと、子育てしやすいまちづくりを進めていく枠組みを構築し、地域社会全体で子ども・子育てを応援していく機運の醸成を図るとともに、各種プロジェクトの企画・実施など、具体的な取り組みを展開していく | 【子供未来局総務課】 |
| 373 | 多様な性のあり方についての理解促進                | 多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすため、ホームページへの情報掲載、リーフレット配布等により、適切な理解の促進と啓発活動に取り組む   | 【男女共同参画課】  |

### ② 子育てを応援していく各種プロジェクトの展開

| No. | 事業名                                      | 事業概要  | 担当課          |
|-----|--|---|--------------|
| 374 | 子育てに関する情報発信の充実<br>【再掲】                   | 専用ホームページやスマートフォン向けアプリの開発等により、本市における子育てに関する情報を総合的に発信し、必要とする人に効果的に届けるための情報発信の充実を図る  | 【子供未来局総務課】   |
| 375 | 子ども・子育てを応援していく枠組みの構築と各種プロジェクトの展開<br>【再掲】 | 子育て支援団体や地域団体、企業などの多様な主体間の連携のもと、子育てしやすいまちづくりを進めていく枠組みを構築し、地域社会全体で子ども・子育てを応援していく機運の醸成を図るとともに、各種プロジェクトの企画・実施など、具体的な取り組みを展開していく | 【子供未来局総務課】   |
| 376 | 子どもの遊びの環境に関する調査・研究<br>【再掲】               | 子どもの遊び場に関する具体的なニーズや都市公園をはじめとした本市の都市資源の状況と活用策など、本市における子どもの遊びの環境の充実に向けた調査・研究を行う   | 【子供未来局総務課】   |
| 377 | 区民協働まちづくり事業                              | 地域における市民と行政との協働によるまちづくりの推進及び地域からの行政需要への的確かつ柔軟な対応を図る   | 【各区まちづくり推進課】 |

| No  | 事業名          | 事業概要  | 担当課      |
|-----|--------------|---|----------|
| 378 | ひとにやさしいまちづくり | 公益的施設等において、段差解消等のバリアフリー化を推進し、また、ベビーチェア、ベビーベッドを設けたトイレ、授乳及びおむつ替えの場所の設置等、妊産婦、乳児連れの方等すべての人にとって利用しやすい施設等の整備を推進する   | 【社会課】    |
| 379 | バリアフリー推進事業   | 仙台市バリアフリー基本構想の全体構想および地区別構想に基づき、妊産婦、乳幼児連れの方等にとっても安心して外出できるよう、道路や公共交通などのバリアフリー化を推進する  | 【交通政策課】  |
| 380 | 交通バリアフリー特定事業 | 「仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」に基づき、妊産婦やベビーカー使用の方が安心してバス・地下鉄を利用できるよう、バス・地下鉄車両内優先席へのマタニティマークの掲示、同車両内へのベビーカーマークの掲示、ポスターの活用により、当該利用者への配慮と理解を求め、より利用しやすい環境づくりを進める<br>また、心のバリアフリー化事業として、職員の接遇向上や介助法研修等による職員教育の充実を図る | 【交通局営業課】 |



# 第5部

---

**教育・保育、  
地域子ども・子育て支援  
事業の量の見込みと  
確保方策**

# 1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」といいます。）では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み<sup>※1</sup>と確保方策<sup>※2</sup>を定める単位として、「教育・保育提供区域」（以下「区域」といいます。）の設定が義務付けられています。

本市では、各施設・事業の現在の実施状況や利用状況のほか、市民にとってわかりやすい単位であること等を勘案して、以下のように区域を設定しました。

| 分類            | 施設・事業名   |                               | 区域                              |
|---------------|--|-------------------------------|---------------------------------|
| 教育・保育         | 教育・保育施設  | 幼稚園, 保育所, 認定こども園              | 行政区                             |
|               | 地域型保育事業  | 家庭的保育, 小規模保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育 |                                 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ①利用者支援事業<br>②時間外保育事業<br>③放課後児童健全育成事業<br>④乳児家庭全戸訪問事業<br>⑤養育支援訪問事業<br>⑥地域子育て支援拠点事業<br>⑦一時預かり事業<br>⑧病児保育事業<br>⑨妊婦健康診査 |                               | 青葉区<br>宮城野区<br>若林区<br>太白区<br>泉区 |
|               | ①子育て短期支援事業<br>②子育て援助活動支援事業   |                               | 仙台市全域                           |

※1 量の見込み：各施設・事業の需要量

※2 確保方策：量の見込みに対応する提供体制（供給量）

# 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

## (1) 教育・保育の量の見込み算出の考え方

主に平成27年度以降（子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）開始後）の利用実績や、本市が平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下「本市調査」といいます。）をもとに、利用意向率を算出し、認定区分<sup>※3</sup>ごとの対象児童数（推計値）に乗じること等により、計画期間における量の見込みを算出しました。

※3 認定区分：新制度では、幼稚園や保育所等の利用を希望する場合、保護者の就労状況等をもとにした、利用のための認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分です。

| 認定区分 | 概要                         | 利用対象施設・事業            |
|------|----------------------------|----------------------|
| 1号認定 | 3-5歳児, 学校教育の利用希望（保育の必要性なし） | 幼稚園, 認定こども園          |
| 2号認定 | 3-5歳児, 保育の必要性あり            | 保育所, 認定こども園          |
| 3号認定 | 0-2歳児, 保育の必要性あり            | 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業 |



### (参考)対象児童数の見込み

| 就学前児童 | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳    | 8,011  | 7,952  | 7,799  | 7,645  | 7,515  | 7,400  | 7,305  |
| 1・2歳計 | 17,060 | 16,534 | 16,160 | 15,945 | 15,634 | 15,347 | 15,099 |
| 3～5歳計 | 26,863 | 26,375 | 25,751 | 24,773 | 24,198 | 23,677 | 23,312 |
| 合 計   | 51,934 | 50,861 | 49,710 | 48,363 | 47,347 | 46,424 | 45,716 |

| 小学生     | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学1～3年生 | 26,970 | 26,802 | 26,812 | 26,583 | 26,103 | 25,487 | 24,518 |
| 小学4～6年生 | 27,365 | 27,283 | 26,826 | 26,880 | 26,712 | 26,722 | 26,495 |
| 合 計     | 54,335 | 54,085 | 53,638 | 53,463 | 52,815 | 52,209 | 51,013 |

(注1) 各年度4月1日時点の数値

(注2) 平成31年度は実績値, 令和2年度以降は推計値

## (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

本市では、令和2年度末（令和3年度当初）の待機児童解消を目指し、また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う保育ニーズの高まりに的確に対応すべく、区域ごとに、教育・保育施設、地域型保育事業の整備を進め、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します。

## 【量の見込みと確保方策】

## ○仙台市全域

|          | 令和3年度当初 |        |        | 令和4年度当初 |        |        | 令和5年度当初 |        |        | 令和6年度当初 |        |        | 令和7年度当初 |        |        |
|----------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
|          | 1号      | 2号     |        | 1号      | 2号     |        | 1号      | 2号     |        | 1号      | 2号     |        | 1号      | 2号     |        |
|          |         | 教育希望強い | 左記以外   |         | 教育希望強い | 左記以外   |         | 教育希望強い | 左記以外   |         | 教育希望強い | 左記以外   |         | 教育希望強い | 左記以外   |
| ①量の見込み   | 9,781   | 15,236 | 10,835 | 9,056   | 15,199 | 11,218 | 8,506   | 12,436 | 11,537 | 11,438  | 11,333 | 8,195  | 14,806  | 11,020 | 11,158 |
|          | 13,664  | 11,353 |        | 12,939  | 11,316 |        | 12,169  | 11,192 |        | 11,981  |        | 11,981 | 11,981  |        |        |
| ②教育・保育施設 | 4,937   | 11,556 | 8,005  | 4,937   | 11,684 | 8,117  | 4,937   | 11,748 | 8,173  | 11,748  | 8,173  | 4,937  | 11,748  | 11,748 | 8,173  |
| ③確保      | 12,415  | 0      | 0      | 12,415  | 0      | 0      | 12,415  | 0      | 0      | 0       | 0      | 12,415 | 0       | 0      | 0      |
| ④方策      | 0       | 0      | 2,419  | 0       | 0      | 2,647  | 0       | 0      | 2,759  | 0       | 2,759  | 0      | 0       | 0      | 2,759  |
|          | 0       | 36     | 608    | 0       | 36     | 608    | 0       | 0      | 36     | 608     | 608    | 0      | 0       | 36     | 608    |
| 合計       | 17,352  | 11,592 | 11,032 | 17,352  | 11,720 | 11,372 | 17,352  | 11,784 | 11,540 | 11,784  | 11,540 | 17,352 | 11,784  | 11,784 | 11,540 |
| 過不足(②-①) | 3,688   | 239    | 197    | 4,413   | 404    | 154    | 4,916   | 346    | 3      | 5,183   | 207    | 5,371  | 764     | 382    | 382    |

(注1) 各年度4月1日時点での数値。事業計画は令和2～6年度の5年間を計画期間としており、各年度において、翌年度当初の量の見込みに向けた整備を行うことから、令和3～7年度当初時点での量の見込みと確保方策を記載しています。

(注2) 教育・保育施設：新制度幼稚園、保育所、認定こども園

確保を要しない幼稚園：従来制度幼稚園

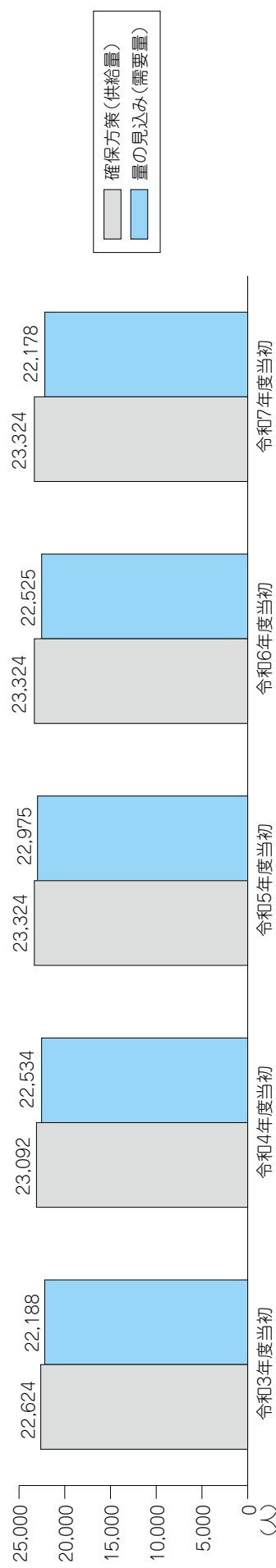
地域型保育事業：家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

企業主導型保育事業：企業主導型保育事業のうち地域枠

(注3) 計画期間を通じ、2号認定の「教育希望強い」については、2号認定の二ズのうち幼稚園の利用を希望する子どもであり、幼稚園の定員である1号認定の確保方策（幼稚園及び預かり保育（長時間・通年））で対応することとします。

(注4) 計画期間内において、量の見込みの大幅な増減が発生し、確保方策に過不足が見込まれる場合には、事業計画の見直しを行うことなどにより保育二ズに対応することとします。

図表 2号認定(教育希望強いを除く)及び3号認定における量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の推移



## ○青葉区

|          | 令和3年度当初    |        |       |       | 令和4年度当初 |        |       |       | 令和5年度当初 |        |       |       | 令和6年度当初 |        |       |       | 令和7年度当初 |        |       |       |        |       |       |       |       |       |
|----------|------------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 1号         | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    |        |       |       |       |       |       |
|          |            | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       | 教育希望強い | 左記以外  |       |       |       |       |
| ①量の見込み   | 2,027      | 3,860  | 2,898 | 1,877 | 3,850   | 3,001  | 1,763 | 3,893 | 3,086   | 1,725  | 3,808 | 3,031 | 1,699   | 3,750  | 2,985 | 2,832 | 3,055   | 2,682  | 3,045 | 2,578 | 3,078  | 2,522 | 3,011 | 2,484 | 2,965 |       |
| ②確保方針    | 教育・保育施設    | 970    | 3,043 | 2,104 | 970     | 3,080  | 2,137 | 970   | 3,107   | 2,160  | 970   | 3,107 | 2,160   | 970    | 3,107 | 2,160 | 970     | 3,107  | 2,160 | 970   | 3,107  | 2,160 | 970   | 3,107 | 2,160 | 970   |
|          | 確認を受けない幼稚園 | 2,410  | 0     | 0     | 2,410   | 0      | 0     | 2,410 | 0       | 0      | 2,410 | 0     | 0       | 2,410  | 0     | 0     | 2,410   | 0      | 0     | 2,410 | 0      | 0     | 2,410 | 0     | 0     | 2,410 |
|          | 地域型保育事業    | 0      | 0     | 775   | 0       | 0      | 794   | 0     | 0       | 806    | 0     | 0     | 806     | 0      | 0     | 806   | 0       | 0      | 806   | 0     | 0      | 806   | 0     | 0     | 806   | 0     |
|          | 企業主導型保育事業  | 0      | 3     | 131   | 0       | 3      | 131   | 0     | 3       | 131    | 0     | 3     | 131     | 0      | 3     | 131   | 0       | 3      | 131   | 0     | 3      | 131   | 0     | 3     | 131   | 0     |
|          | 合計         | 3,380  | 3,046 | 3,010 | 3,380   | 3,083  | 3,062 | 3,380 | 3,110   | 3,097  | 3,380 | 3,110 | 3,097   | 3,380  | 3,110 | 3,097 | 3,380   | 3,110  | 3,097 | 3,380 | 3,110  | 3,097 | 3,380 | 3,110 | 3,097 | 3,380 |
| 過不足(②-①) | 548        | -9     | 112   | 698   | 38      | 61     | 802   | 32    | 11      | 858    | 99    | 66    | 896     | 145    | 112   |       |         |        |       |       |        |       |       |       |       |       |

## ○宮城野区

|          | 令和3年度当初    |        |       |       | 令和4年度当初 |        |       |       | 令和5年度当初 |        |       |       | 令和6年度当初 |        |       |       | 令和7年度当初 |        |       |       |        |       |       |       |       |       |
|----------|------------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 1号         | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    |        |       |       |       |       |       |
|          |            | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       | 教育希望強い | 左記以外  |       |       |       |       |
| ①量の見込み   | 1,817      | 2,948  | 2,143 | 1,682 | 2,941   | 2,218  | 1,580 | 2,974 | 2,282   | 1,546  | 2,911 | 2,242 | 1,522   | 2,865  | 2,206 | 2,538 | 2,227   | 2,403  | 2,220 | 2,310 | 2,244  | 2,261 | 2,196 | 2,225 | 2,162 |       |
| ②確保方針    | 教育・保育施設    | 602    | 2,365 | 1,663 | 602     | 2,365  | 1,663 | 602   | 2,365   | 1,663  | 602   | 2,365 | 1,663   | 602    | 2,365 | 1,663 | 602     | 2,365  | 1,663 | 602   | 2,365  | 1,663 | 602   | 2,365 | 1,663 | 602   |
|          | 確認を受けない幼稚園 | 2,625  | 0     | 0     | 2,625   | 0      | 0     | 2,625 | 0       | 0      | 2,625 | 0     | 0       | 2,625  | 0     | 0     | 2,625   | 0      | 0     | 2,625 | 0      | 0     | 2,625 | 0     | 0     | 2,625 |
|          | 地域型保育事業    | 0      | 0     | 396   | 0       | 0      | 453   | 0     | 0       | 491    | 0     | 0     | 491     | 0      | 0     | 491   | 0       | 0      | 491   | 0     | 0      | 491   | 0     | 0     | 491   | 0     |
|          | 企業主導型保育事業  | 0      | 27    | 106   | 0       | 27     | 106   | 0     | 27      | 106    | 0     | 27    | 106     | 0      | 27    | 106   | 0       | 27     | 106   | 0     | 27     | 106   | 0     | 27    | 106   | 0     |
|          | 合計         | 3,227  | 2,392 | 2,165 | 3,227   | 2,392  | 2,222 | 3,227 | 2,392   | 2,260  | 3,227 | 2,392 | 2,260   | 3,227  | 2,392 | 2,260 | 3,227   | 2,392  | 2,260 | 3,227 | 2,392  | 2,260 | 3,227 | 2,392 | 2,260 | 3,227 |
| 過不足(②-①) | 689        | 165    | 22    | 824   | 172     | 4      | 917   | 148   | -22     | 966    | 196   | 18    | 1,002   | 230    | 54    |       |         |        |       |       |        |       |       |       |       |       |

## ○若林区

|          | 令和3年度当初    |        |       |       | 令和4年度当初 |        |       |       | 令和5年度当初 |        |       |       | 令和6年度当初 |        |       |       | 令和7年度当初 |        |       |       |        |       |       |       |       |       |
|----------|------------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 1号         | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    | 1号      | 2号     |       | 3号    |        |       |       |       |       |       |
|          |            | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       |         | 教育希望強い | 左記以外  |       | 教育希望強い | 左記以外  |       |       |       |       |
| ①量の見込み   | 1,484      | 2,192  | 1,523 | 1,374 | 2,186   | 1,578  | 1,290 | 2,211 | 1,623   | 1,263  | 2,163 | 1,594 | 1,243   | 2,130  | 1,570 | 2,073 | 1,603   | 1,963  | 1,597 | 1,886 | 1,615  | 1,846 | 1,580 | 1,817 | 1,556 |       |
| ②確保方針    | 教育・保育施設    | 759    | 1,634 | 1,105 | 759     | 1,634  | 1,105 | 759   | 1,634   | 1,105  | 759   | 1,634 | 1,105   | 759    | 1,634 | 1,105 | 759     | 1,634  | 1,105 | 759   | 1,634  | 1,105 | 759   | 1,634 | 1,105 | 759   |
|          | 確認を受けない幼稚園 | 1,855  | 0     | 0     | 1,855   | 0      | 0     | 1,855 | 0       | 0      | 1,855 | 0     | 0       | 1,855  | 0     | 0     | 1,855   | 0      | 0     | 1,855 | 0      | 0     | 1,855 | 0     | 0     | 1,855 |
|          | 地域型保育事業    | 0      | 0     | 362   | 0       | 0      | 400   | 0     | 0       | 412    | 0     | 0     | 412     | 0      | 0     | 412   | 0       | 0      | 412   | 0     | 0      | 412   | 0     | 0     | 412   | 0     |
|          | 企業主導型保育事業  | 0      | 0     | 116   | 0       | 0      | 116   | 0     | 0       | 116    | 0     | 0     | 116     | 0      | 0     | 116   | 0       | 0      | 116   | 0     | 0      | 116   | 0     | 0     | 116   | 0     |
|          | 合計         | 2,614  | 1,634 | 1,583 | 2,614   | 1,634  | 1,621 | 2,614 | 1,634   | 1,633  | 2,614 | 1,634 | 1,633   | 2,614  | 1,634 | 1,633 | 2,614   | 1,634  | 1,633 | 2,614 | 1,634  | 1,633 | 2,614 | 1,634 | 1,633 | 2,614 |
| 過不足(②-①) | 541        | 31     | 60    | 651   | 37      | 43     | 728   | 19    | 10      | 768    | 54    | 39    | 797     | 78     | 63    |       |         |        |       |       |        |       |       |       |       |       |

○太白区

|          | 令和3年度当初    |            |          |       | 令和4年度当初 |            |          |       | 令和5年度当初 |            |          |       | 令和6年度当初 |            |          |       | 令和7年度当初 |            |          |       |
|----------|------------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|
|          | 1号         | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    |
|          |            | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |
| ①量の見込み   | 2,145      | 3,599      |          | 2,466 | 1,986   | 3,590      |          | 2,553 | 1,866   | 3,629      |          | 2,625 | 1,826   | 3,551      |          | 2,579 | 1,797   | 3,496      |          | 2,539 |
|          | 2,997      |            | 2,747    |       | 2,838   |            | 2,738    |       | 2,728   |            | 2,767    |       | 2,669   |            | 2,708    |       | 2,627   |            | 2,666    |       |
| ②確保方策    | 教育・保育施設    | 1,206      | 2,685    | 1,825 | 1,206   | 2,749      | 1,881    | 1,206 | 2,786   | 1,914      | 1,206    | 2,786 | 1,914   | 1,206      | 2,786    | 1,914 | 1,206   | 2,786      | 1,914    |       |
|          | 確認を受けない幼稚園 | 2,320      | 0        | 0     | 2,320   | 0          | 0        | 2,320 | 0       | 0          | 2,320    | 0     | 0       | 2,320      | 0        | 0     | 2,320   | 0          | 0        |       |
|          | 地域型保育事業    | 0          | 0        | 425   | 0       | 0          | 501      | 0     | 0       | 539        | 0        | 0     | 539     | 0          | 0        | 539   | 0       | 0          | 539      |       |
|          | 企業主導型保育事業  | 0          | 6        | 176   | 0       | 6          | 176      | 0     | 6       | 176        | 0        | 6     | 176     | 0          | 6        | 176   | 0       | 6          | 176      |       |
|          | 合計         | 3,526      | 2,691    | 2,426 | 3,526   | 2,755      | 2,558    | 3,526 | 2,792   | 2,629      | 3,526    | 2,792 | 2,629   | 3,526      | 2,792    | 2,629 | 3,526   | 2,792      | 2,629    |       |
| 過不足(②-①) | 529        | -56        | -40      | 688   | 17      | 5          | 798      | 25    | 4       | 857        | 84       | 50    | 899     | 126        | 90       |       |         |            |          |       |

○泉区

|          | 令和3年度当初    |            |          |       | 令和4年度当初 |            |          |       | 令和5年度当初 |            |          |       | 令和6年度当初 |            |          |       | 令和7年度当初 |            |          |       |
|----------|------------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|---------|------------|----------|-------|
|          | 1号         | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    | 1号      | 2号         |          | 3号    |
|          |            | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |         | 教育希<br>望強い | 左記<br>以外 |       |
| ①量の見込み   | 2,308      | 2,637      |          | 1,805 | 2,137   | 2,632      |          | 1,868 | 2,007   | 2,661      |          | 1,921 | 1,964   | 2,604      |          | 1,887 | 1,934   | 2,565      |          | 1,858 |
|          | 3,224      |            | 1,721    |       | 3,053   |            | 1,716    |       | 2,934   |            | 1,734    |       | 2,871   |            | 1,697    |       | 2,828   |            | 1,671    |       |
| ②確保方策    | 教育・保育施設    | 1,400      | 1,829    | 1,308 | 1,400   | 1,856      | 1,331    | 1,400 | 1,856   | 1,331      | 1,400    | 1,856 | 1,331   | 1,400      | 1,856    | 1,331 | 1,400   | 1,856      | 1,331    |       |
|          | 確認を受けない幼稚園 | 3,205      | 0        | 0     | 3,205   | 0          | 0        | 3,205 | 0       | 0          | 3,205    | 0     | 0       | 3,205      | 0        | 0     | 3,205   | 0          | 0        |       |
|          | 地域型保育事業    | 0          | 0        | 461   | 0       | 0          | 499      | 0     | 0       | 511        | 0        | 0     | 511     | 0          | 0        | 511   | 0       | 0          | 511      |       |
|          | 企業主導型保育事業  | 0          | 0        | 79    | 0       | 0          | 79       | 0     | 0       | 79         | 0        | 0     | 79      | 0          | 0        | 79    | 0       | 0          | 79       |       |
|          | 合計         | 4,605      | 1,829    | 1,848 | 4,605   | 1,856      | 1,909    | 4,605 | 1,856   | 1,921      | 4,605    | 1,856 | 1,921   | 4,605      | 1,856    | 1,921 | 4,605   | 1,856      | 1,921    |       |
| 過不足(②-①) | 1,381      | 108        | 43       | 1,552 | 140     | 41         | 1,671    | 122   | 0       | 1,734      | 159      | 34    | 1,777   | 185        | 63       |       |         |            |          |       |

### (3) 保育利用率の目標値の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」といいます。）では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

各年度の「量の見込み」が利用定員として確保すべき目標数となることから、本市における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷推計人口（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

|       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育利用率 | 45.2%   | 47.6%   | 49.8%   | 49.8%   | 49.8%   |

### (4) 幼児教育・保育の円滑な利用及び質の向上に向けた取り組みの推進について

基本指針では、質の高い教育・保育の推進方策について記載することとされています。

乳幼児期の発達には連続性を有するものであり、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることから、保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会の実施や保育・授業の相互の参観等により幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続を推進するとともに、保育従事者の階層別研修や専門研修等の実施、幼稚園教諭の研修支援等、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実、発達心理学や臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談、各施設への効果的な監査指導等により、幼児教育・保育の質の確保・向上を図ります。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等、いわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれることから、仙台多文化共生センターと連携を図る等、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援・配慮に努めます。

### (5) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育の提供体制の確保について

基本指針では、障害のある子ども等特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育を利用できるよう、その提供体制を確保することとされています。

本市では、発達相談支援センター等の関係部局との連携により、障害児等保育のニーズ等について状況把握を行いながら、障害児等保育に係る保育士の加配や医療的ケアが必要な子どもの受入れのための看護師の配置（民間施設については、経費の助成）により、提供体制の確保を図ります。また、特別（保育）支援コーディネーター研修等を通じた障害のある子どもや配慮を要する子どもの支援等、さまざまな事例に対応できる人材の育成、発達心理学や臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談等により、特別な支援が必要な子どもへの教育・保育の質の向上に努めます。

### (6) 認定こども園普及に係る基本的な考え方及び目標設置数

基本指針では、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援など、認定こども園普及に係る基本的な考え方や、その目標設置数を記載することとされています。

本市では、認定こども園が質の高い教育・保育の総合的な提供を担う施設として重要な役割を果たすと考え、幼稚園及び保育所が認定こども園への移行を希望する場合に、きめ細かな相談対応や情報提供等、移行支援に十分な配慮を行うことにより、既存の幼稚園及び保育所からの移行を中心に、認定こども園の普及に努めます。

また、本市の計画期間における認定こども園の目標設置数は、既存の認定こども園数に、幼稚園及び保育所の事業者を実施した意向調査結果等をもとに、移行の予定があると回答した園数を加えた、87園程度とします。

### (7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

基本指針では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこととされています。

本市では、施設及び施設利用者にとって過度な負担が生じないように給付の実施回数や時期についても配慮しながら、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の考え方

主に平成27年度以降（新制度開始後）の利用実績や、本市調査を踏まえた利用意向の動向などをもとに、各施設・事業の利用割合及び利用回数等を算出し、対象児童数（推計値）に乗じること等により、計画期間における量の見込みを算出しました。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

既存の施設・体制を基本に、教育・保育施設等の新規整備による供給量の拡大により、区域ごとに提供体制を確保します。

その際、すべての子どもと子育て家庭を対象とした多様かつ総合的な子育て支援を充実させることが必要であることから、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援や、子どもと子育て家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うなど、質の高い地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。

#### 【量の見込みと確保方策】

##### ○区域を行政区とするもの

| ① 利用者支援事業(区域:行政区) |  |
|-------------------|--|
| 事業内容              | 子どもや保護者の身近な場所で、子ども・子育てに関するきめ細かな情報提供等を行い、また、関係機関等との連絡調整等を図りながら、多様化する保育ニーズや子育てに対する不安・負担に対応するための相談支援等を実施する事業。 |
| 実施状況              | 各のびすくにのびすく子育てコーディネーター（基本型）を、各区・宮城総合支所に保育サービス相談員（特定型）を、各区・各総合支所に母子保健コーディネーター（母子保健型）を配置。                     |
| 実施主体              | のびすく、各区保健福祉センター・各総合支所  |

➤ 既存の体制により、機能の充実を図りながら、必要な提供体制を確保します。

#### (基本型・特定型)

単位：か所

| 区 域  |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 3か所     | 3か所     | 3か所     | 3か所     | 3か所     |
|      | 確保方策  | 3か所     | 3か所     | 3か所     | 3か所     | 3か所     |
| 宮城野区 | 量の見込み | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
|      | 確保方策  | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
| 若林区  | 量の見込み | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
|      | 確保方策  | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
| 太白区  | 量の見込み | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
|      | 確保方策  | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
| 泉区   | 量の見込み | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
|      | 確保方策  | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
| 全市   | 量の見込み | 11か所    | 11か所    | 11か所    | 11か所    | 11か所    |
|      | 確保方策  | 11か所    | 11か所    | 11か所    | 11か所    | 11か所    |

(母子保健型)

単位：か所

| 区 域  | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |     |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 青葉区  | 量の見込み   | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所 |
|      | 確保方策    | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所 |
| 宮城野区 | 量の見込み   | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所 |
|      | 確保方策    | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所 |
| 若林区  | 量の見込み   | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所 |
|      | 確保方策    | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所 |
| 太白区  | 量の見込み   | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所 |
|      | 確保方策    | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所     | 2か所 |
| 泉区   | 量の見込み   | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所 |
|      | 確保方策    | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所     | 1か所 |
| 全市   | 量の見込み   | 7か所     | 7か所     | 7か所     | 7か所     | 7か所 |
|      | 確保方策    | 7か所     | 7か所     | 7か所     | 7か所     | 7か所 |

(注) 各年度4月1日時点での数値。事業計画は令和2～6年度の5年間を計画期間としており、各年度において、翌年度当初の量の見込みに向けた整備を行うことから、令和3～7年度当初時点での量の見込みと確保方策を記載しています。(以下、全事業共通)



## ② 時間外保育事業(区域:行政区)

|      |  |
|------|--|
| 事業内容 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。 |
| 実施状況 | 保育所、認定こども園、地域型保育事業にて延長保育として実施。                               |
| 実施主体 | 保育所、認定こども園、地域型保育事業   |

▶ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：人

| 区 域  |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 1,561   | 1,585   | 1,616   | 1,584   | 1,560   |
|      | 確保方策  | 1,561   | 1,585   | 1,616   | 1,584   | 1,560   |
| 宮城野区 | 量の見込み | 1,146   | 1,164   | 1,186   | 1,163   | 1,145   |
|      | 確保方策  | 1,146   | 1,164   | 1,186   | 1,163   | 1,145   |
| 若林区  | 量の見込み | 819     | 832     | 848     | 832     | 819     |
|      | 確保方策  | 819     | 832     | 848     | 832     | 819     |
| 太白区  | 量の見込み | 1,367   | 1,388   | 1,416   | 1,388   | 1,366   |
|      | 確保方策  | 1,367   | 1,388   | 1,416   | 1,388   | 1,366   |
| 泉区   | 量の見込み | 924     | 939     | 957     | 938     | 924     |
|      | 確保方策  | 924     | 939     | 957     | 938     | 924     |
| 全市   | 量の見込み | 5,817   | 5,908   | 6,023   | 5,905   | 5,814   |
|      | 確保方策  | 5,817   | 5,908   | 6,023   | 5,905   | 5,814   |

| ③ 放課後児童健全育成事業(区域:行政区) |  |
|-----------------------|--|
| 事業内容                  | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。 |
| 実施状況                  | 市内の児童館・児童センター、サテライト室において児童クラブを実施。その他、民間事業者の運営する児童クラブもある。 |
| 実施主体                  | 児童館(児童センター)、民間事業者  |

- ▶ 小学校の余裕教室等を活用したサテライト室の整備や、民間事業者への支援により、必要な提供体制を確保します。

単位:人

| 区域   |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |       |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 青葉区  | 量の見込み | 1年生     | 1,206   | 1,220   | 1,170   | 1,167   | 1,094 |
|      |       | 2年生     | 1,102   | 1,119   | 1,128   | 1,076   | 1,074 |
|      |       | 3年生     | 868     | 847     | 862     | 860     | 828   |
|      |       | 4年生     | 513     | 559     | 545     | 554     | 552   |
|      |       | 5年生     | 209     | 197     | 209     | 205     | 213   |
|      |       | 6年生     | 80      | 85      | 78      | 84      | 86    |
|      | 合計    | 3,978   | 4,027   | 3,992   | 3,946   | 3,847   |       |
| 確保方策 |       | 3,978   | 4,027   | 3,992   | 3,946   | 3,847   |       |
| 宮城野区 | 量の見込み | 1年生     | 786     | 834     | 772     | 752     | 697   |
|      |       | 2年生     | 759     | 704     | 756     | 698     | 675   |
|      |       | 3年生     | 592     | 588     | 553     | 579     | 536   |
|      |       | 4年生     | 288     | 286     | 282     | 265     | 281   |
|      |       | 5年生     | 103     | 109     | 108     | 108     | 100   |
|      |       | 6年生     | 27      | 28      | 28      | 25      | 27    |
|      | 合計    | 2,555   | 2,549   | 2,499   | 2,427   | 2,316   |       |
| 確保方策 |       | 2,555   | 2,549   | 2,499   | 2,427   | 2,316   |       |
| 若林区  | 量の見込み | 1年生     | 740     | 730     | 713     | 678     | 698   |
|      |       | 2年生     | 653     | 670     | 639     | 632     | 599   |
|      |       | 3年生     | 485     | 519     | 516     | 501     | 490   |
|      |       | 4年生     | 253     | 265     | 281     | 281     | 263   |
|      |       | 5年生     | 96      | 89      | 94      | 96      | 94    |
|      |       | 6年生     | 32      | 33      | 33      | 32      | 33    |
|      | 合計    | 2,259   | 2,306   | 2,276   | 2,220   | 2,177   |       |
| 確保方策 |       | 2,259   | 2,306   | 2,276   | 2,220   | 2,177   |       |
| 太白区  | 量の見込み | 1年生     | 989     | 1,067   | 1,018   | 997     | 993   |
|      |       | 2年生     | 890     | 881     | 941     | 900     | 883   |
|      |       | 3年生     | 697     | 721     | 708     | 759     | 726   |
|      |       | 4年生     | 388     | 410     | 412     | 411     | 436   |
|      |       | 5年生     | 183     | 182     | 181     | 189     | 188   |
|      |       | 6年生     | 47      | 50      | 51      | 51      | 54    |
|      | 合計    | 3,194   | 3,311   | 3,311   | 3,307   | 3,280   |       |
| 確保方策 |       | 3,194   | 3,311   | 3,311   | 3,307   | 3,280   |       |
| 泉区   | 量の見込み | 1年生     | 878     | 842     | 804     | 773     | 746   |
|      |       | 2年生     | 707     | 753     | 724     | 702     | 666   |
|      |       | 3年生     | 625     | 578     | 621     | 606     | 574   |
|      |       | 4年生     | 364     | 359     | 335     | 363     | 343   |
|      |       | 5年生     | 113     | 123     | 120     | 114     | 117   |
|      |       | 6年生     | 32      | 31      | 32      | 32      | 31    |
|      | 合計    | 2,719   | 2,686   | 2,636   | 2,590   | 2,477   |       |
| 確保方策 |       | 2,719   | 2,686   | 2,636   | 2,590   | 2,477   |       |
| 全市   | 量の見込み | 1年生     | 4,599   | 4,693   | 4,477   | 4,367   | 4,228 |
|      |       | 2年生     | 4,111   | 4,127   | 4,188   | 4,008   | 3,897 |
|      |       | 3年生     | 3,267   | 3,253   | 3,260   | 3,305   | 3,154 |
|      |       | 4年生     | 1,806   | 1,879   | 1,855   | 1,874   | 1,875 |
|      |       | 5年生     | 704     | 700     | 712     | 712     | 712   |
|      |       | 6年生     | 218     | 227     | 222     | 224     | 231   |
|      | 合計    | 14,705  | 14,879  | 14,714  | 14,490  | 14,097  |       |
| 確保方策 |       | 14,705  | 14,879  | 14,714  | 14,490  | 14,097  |       |

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業(区域:行政区)

|      |  |
|------|--|
| 事業内容 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 |
| 実施状況 | 新生児訪問として、乳児のいるすべての家庭を対象として実施。                        |
| 実施主体 | 保健所(各区保健福祉センター、保健センター)                               |

▶ 訪問指導員一人あたりの訪問件数を考慮し、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ人数(人日)

| 区 域  |       | 令和3年度当初   | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 2,072     | 2,037   | 2,006   | 1,980   | 1,959   |
|      | 確保方策  | 訪問指導員：16人 |         |         |         |         |
| 宮城野区 | 量の見込み | 1,781     | 1,750   | 1,724   | 1,701   | 1,683   |
|      | 確保方策  | 訪問指導員：10人 |         |         |         |         |
| 若林区  | 量の見込み | 1,150     | 1,130   | 1,113   | 1,099   | 1,087   |
|      | 確保方策  | 訪問指導員：8人  |         |         |         |         |
| 太白区  | 量の見込み | 1,912     | 1,879   | 1,850   | 1,827   | 1,808   |
|      | 確保方策  | 訪問指導員：12人 |         |         |         |         |
| 泉区   | 量の見込み | 1,564     | 1,538   | 1,514   | 1,495   | 1,479   |
|      | 確保方策  | 訪問指導員：12人 |         |         |         |         |
| 全市   | 量の見込み | 8,479     | 8,334   | 8,207   | 8,102   | 8,016   |
|      | 確保方策  | 訪問指導員：58人 |         |         |         |         |

### ⑤ 養育支援訪問事業(区域:行政区)

|      |   |
|------|---|
| 事業内容 | ○育児・家事等の援助<br>産後間もない, 育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として, 育児ヘルパーを派遣し, 育児や家事の援助を行う事業。<br>○専門的な相談指導<br>未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導, 若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う事業。 |
| 実施状況 | 育児ヘルプ家庭訪問事業として実施。   |
| 実施主体 | 各区保健福祉センター(「育児・家事等の援助」は民間事業者への委託)   |

#### 〈育児・家事等の援助〉

▶ 既存の事業者の体制により, 必要な提供体制を確保します。

単位: 延べ人数(人日)

| 区 域  |       | 令和3年度当初                    | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 510                        | 501     | 493     | 487     | 482     |
|      | 確保方策  | 育児ヘルパー: 233人<br>実施機関: 12か所 |         |         |         |         |
| 宮城野区 | 量の見込み | 345                        | 339     | 334     | 330     | 326     |
|      | 確保方策  | 育児ヘルパー: 160人<br>実施機関: 11か所 |         |         |         |         |
| 若林区  | 量の見込み | 106                        | 104     | 103     | 101     | 100     |
|      | 確保方策  | 育児ヘルパー: 100人<br>実施機関: 9か所  |         |         |         |         |
| 太白区  | 量の見込み | 339                        | 333     | 328     | 324     | 321     |
|      | 確保方策  | 育児ヘルパー: 151人<br>実施機関: 10か所 |         |         |         |         |
| 泉区   | 量の見込み | 329                        | 324     | 319     | 314     | 311     |
|      | 確保方策  | 育児ヘルパー: 185人<br>実施機関: 12か所 |         |         |         |         |
| 全市   | 量の見込み | 1,629                      | 1,601   | 1,577   | 1,556   | 1,540   |
|      | 確保方策  | 育児ヘルパー: 477人<br>実施機関: 16か所 |         |         |         |         |

3

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5部

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 〈専門的な相談指導〉

▶ 既存の専門指導員の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ人数（人日）

| 区 域  |       | 令和3年度当初   | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 304       | 299     | 294     | 291     | 288     |
|      | 確保方策  | 専門指導員：13人 |         |         |         |         |
| 宮城野区 | 量の見込み | 424       | 417     | 411     | 405     | 401     |
|      | 確保方策  | 専門指導員：10人 |         |         |         |         |
| 若林区  | 量の見込み | 114       | 111     | 110     | 108     | 107     |
|      | 確保方策  | 専門指導員：5人  |         |         |         |         |
| 太白区  | 量の見込み | 252       | 248     | 244     | 241     | 238     |
|      | 確保方策  | 専門指導員：12人 |         |         |         |         |
| 泉区   | 量の見込み | 231       | 227     | 224     | 221     | 219     |
|      | 確保方策  | 専門指導員：10人 |         |         |         |         |
| 全市   | 量の見込み | 1,325     | 1,302   | 1,283   | 1,266   | 1,253   |
|      | 確保方策  | 専門指導員：50人 |         |         |         |         |

| ⑥ 地域子育て支援拠点事業(区域:行政区) |   |
|-----------------------|---|
| 事業内容                  | 家庭や地域における子育て機能の低下や, 子育て中の保護者の孤独感や負担感の増大等に対応するため, 地域の子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談支援等を行う事業。 |
| 実施状況                  | のびすく, 幼稚園, 保育所, 認定こども園, 児童館(児童センター)にて子育て支援事業を実施。                                    |
| 実施主体                  | のびすく, 幼稚園, 保育所, 認定こども園, 児童館(児童センター)   |

▶ 既存の施設の体制により, 必要な提供体制を確保します。

単位:延べ人数(人日), か所

| 区 域  |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 125,327 | 119,997 | 115,089 | 112,258 | 110,090 |
|      | 確保方策  | 58か所    | 58か所    | 58か所    | 58か所    | 58か所    |
| 宮城野区 | 量の見込み | 100,614 | 97,352  | 94,166  | 92,556  | 91,087  |
|      | 確保方策  | 47か所    | 47か所    | 47か所    | 47か所    | 47か所    |
| 若林区  | 量の見込み | 85,909  | 84,459  | 83,092  | 82,307  | 81,458  |
|      | 確保方策  | 33か所    | 33か所    | 33か所    | 33か所    | 33か所    |
| 太白区  | 量の見込み | 136,003 | 133,679 | 131,851 | 130,691 | 129,715 |
|      | 確保方策  | 48か所    | 48か所    | 48か所    | 48か所    | 48か所    |
| 泉区   | 量の見込み | 130,002 | 126,912 | 124,231 | 121,164 | 118,701 |
|      | 確保方策  | 51か所    | 51か所    | 51か所    | 51か所    | 51か所    |
| 全市   | 量の見込み | 577,855 | 562,399 | 548,429 | 538,976 | 531,051 |
|      | 確保方策  | 237か所   | 237か所   | 237か所   | 237か所   | 237か所   |

第5部

教育・保育, 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

⑦ 一時預かり事業(幼稚園型)(区域:行政区)

|      |  |
|------|--|
| 事業内容 | 通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後, 夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業。 |
| 実施状況 | 仙台市内のすべての私立幼稚園及び認定こども園で, 預かり保育として実施。       |
| 実施主体 | 幼稚園, 認定こども園                                |

▶ 既存の幼稚園及び認定こども園での在園児を対象とした当該事業の実施により, 必要な提供体制を確保します。

単位: 延べ人数(人日)

| 区 域  |           | 令和3年度当初        | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |         |
|------|-----------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の<br>見込み | ①1号認定による利用     | 94,695  | 93,287  | 91,846  | 89,874  | 88,486  |
|      |           | ②2号認定による利用     | 37,592  | 39,995  | 42,432  | 41,521  | 40,880  |
|      |           | 合 計            | 132,287 | 133,282 | 134,278 | 131,395 | 129,366 |
|      | 確保<br>方策  | 一時預かり事業(幼稚園型I) | 9,332   | 9,402   | 9,473   | 9,269   | 9,127   |
|      |           | その他            | 122,955 | 123,880 | 124,805 | 122,126 | 120,239 |
|      |           | 合 計            | 132,287 | 133,282 | 134,278 | 131,395 | 129,366 |
| 宮城野区 | 量の<br>見込み | ①1号認定による利用     | 83,716  | 82,470  | 81,197  | 79,454  | 78,226  |
|      |           | ②2号認定による利用     | 33,233  | 35,359  | 37,512  | 36,707  | 36,140  |
|      |           | 合 計            | 116,949 | 117,829 | 118,709 | 116,161 | 114,366 |
|      | 確保<br>方策  | 一時預かり事業(幼稚園型I) | 8,250   | 8,312   | 8,374   | 8,195   | 8,068   |
|      |           | その他            | 108,699 | 109,517 | 110,335 | 107,966 | 106,298 |
|      |           | 合 計            | 116,949 | 117,829 | 118,709 | 116,161 | 114,366 |
| 若林区  | 量の<br>見込み | ①1号認定による利用     | 84,672  | 83,412  | 82,124  | 80,361  | 79,120  |
|      |           | ②2号認定による利用     | 33,612  | 35,763  | 37,941  | 37,126  | 36,552  |
|      |           | 合 計            | 118,284 | 119,175 | 120,065 | 117,487 | 115,672 |
|      | 確保<br>方策  | 一時預かり事業(幼稚園型I) | 8,344   | 8,407   | 8,470   | 8,288   | 8,160   |
|      |           | その他            | 109,940 | 110,768 | 111,595 | 109,199 | 107,512 |
|      |           | 合 計            | 118,284 | 119,175 | 120,065 | 117,487 | 115,672 |
| 太白区  | 量の<br>見込み | ①1号認定による利用     | 64,856  | 63,891  | 62,905  | 61,554  | 60,603  |
|      |           | ②2号認定による利用     | 25,747  | 27,393  | 29,061  | 28,437  | 27,998  |
|      |           | 合 計            | 90,603  | 91,284  | 91,966  | 89,991  | 88,601  |
|      | 確保<br>方策  | 一時預かり事業(幼稚園型I) | 6,392   | 6,440   | 6,488   | 6,348   | 6,250   |
|      |           | その他            | 84,211  | 84,844  | 85,478  | 83,643  | 82,351  |
|      |           | 合 計            | 90,603  | 91,284  | 91,966  | 89,991  | 88,601  |
| 泉区   | 量の<br>見込み | ①1号認定による利用     | 129,443 | 127,518 | 125,549 | 122,853 | 120,955 |
|      |           | ②2号認定による利用     | 51,387  | 54,673  | 58,002  | 56,757  | 55,880  |
|      |           | 合 計            | 180,830 | 182,191 | 183,551 | 179,610 | 176,835 |
|      | 確保<br>方策  | 一時預かり事業(幼稚園型I) | 12,757  | 12,853  | 12,949  | 12,671  | 12,475  |
|      |           | その他            | 168,073 | 169,338 | 170,602 | 166,939 | 164,360 |
|      |           | 合 計            | 180,830 | 182,191 | 183,551 | 179,610 | 176,835 |
| 全市   | 量の<br>見込み | ①1号認定による利用     | 457,382 | 450,578 | 443,621 | 434,096 | 427,390 |
|      |           | ②2号認定による利用     | 181,571 | 193,183 | 204,948 | 200,548 | 197,450 |
|      |           | 合 計            | 638,953 | 643,761 | 648,569 | 634,644 | 624,840 |
|      | 確保<br>方策  | 一時預かり事業(幼稚園型I) | 45,075  | 45,414  | 45,754  | 44,771  | 44,080  |
|      |           | その他            | 593,878 | 598,347 | 602,815 | 589,873 | 580,760 |
|      |           | 合 計            | 638,953 | 643,761 | 648,569 | 634,644 | 624,840 |

⑦ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)(区域:行政区)

|      |   |
|------|---|
| 事業内容 | 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。     |
| 実施状況 | 保育所、認定こども園、地域型保育事業にて一時預かり・継続的利用保育サービス事業として実施。その他、のびすくでの託児が該当。 |
| 実施主体 | 保育所、認定こども園、地域型保育事業、のびすく                                       |

▶ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位:延べ人数(人日)

| 区 域  |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 18,448  | 17,677  | 17,005  | 16,674  | 16,423  |
|      | 確保方策  | 18,448  | 17,677  | 17,005  | 16,674  | 16,423  |
| 宮城野区 | 量の見込み | 14,122  | 13,687  | 13,326  | 13,068  | 12,870  |
|      | 確保方策  | 14,122  | 13,687  | 13,326  | 13,068  | 12,870  |
| 若林区  | 量の見込み | 10,421  | 10,044  | 9,725   | 9,536   | 9,392   |
|      | 確保方策  | 10,421  | 10,044  | 9,725   | 9,536   | 9,392   |
| 太白区  | 量の見込み | 14,741  | 14,359  | 14,053  | 13,780  | 13,572  |
|      | 確保方策  | 14,741  | 14,359  | 14,053  | 13,780  | 13,572  |
| 泉区   | 量の見込み | 13,491  | 13,027  | 12,637  | 12,391  | 12,204  |
|      | 確保方策  | 13,491  | 13,027  | 12,637  | 12,391  | 12,204  |
| 全市   | 量の見込み | 71,223  | 68,794  | 66,746  | 65,449  | 64,461  |
|      | 確保方策  | 71,223  | 68,794  | 66,746  | 65,449  | 64,461  |



### ㊤ 病児保育事業(区域:行政区)

|      |   |
|------|---|
| 事業内容 | 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育等を行う事業。 |
| 実施状況 | 市内全区6か所(青葉区2, 宮城野区1, 若林区1, 太白区1, 泉区1)で実施。                 |
| 実施主体 | 診療所及び保育所の設置者  |

▶ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位:延べ人数(人日)

| 区 域  |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青葉区  | 量の見込み | 840     | 853     | 866     | 853     | 836     |
|      | 確保方策  | 840     | 853     | 866     | 853     | 836     |
| 宮城野区 | 量の見込み | 524     | 532     | 541     | 532     | 522     |
|      | 確保方策  | 524     | 532     | 541     | 532     | 522     |
| 若林区  | 量の見込み | 294     | 299     | 303     | 299     | 293     |
|      | 確保方策  | 294     | 299     | 303     | 299     | 293     |
| 太白区  | 量の見込み | 448     | 455     | 462     | 455     | 446     |
|      | 確保方策  | 448     | 455     | 462     | 455     | 446     |
| 泉区   | 量の見込み | 386     | 391     | 397     | 391     | 384     |
|      | 確保方策  | 386     | 391     | 397     | 391     | 384     |
| 全市   | 量の見込み | 2,492   | 2,530   | 2,569   | 2,530   | 2,481   |
|      | 確保方策  | 2,492   | 2,530   | 2,569   | 2,530   | 2,481   |

### ㊟ 妊婦健康診査(区域:行政区)

|      |  |
|------|--|
| 事業内容 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。 |
| 実施状況 | 妊娠の届出のあった者に妊婦一般健康診査助成券を交付し、14回まで助成。  |
| 実施主体 | 県内指定医療機関(県外で受診した仙台市に住民票を有する方については、償還払いにより対応)   |

▶ 既存の指定医療機関の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位:対象人数/受診件数

| 区 域        |       | 令和3年度当初                | 令和4年度当初            | 令和5年度当初            | 令和6年度当初            | 令和7年度当初            |
|------------|-------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 青葉区        | 量の見込み | 2,092人<br>/24,476件     | 2,057人<br>/24,067件 | 2,026人<br>/23,704件 | 2,001人<br>/23,412件 | 1,981人<br>/23,178件 |
| 宮城野区       | 量の見込み | 1,790人<br>/20,943件     | 1,760人<br>/20,592件 | 1,734人<br>/20,288件 | 1,713人<br>/20,042件 | 1,695人<br>/19,831件 |
| 若林区        | 量の見込み | 1,143人<br>/13,373件     | 1,124人<br>/13,151件 | 1,108人<br>/12,964件 | 1,094人<br>/12,800件 | 1,083人<br>/12,671件 |
| 太白区        | 量の見込み | 1,757人<br>/20,557件     | 1,728人<br>/20,217件 | 1,702人<br>/19,913件 | 1,681人<br>/19,667件 | 1,663人<br>/19,457件 |
| 泉区         | 量の見込み | 1,360人<br>/15,912件     | 1,338人<br>/15,655件 | 1,318人<br>/15,421件 | 1,301人<br>/15,222件 | 1,288人<br>/15,070件 |
| 全市         | 量の見込み | 8,142人<br>/95,261件     | 8,007人<br>/93,682件 | 7,888人<br>/92,290件 | 7,790人<br>/91,143件 | 7,710人<br>/90,207件 |
| 確保方策(各区共通) |       | 実施場所:指定医療機関88、助産院3(委託) |                    |                    |                    |                    |

## ○区域を仙台市全域とするもの

| ① 子育て短期支援事業(区域:仙台市全域) |   |
|-----------------------|---|
| 事業内容                  | 小学校修了前の児童を養育している保護者が疾病等によりその養育が一時的に困難となった場合に、一定期間施設で児童を保護・養育する事業。 |
| 実施状況                  | 子育て支援ショートステイ事業として実施。青葉区、宮城野区、太白区に実施施設あり。                          |
| 実施主体                  | 児童養護施設(4施設)、乳児院(2施設)  |

▶ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ人数(人日)

| 区 域 |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全市  | 量の見込み | 362     | 357     | 351     | 346     | 339     |
|     | 確保方策  | 362     | 357     | 351     | 346     | 339     |

| ② 子育て援助活動支援事業(区域:仙台市全域) |   |
|-------------------------|---|
| 事業内容                    | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。 |
| 実施状況                    | 仙台すくすくサポート事業として実施。仙台市全域を実施区域として、仙台すくすくサポート事務局が会員登録や仲介を行っている。  |
| 実施主体                    | 市内在住の利用会員と協力会員、両方会員   |

▶ 協力会員(子どもを預かることができる方)の確保に努めることにより、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ人数(人日)

| 区 域 |       | 令和3年度当初 | 令和4年度当初 | 令和5年度当初 | 令和6年度当初 | 令和7年度当初 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全市  | 量の見込み | 10,739  | 10,739  | 10,739  | 10,575  | 10,371  |
|     | 確保方策  | 10,739  | 10,739  | 10,739  | 10,575  | 10,371  |





# 參考資料

# 仙台市子ども・子育て会議条例

平成25年仙台市条例第3号

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、仙台市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

## (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

## (会議)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

## (部会)

第8条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 仙台市子ども・子育て会議運営要領

平成25年6月7日仙台市子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合
- 2 会議の会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。

(議事録)

第3条 会議における議事は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び開催場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過及び概要
- (4) その他必要な事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合は、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、仙台市子供未来局子供育成部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

## 仙台市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年2月3日現在

| 氏名                | 役職・所属団体等                  |
|-------------------|---------------------------|
| 会長 ほん とう かず お 夫   | 東北大学大学院教育学研究科教授           |
| 副会長 こ ばやし じゅん こ 子 | 特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事  |
| い じま のり こ 子       | 宮城教育大学教育学部准教授             |
| い ぐち し の 乃        | 市民公募委員                    |
| い とう けい こ 子       | 仙台市小学校長会                  |
| かみ や たつ じ 司       | 東北大学大学院教育学研究科准教授          |
| こ ばやし りょう こ 子     | 仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会会長      |
| こん の あや こ 子       | 仙台商工会議所                   |
| さい とう あおい 葵       | 市民公募委員                    |
| さ とう あやこ 子        | 仙台市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会    |
| さ とう てつ や 也       | 宮城教育大学教育学部教授              |
| しお の えつ こ 子       | 宮城大学大学院看護学研究科教授           |
| しげ はら たつ や 也      | 仙台市保育所連合会会長               |
| すず き けん いち 一      | 前日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長    |
| ち ば きわ こ 子        | 仙台市子ども会連合会会長              |
| つち くら おさむ 相       | 仙台市児童養護施設協議会              |
| ど あい まき こ 子       | 公益財団法人せんだい男女共同参画財団        |
| なか じま かつ こ 子      | 仙台市ほほえみの会会長               |
| なか つぼ ち よ 代       | 仙台市PTA協議会                 |
| ひら やま けん えつ 悦     | 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘理事長 |
| み うら じゅん          | 仙台弁護士会                    |
| むら た ゆう じ 二       | 仙台市医師会（仙台市立病院副院長）         |
| よし おが こう しゅう 宗    | 仙台市私立幼稚園連合会子ども・子育て委員      |
| よし た ひろし 浩        | 東北大学大学院経済学研究科教授           |

（五十音順，敬称略）



## 仙台市すこやか子育てプラン2020策定経過

| 年月日                    | 会 議 等   |
|------------------------|---|
| 平成30年9月3日              | 平成30年度第1回 仙台市子ども・子育て会議<br>○令和2～6年度における本市の子ども・子育て支援に係る計画について諮問<br>○次期仙台市すこやか子育てプランの策定について協議<br>○仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について協議           |
| 平成30年11月22日<br>～12月17日 | 仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査を実施  |
| 平成30年12月6日             | 平成30年度第2回 仙台市子ども・子育て会議<br>○仙台市すこやか子育てプラン2015の平成29年度実績について報告<br>○仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査について報告<br>○仙台市すこやか子育てプラン2015の振り返りと、次期プランの方向性について協議 |
| 平成31年3月25日             | 平成30年度第3回 仙台市子ども・子育て会議<br>○子ども・子育てに関するアンケート調査の集計結果（速報）について報告<br>○次期仙台市すこやか子育てプランの策定に当たり踏まえるべき視点について協議                                   |
| 令和元年5月21日              | 仙台市議会常任委員会（健康福祉委員会）<br>○仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査の結果について報告  |
| 令和元年6月28日              | 令和元年度第1回 仙台市子ども・子育て会議<br>○子ども・子育てに関するアンケート調査の結果について報告<br>○次期仙台市すこやか子育てプランについて協議   |
| 令和元年9月5日               | 令和元年度第2回 仙台市子ども・子育て会議<br>○次期仙台市すこやか子育てプラン骨子案について協議  |
| 令和元年11月12日             | 令和元年度第3回 仙台市子ども・子育て会議<br>○仙台市すこやか子育てプラン2015の平成30年度実績について報告<br>○仙台市すこやか子育てプラン2020中間案について協議   |
| 令和元年11月27日<br>～12月27日  | 仙台市すこやか子育てプラン2020中間案に関するパブリックコメントを実施  |
| 令和2年2月3日               | 令和元年度第4回 仙台市子ども・子育て会議<br>○仙台市すこやか子育てプラン2020中間案に関するパブリックコメントの実施結果について報告<br>○仙台市すこやか子育てプラン2020最終案について協議                                   |





# 仙台市すこやか 子育てプラン 2020

令和2年度～令和6年度